

平成 25 年度
「消費税軽減税率に係る検討会」
報告書

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会
平成 26 年 3 月

目 次

I. 調査目的と内容	1
1. 調査目的	1
2. 調査報告内容	1
(1) 報告書内容	1
(2) 調査方法	2
II. EU 等の付加価値税制と軽減税率導入の現状	3
1. アメリカの場合	4
(1) 課税対象	4
(2) 課税主体	4
(3) 納税義務者	4
(4) 課税標準	4
(5) 税額・税率	5
2. イギリスの場合	6
(1) 課税対象	6
(2) 課税主体	6
(3) 納税義務者	6
(4) 課税標準	6
(5) 税額・税率	6
3. フランスの場合	8
(1) 課税対象	8
(2) 課税主体	8
(3) 納税義務者	8
(4) 課税標準	8
(5) 税額・税率	8
4. ドイツの場合	11
(1) 課税対象	11
(2) 課税主体	11
(3) 納税義務者	11
(4) 課税標準	11
(5) 税額・税率	11
5. イタリアの場合	13
(1) 課税対象	13
(2) 課税主体	13
(3) 納税義務者	13
(4) 税標準	13

(5) 税額・税率	13
6. カナダの場合	15
(1) 課税対象	15
(2) 課税主体	15
(3) 納税義務者	15
(4) 課税標準	15
(5) 税額・税率	15
(6) 新築住宅還付制度.....	15
III. EU のインボイス制度について	20
1. EU のインボイス制度とは	20
2. 主要国のインボイス制度の概要.....	22
3. インボイスの実際.....	23
(1) 英国のタックスインボイス例示（課税及び免税業者の対比）	23
(2) EU タックスインボイスに基づく日本のインボイスのイメージ	23
(3) 公明党案による EU タックスインボイスを代替する日本の請求書案.....	24
IV. 消費税導入と増税に係る経緯	25
1. 消費税の導入	25
2. 平成3 年の見直し	26
(1) 消費税廃止・見直しの議論	26
(2) 見直しの議論	26
3. 平成9 年の増税	30
4. 平成1 5 年の制度改正.....	31
5. 税制調査会答申における消費税の考え方	32
(1) 非課税取引	32
(2) 税率構造	33
(3) ゼロ税率	34
(4) 逆進性.....	35
(5) インボイス方式について	35
(6) 消費税の福祉目的税化	36
(7) 税調等の議論内容.....	37
①平成 14 年 6 月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」税制調査会（抜粋）	37
②平成 14 年 11 月「平成 15 年度における税制改革についての答申～あるべき税制の構築に向け て」税制調査会（抜粋）	39
③平成 23 年 12 月「社会保障改革案に対する意見」税制調査会（抜粋）	41
④平成 24 年度税制改正大綱.....	47

⑤平成 25 年 11 月 12 日「軽減税率についての議論の中間報告」与党税制協議会、軽減税率制度調査委員会（全文）	47
V. 我が国の中小企業における消費税の取扱い	52
1. 仕入税額控除の改正経緯	52
2. 仕入税額控除制度について（現行消費税制度）	52
3. 消費税の仕入控除税額の計算方法	53
4. 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』	53
5. 消費税の中小事業者に対する特例措置の推移	54
6. 事業者免税点制度の概要	55
（参考）主要国の付加価値税における免税点制度の概要	56
7. 消費税の転嫁のあり方	57
8. 簡易課税制度の概要	57
（参考）主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要	59
VI. インボイス制度導入に係る問題点・課題及び対処の方向性	60
1. 2013.11.29 公明党提案	60
2. 平成 25 年 12 月 5 日 財務省主税局資料「複数税率における納税事務等に係る制度等について」	60
3. 平成 25 年 12 月 5 日 平川会計パートナーズ平川忠雄代表「軽減税率について」の見解	61
4. 2013.12.9 明治学院大学 西山 由美 教授「不動産取引と消費課税」	62
（同西山教授のヒアリングより）	63
5. 国際税務研究会「国際税務」2012 年 4 月号掲載「欧州連合型インボイス方式の現状と課題」 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、シニアマネジャー・ドイツ税理士 溝口 （天野）史子氏の見解	64
VII. むすび～望ましい軽減税率と税務の方向性	65
参考資料	67
第 1 回 消費税軽減税率に係る検討会記録	67
第 2 回 消費税軽減税率に係る検討会記録	103

I. 調査目的と内容

1. 調査目的

消費増税を目前に控え、政府内では住宅取引や住宅建設に対する消費課税の取扱いについては、当面はローン減税の拡充と給付措置で対応し、その後は軽減税率を導入する方向で検討が進むものと考えられる。

しかし、軽減税率の導入に際しては、消費税導入以来、EU 型のインボイス制度の導入が必至であるものの、我が国で採用するのは難しいという議論が展開されてきた経緯があり、そのこと自体が軽減税率の導入を見送らせてきたひとつの要因となっている。

今後、給付措置が広く恒久的に住宅支援策として導入される場合は別として、政府内の議論からみて、軽減税率が導入される可能性が高いものと考えられる。しかし、再び、インボイス制度導入は難しいという議論から、恒久的な軽減税率の導入が見送られる可能性もある。

また、軽減税率導入の条件として、インボイス制度の導入が必須となった場合に備えて、中小不動産流通・住宅建設業界としても、インボイス制度がどのようなもので、実際の取引や税務会計において、どのような問題があるのかについては十分な検討が行われてきたわけではない。

一方、有識者によっては、EU 型のインボイス制度はインボイス作成時の不正を含め、様々な問題を抱えているとの指摘があり、むしろ、軽減税率が広範な品目やサービスに及ぶのではなく限定的であるならば、インボイス制度を導入することなく、我が国における帳簿・請求書等保存方式による税務会計実務のままで事足りるという見方もある。

以上のような背景から、本調査研究では、全国宅地建物取引業協会連合会（以下「全宅連」という）の政策推進委員会を通じて、インボイス制度導入の必要性や問題点を整理し、中小不動産流通・住宅建設業界として、消費増税に伴う軽減税率やインボイス制度導入に際し、政府に対しどのような主張を展開すべきかを議論しまとめることを目的とする。

2. 調査報告内容

(1) 報告書内容

- ①EU 付加価値税制（以下「VAT」という）における軽減税率導入の現状。
- ②EU の VAT におけるインボイス制度の内容。
- ③我が国における消費税導入、増税時における軽減税率導入とインボイス制度に関するこれまでの税調等の議論の整理。
- ④我が国においてインボイス制度が導入された場合の具体的な税務会計手続きのイメージや取引を巡る課題・問題点等の把握。
- ⑤現行の税務会計手続きや取引慣行からみたインボイス制度導入の必要性の見直し。
- ⑥我が国において望ましい軽減税率制度と関連税務会計のあり方について。

(2) 調査方法

既存文献や海外状況のウェブ検索を通じて、①～⑥における関連資料づくりを行い、全宅連政策推進委員会に設ける消費税研究会（仮称）等の場を通じて議論し成果をまとめた。

この際、税理士法人平川会計パートナーズの代表社員税理士である平川忠雄先生に助言とご指導をお願いするとともに、平川先生及び明治学院大学の西山教授の 2 名を講師として招き、次のようにお話をお聞きした。

①西山教授： EU のインボイス制度の現状と課題。

②平川先生： 日本におけるインボイス制度導入に際しての問題点、現行方式での対応の可能性。

II. EU等の付加価値税制と軽減税率導入の現状

G7における消費税等の取扱い (2014.1.1現在)							
	日本	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ (オンタリオ州)
名 称	消費税	売上税 Sales and Use Tax	付加価値税 Value Added Tax: VAT	付加価値税 Tax sur la Valeur Ajoutée: TVA	売上税 Umsatzsteuer: UStG	付加価値税 L'imposta sul Valore Aggiunto: IVA	統合売上税 Harmonized Sales Tax: HST
課税方式	多段階仕入控除	小売時課税	多段階仕入控除	多段階仕入控除	多段階仕入控除	多段階仕入控除	多段階仕入控除
標準税率 直近税率変更日 * 軽減税率の 有無	5% (地方分 1%) 1997年4月1日～ * なし	8.875% 2010年12月1日 ～ * あり 3%	20% 2011年1月4日 ～ * あり 5%	20% 2000年4月1日 * あり7%→10% (2014/1/1), 5.5%, 2.1%	19% 2007年1月1日～ * あり 7%	22% 2013年1月7日～ * あり 4%, 10%	13% (州分8%) 2010年7月1日～ * 還付制度有り
導入年 (導入年の 標準税率)	1989年4月1日 (3.0%)	各州は1930年代 から相次ぎ導入	1973年4月1日 (10.0%)	1968年1月1日 (16.66%)	1968年1月1日 (10.0%)	1973年1月1日 (12.0%)	1991年1月1日 (GST7% PST8 %計15%)
課税主体	国	州 (市)	国	国	連邦、州、市 共同税	国	国 (州)
非課税取引	土地譲渡・賃貸、 住宅賃貸・金融・ 保険・医療・教育・ 福祉等	不動産譲渡・賃貸、 建築・改良工事 (資本的支出部 分)、再販目的財、 一部食料品や飲料、 水道・医薬品・ 機器、\$110以下 衣料・新聞・一定 定期購読物等	土地譲渡、住宅 賃貸、既存住宅 取引・金融・保険、 医療・教育・郵便 等	住宅賃貸、個人 住宅建築のための 用地先行取得、 既存住宅・金融・ 保険・医療・教育、 郵便等	不動産譲渡、住 宅賃貸・金融・保 険・医療・教育、 郵便、一部の劇 場・映画入場・ス ポーツ施設入場等	宅地でない土地取 引、個人による既 存住宅取引、住 宅賃貸・医療・教 育・金融・電話等	既存住宅取引、 住宅賃貸・金融・ 保険・教育・道 路・フェリー等の料 金、慈善サービス 等
軽減税率 ゼロ税率 (還付制度)	なし * 8%から10%へ の増税時に軽減 税率導入が検討さ れている。	(一部有り) 家 庭用の天然ガスや 電力、スチーム供 給等については、 4%の州税はかか らず、3%-7.75% のみがかかる。 ニューヨーク市は 4.5%、 3~4%が多い。	(0%) 住宅、食 料(加工品等を除 く)、新聞・本・医 薬品、子供服、輸 送、交通等 (5%) 暖房用 燃料・電力、空家 建物修復・転用、 断熱材、省エネ機 器等	(2.1%) 新聞・ 雑誌、医薬品等 (5.5%) 食料、 水道、障害者用医 療機器等 (10%) 社会住 宅(一部5.5%)、 住宅の修繕工事、 書籍、農産物・交 通等	(7%) 食料、水 道・新聞・雑誌・書 籍・交通・宿泊施 設・社会福祉サー ビス等	(4%) 主たる住 宅、食料品・書籍、 新聞・雑誌等 (10%) 奢侈な 住宅、2件目の住 宅、種々の食料品、 水等	(0%) 農漁業 生産物、基礎的食 料雑貨・医療等。 * 還付制度有り。 * 新聞書籍、子供 服、子供座席等取 引時還付制度有。 * 新築戸建・賃貸 住宅還付制度有。

住宅取引に対する軽減税率等の取扱い							
	日本	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ (オンタリオ州)
新築・取得	土地 (取得時)	非課税	非課税	0%税率課税	原則課税 * 非課税：戸建可 家の売却購入特例	非課税	課 税 * 譲渡と一体購入 で還付制度あり。
	建 物	課 税	非課税	0%税率課税	課 税 (建屋工事にか けは標準税率で課 税)	課 税 主たる住宅は4%、 その他2件目住宅 は10%軽減税率	課 税 * 還付制度により CA\$35万の土地・ 住宅一体取引の減 税税率5.2%
取得後	戸建・集合 住宅	課 税	非課税	0%税率課税	課 税 * 社会住宅等には 10%の軽減税率 適用 (新築工事の 4分の1位)	非課税 * 譲渡行為に対 する税は売却に基 づき (不動産価格の 数%程度)	課 税 * 同上
	建 物	課 税	非課税	0%税率課税	課 税 * 社会住宅は 10%軽減税率 (国 民の6~7割適用)	課 税 * 同上	課 税 * 税額還付あり
取得後	仲 介 (の介)	課税： 個人取引は 非課税 (課税)	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)	個人取引非課税 業者取引：買取 再建費額 (課 税)	非課税 (課 税)	個人取引非課税 (課 税)
	買取再建	課税 (建物)	非課税 (リフォーム工事分 は資本支出ならは 非課税)	非課税 * 特別部分仕入 控除法を適用して、 通知工事分の税額 を納付	5年以内の完全分 割 課 税 5年超の完全分：完 全買入の金額に課 税	非課税 * 工事分の税額を 戻金に購入	譲渡業者等が完成 する場合、新築か 5年超は非課税 (減価償却税)。 減価償却も可能
リフォーム工事		課 税 * 資本支出となる 工事は非課税	課 税 * 交換修理・延長、 マンション等の修 繕工事は5%の軽減税率	10%軽減税率 * 築後2年以上経 過した住宅の改修 ・修繕工事	課 税	10%軽減 * 新築同等の修繕 工事、主たる住宅 は4%軽減もあり	課税 * 新築同等の修繕 工事の増築等には 還付あり

1. アメリカの場合

米国各州には、財の供給（小売）、サービスの提供等に対して小売り段階で課せられる売上税（Sales and Use Tax）がある（多段階の取引において仕入れ控除が認められるわが国のような消費税（付加価値税）とは異なる方式である）。

以下はニューヨークの場合であるが、米国のどの州においても、住宅を含む不動産取引や住宅建設工事は課税対象外である。したがって、住宅の取得に当たって、取得者に当該税の負担は生じない。しかしながら、分譲業者や建設会社は売上税制上、最終消費者としてとらえられているため、建設工事のための財やサービスの購入にあたっては課税される場合がある。全国ホームビルダー協会（NAHB）の見解では、実際に建設工事に上乘せされている売上税分は、住宅価格のおおよそ2%前後ではないかとのことである。

米国では、住宅購入者が負担する小売税額は、隠れた税として2%前後の水準にあるというものである。

(1) 課税対象

小売り段階の財（個人用有形資産）やサービスが課税対象であるが、不動産の譲渡や賃貸、住宅を含む建設工事は課税対象外である。資本支出となる大規模改修工事や設備工事などは原則非課税となることが多いが、部屋のリフォーム工事は課税対象となる。家賃や不動産仲介料も非課税である。

(2) 課税主体

国税ではなく地方税である。州が課税主体であるが、ニューヨーク市など、行政区によって税率は多少異なる（州税に市税が追加されて課税される）。

(3) 納税義務者

州の売上税法により、納税義務者は消費者の場合と小売業者の場合とがある。納税は小売業者が行う。住宅分譲業者や建設業者は、売上税法上、消費者として位置づけられている。

(4) 課税標準

主な非課税取引は、住宅を含む不動産譲渡・賃貸、建築・改良工事（資本支出相当部分）、医療、医薬品、教育関連テキスト、新聞、雑誌、一部食料品、水道料金などである。

（不動産が課税対象外である理由）

30年代における売上税の導入時点において、不動産には不動産取引税や移転税が課せられており、取引税である売上税を新たに課せられる理由はなかったためとされている。

(流通時における累積課税への対応)

住宅取引は非課税でも、住宅資材の取引などは一般に課税対象となる。ただし、ほとんどの州では、資材やサービス等を建設業者が購入する場合、非課税にて購入できるようにする措置がある。ニューヨーク州建設業者などは、住宅建設目的による購入などの必要事項を記した小売税免税証書を売り手に発行し、免税取引を行うことができる。

資材を他の州から調達した場合には売上税ではなく、Use Tax が課せられる。

こうした制度もあり、実際の隠れた税は、住宅価格の2%前後と言われている。

(住宅として課税対象外となる範囲)

住宅と一体的な設備や家具、造園、外構工事、ユーティリティ工事等は、住宅に含むとみなされ、売上税の対象外である。修繕や設備工事等でも、減価償却可能な資本支出の場合、売上税は非課税となる。

住宅の維持管理費用とは異なる、資本財の更新を伴うような工事（最新キッチンへの機能更新やボイラーシステムの機能更新、屋根の張り替え工事等々）は、資本支出とされ、小売税は非課税となる。この原則から、住宅の改築工事や増築工事なども非課税である。

(5) 税額・税率

税率は州や地方自治体毎に異なる。ニューヨーク市では、州分が4%、市分が4.5%、メトロポリタン通勤圏付加税が0.375%、合計で8.875%である。特定の燃料やガス、電気に対しては3%の軽減税率適用がある。

アメリカ

<調査先>
①全国ホームビルダー協会 (NAHB)
②Tax Foundation

<住宅は社会政策の柱・住宅投資は経済の柱>

- 持家取得は、アメリカンドリーム
*National Housing Act of 1949...アメリカンドリームの実現を支える法制度
- 多民族を定着させ、ダイナミックな経済社会を作るための住宅政策は、国の最重要政策（住宅投資は、経済の柱）
- 1930年代に売上税（小売段階の物品税）を導入した時点から住宅は非課税
- 新築住宅は投資であり、消費ではない。このため売上税の対象ではない
(州は住宅建設により多くの固定資産税収の確保ができ、好意的である)
- 住宅は売上税の対象外。一部材料等への課税はあるが、住宅価格に含まれた税分は2%以下程度（ニューヨーク州の場合）

■各州の売上税率（例）2012年 * Tax Foundationの資料より作成。ニューヨーク州以外は各州都市の平均値。

ニューヨーク州 8.875% (ニューヨーク市)	ペンシルバニア州 6.34%	バージニア州 5.00%	オハイオ州 6.75%
オレゴン州なし	ワイオミング州 5.34%	カリフォルニア州8.13%	ハワイ州 4.35%

* アメリカの売上税は、付加価値税のように多段階での課税がなく小売段階での課税

(出所) ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

2. イギリスの場合

イギリスでは新築住宅に対する消費税（付加価値税、Value Added Tax: VAT）は、税率ゼロ%で課税され、消費者は新築住宅取引や住宅建設においては VAT を負担していない。非課税扱ではなく、ゼロ%税率による課税であるため、事業者にとっては、住宅建設のために購入した建設資材や設備等の VAT を仕入れ控除することができる。

（注）新築住宅については、分譲取引であっても、注文住宅の建設であってもゼロ%税率で課税されるため、消費者にとっては実質的には課税による負担がない。分譲業者や建設業者が行う資材や下請け建設工事、設備工事などの仕入れ分は、標準税率で課税されるが、分譲業者や建設業者は非課税ではなくゼロ税率課税を受けているため、これらの仕入れにかかる税分は控除可能である。このため、非課税扱いとは異なり、分譲業者や建設業者は、仕入れ税額分を、消費者に転嫁する必要がない。

(1) 課税対象

免税点を越えた課税事業者（個人を含む）は、取引された財とサービスについて付加価値税（VAT）を徴収するために登録する義務がある。VAT は市場における特定の財とサービスの最終消費に対して課せられるものであるが、日本と同様に取引の各段階で徴収される。

(2) 課税主体

国税（管轄は関税・歳入局（HMRC））

(3) 納税義務者

納税者は買い主だが、制度上、売り主に源泉徴収の上、税を納入する義務がある。

(4) 課税標準

取引の対象となった財、サービスの取引価格。

(5) 税額・税率

税率は、財とサービスの取引に際し、標準税率（20%）の場合、軽減税率（5%）の場合、ゼロ%税率の場合、非課税になる場合とがある。

VAT 非課税扱いとなるのは、土地譲渡や既存住宅取引、住宅賃貸の他に、金融・保険、医療、教育、福祉、郵便等である。

ゼロ税率は、新築住宅建設・取引、輸出入取引、一部の食料品、水道、新聞雑誌、書籍、障害者用機器、医薬品、子供服、国内乗客輸送等に適用される。

5%の軽減税率は、家庭用燃料・電力や空き家の建物修復・転用、断熱材、省エネ機器、マン島の住宅における修繕工事に適用される。

（ゼロ%税率が適用される住宅の範囲について）

住宅取引や住宅建設に対するゼロ税率の適用において、住宅の一部を成す設備や家具、敷地における造園、外構、ユーティリティなど、どこまでが住宅とみなされるのかについては、関税・歳入局による Notice 708 にて詳説されている。

基本的に、住宅と一体的な設備や家具は住宅の一部とみなされる。住宅は生活に必要なものが包括された家屋であり、土地の改良物という考え方になっている。ただし、庭のスイミングプールのように、住宅とはみなされない部分もある。

（買取仲介・再販などの場合）

基本的に既存住宅や再販物件に新たに VAT が課されることはない。従来から既存住宅取引においては、購入者が住宅検査などに基づきリフォーム工事を行うのが一般的であるが、買取仲介・再販などを事業者が行う場合には、特別仕入控除法を適用して、リフォーム等の追加工事やマージン部分についてのみ税額を納付することができる。

イギリス

＜調査先＞

①財務省（HM Treasury）（英国関税歳入局（HMRC）同席）

②ホームビルダー協会（HBF）

③クリスチーナ・ホワイトヘッド教授（London School of Economics）

＜社会政策として住宅を優遇・新築は0税率＞

- 住宅政策は社会政策の一環であり（A Housing Strategy for England）、今後の景気回復のカギも住宅投資にある
- 1973年VAT導入後も新築は0税率を維持（1988年のEU裁定で了承）
- ＜0税率維持理由＞
 - ・社会政策の一環
 - ・EU加盟以前から住宅には課税していない。今後も0税率は継続の方向
 - ・住宅は高額であり、課税した場合の影響が大きい（最終消費者の利益）
 - ・建築業界の活性化は雇用を促し経済に寄与するため、現状では重点施策

（参考）

■ゼロ税率と非課税の違い

ゼロ税率	仕入控除可	仕入時の消費税額が全額退付	消費者の負担はゼロ
非課税	仕入控除不可	仕入時の消費税額が控除出来ない（原価裏入）	原材料費の消費税分を実質負担

（出所）ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

3. フランスの場合

フランスでは、新築住宅取引や建設工事には、原則として、税率 20%で消費税（付加価値税：TVA）が家屋と土地の双方に課税される。ただし、近年では住宅の改修工事や社会住宅建設のために適用した 5.5%の軽減税率（当初税率）が効果を発揮し始め、住宅の質の向上や、低中位所得世帯向けの住宅供給を促進している。2010 年には新設住宅の 17.6%、2011 年では 25%が軽減税率による新設住宅が占める状況になっている。2012 年は 30%になるとの予測があった。

なお、従来 5.5%であった軽減税率は、住宅改修や住宅建設に関しては 2012 年 1 月 1 日から 7.0%に増税され、その後 2014 年 1 月 1 日から 10%に増税された。経過的に 2.1%と 5.5%、10%の軽減税率が混在している状況にある。

(1) 課税対象

住宅関係の課税対象は築 5 年以内の住宅の最初の売買、建築用地の売買などである。築後 5 年超の持家等自己居住用財産や中古不動産の売買、賃貸料全般は非課税である。

(2) 課税主体

国税である。

(3) 納税義務者

消費者が最終負担者であり、不動産や関連サービス等の買い手が負担するが、通常は売り手が徴収して仕入れ分を控除して納税する義務を持つ。

(4) 課税標準

純取引価格。譲渡価格に譲渡人負担費用を加え、設備地方税等を控除した金額。

(5) 税額・税率

1995 年度に標準税率は 18.6%から 20.6%に増税されたが、2000 年度からは 19.6%に軽減され、2014 年 1 月 1 日から 20%となっている。2012 年 1 月 1 日から住宅取引関係について、従来 5.5%であった軽減税率が 7.0%に増税され、さらに 10.0%となった。現状ではゼロ税率の他には、2.1%及び 5.5%、10.0%と 3 種の軽減税率がある。

非課税取引の対象は、住宅賃貸家賃、個人住宅建築のための用地先行取得、金融・保険、医療、教育、郵便等である。

5.5%の軽減税率は食料、水道、農産物、乗客輸送、書籍などが対象となる。

住宅改築や改修工事、社会住宅供給・建設に関する軽減税率は 5.5%から 7.0%に増税され、さらに 10.0%となった。経過的に 5.5%と 10.0%の税が混在している。

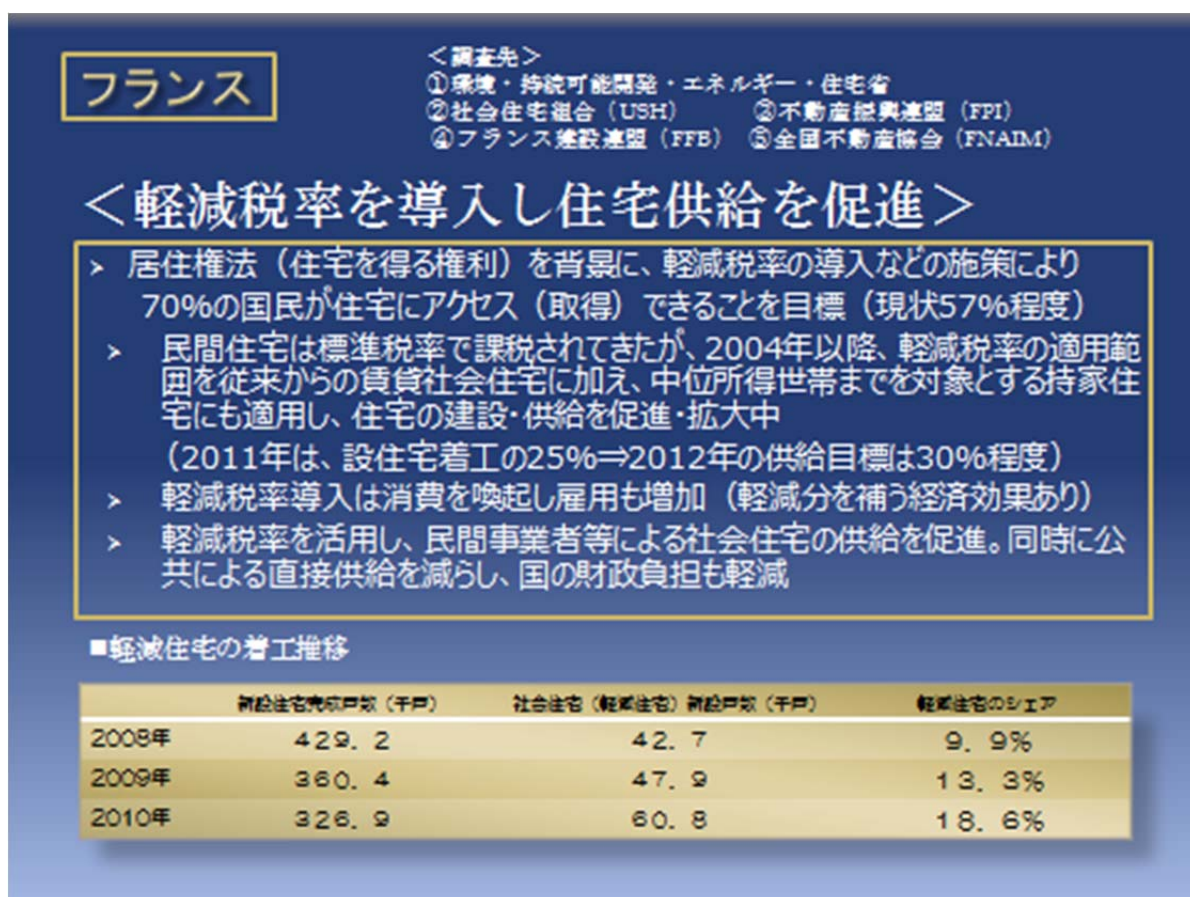
2.1%の軽減税率は、新聞雑誌や医薬品に適用されている。

ゼロ%税率は、一般的食料品や輸出取引、国際乗客輸送（航空機、船舶、鉄道）等に適用されている。

個人利用による新築持家住宅建設のための土地先行購入は、TVA の対象ではなく、流通税の対象となり、不動産公示税等の合計 5.09%が課せられる。

（軽減税率の活用）

1999 年の改正によって、雇用対策や住宅改良の促進などを目的として、完成後 2 年以上経過した居住用不動産の改修工事については、当時 5.5%の軽減税率が適用され、需要が高まった経緯がある。



（出所）ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

（アフォーダブルな社会持家住宅への軽減税率 5.5%、10%の活用）

社会賃貸住宅の建設に対しては従来から 5.5%の軽減税率が適用されてきたが、対象となる所得階層を中位所得世帯まで拡大したアフォーダブルな社会持家取得事業の支援策として、次の 4 種類について、5.5%の軽減税率が適用されていた。これらの税率も 2012 年 1 月から 7.0%に増税され、2014 年 1 月から 10.0%となった。

- ①賃貸＝取得協定に基づく事業（社会賃貸住宅融資を受けた賃貸住宅を持家として取得する場合）
- ②都市再生事業地区における住宅分譲事業
- ③土地取得繰り延べによる社会的持家取得促進事業（Pass Foncier パス・フォンシエ 1）

④返済繰り延べ融資が適用される住宅分譲事業（Pass Foncier パス・フォンシエ2）の4種類。

住宅分の社会政策は大きく2種類あり、1つは、住宅を確保することが非常に困難と考えられる住宅困窮者に対する住宅政策である。もう1つは、所得水準で言えば国民の6～7割位が対象範囲として包摂される社会住宅政策である。低所得者だけでは適切なソーシャルミックスを確保した住宅コミュニティを形成できないため、中位所得世帯も対象とした支援措置が講じられている。

この手段として、5.5%の軽減税率を採用した結果、社会住宅ストックは「賃貸＝取得協定に基づく事業」や「都市再生事業地区における住宅分譲事業」、「パス・フォンシエ事業」を通じて、2010年には2009年の59,300戸から71,400戸へと、20.4%も増えている（2008～2009年は17.4%増）。その内、TVA5.5%の対象となる新設住宅の伸び率は、26.9%（2008～2009年は12.2%）である。2010年における新設社会住宅の供給戸数は、同年の着工戸数の実に17.6%を占めており、2011年には25%に達した。

4. ドイツの場合

ドイツでは、住宅等の不動産取引に対しては、新築であっても、消費税（売上税 Umsatzsteuer）は非課税である。

(1) 課税対象

一定の財及びサービスが課税対象。食料品や水、書籍、新聞等には軽減税率が適用される。医療、教育、金融、保険、不動産取引（土地だけの取引、土地・建物が一体の不動産の取引、中古の取引、賃貸借取引など）は非課税である。

ただし、住宅新築工事、増改築工事などの建設行為には課税される。新築住宅の譲渡は非課税なので、建設に用いた資材や設備などの仕入れ分の売上税分は住宅購入者への価格に転嫁される。ただし、実際に転嫁される隠れた売上税部分は建設工事価格の数%程度であると言われる。

(2) 課税主体

連邦及び州、市の共同税。

(3) 納税義務者

財及びサービスの最終消費者が負担するが、納税義務者は消費者から税を徴収した事業者等。

(4) 課税標準

財及びサービス価格。売上税は、かつては生産、卸売、小売の全ての段階で、売上の一定割合を税として徴収する、累積型の一般消費税であったが、ヨーロッパ連合（当時のヨーロッパ共同体）による間接税の調査統合に向けた要請により、1967年よりEU型の付加価値税に変更された。

(5) 税額・税率

標準税率：19%、軽減税率：7%である。売上税は、ドイツの租税制度では流通税に分類されており、二重課税排除の観点から、不動産取得税など、他の流通税の課税対象となる取引については非課税となる。具体的には、不動産譲渡、住宅賃貸に加え、金融・保険、医療、教育、郵便、一部の劇場・映画入場、一部のスポーツ施設入場等が非課税である。

ドイツ

<調査先>

- ①ドイツ建設業連合会（BDI）
- ②ドイツ住宅・不動産企業連邦連合会（GdN）

<文書回答>

- ①ドイツ連邦財務省（BMF）
- ②ベルリン州財務省

<徹底した二重課税の回避>

- ▶ 新築・既存建物を含め不動産取引の付加価値税は**非課税**
 - ▶ 付加価値税と不動産取引税との**二重課税の回避**（付加価値税法に明記）
 - ▶ 住宅建設は標準課税だが、土地や建設業者の収益や労務費は非課税であり、住宅購入者が実質負担している税分は**不動産価格の数%程度**
 - ▶ 賃貸住宅居住が約 6 割と非常に多く、持家戸建の注文住宅はごく少数

（出所）ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

5. イタリアの場合

イタリアの消費税（付加価値税: IVA）の標準税率は 22%であるが、新築住宅取引や住宅建設工事には原則として 10%の軽減税率もしくは 4%の特別軽減税率が適用される。

(1) 課税対象

課税対象は、イタリアにおける多くの商品とサービスである。医療・教育・金融・住宅家賃やリース料、個人による住宅取引は非課税である。輸出品にはゼロ税率が適用されている。

(2) 課税主体

国税である。

(3) 納税義務者

納税者は買主だが、売主が源泉徴収の上、申告・納付する義務を負う。

(4) 課税標準

原則として取引価格だが、個人取引や新築同様に改修した住宅などの取引の場合は、当該住宅の賃貸価格を再評価し、課税標準とする場合がある。

(5) 税額・税率

標準税率は 2013 年 10 月 1 日から 22%だが、主たる住宅でかつ奢侈ではない新築住宅（詳細規定あり）の取引や建設工事には、特別軽減税率の 4%が適用される。原則的に 2 戸目で従たる住宅など、それ以外の住宅取引は軽減税率 10%の対象となる。売り手が納税義務のない個人の場合は、消費税は非課税となる。

イタリア

<調査先>

- ①インフラ・交通省 (MIT)
- ②全国建設業協会 (ANCE)
- ③全国建設団体協会 (ANIEM)
- ④経済産業・財務省、財務局 (文書回答)

<住宅は国民の最優先財産として取得を支援>

- > 1948年イタリア憲法は、国は国民による持家取得を奨励^(注)すべきと規定。政府は、住宅を国民の最優先財産として位置づけている。
(注) 憲法第47条抜粋「国は市民による持家を通じた住宅の取得を奨励し、官公的・私的・社会的に国の大規模な建設への資本投資を奨励」
- > 1987年以降、通常の住宅は4%の軽減税率を適用し（かなり豪華な住宅でない限り4%適用可）、2戸目の住宅も10%の軽減税率で取得可能
- > 今後消費税率を引き上げる場合でも、一般住宅の4%引き上げはない
- > 個人取引には付加価値税はなく、同率の登録税がかかる（二重課税回避）
- > 現在の持家率は既に80%程度と非常に高いが、今後5年間はさらに労働者の持家政策に重点を置く

■住宅の軽減税率

一般の住宅（主たる住宅）	2戸目や贅沢な住宅
4%（軽減税率）	10%（軽減税率）

（出所）ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

6. カナダの場合

カナダでは連邦と州共同による消費税（統合売上税 **Harmonized Sales Tax: HST**）もしくは **HST** に参加していない州でも連邦の消費税（売上税 **Good & Sales Tax: GST**）が新築住宅取引や住宅建設工事に課せられる。

ただし、**HST** と **GST** の連邦課税分については、新築住宅還付制度（**New Housing Rebate**）が設けられ、取引時や建設時における納税額から一定額が連邦から消費者に還付（リベート）されている。

さらに、**HST** に参加し、州分の消費税を課しているオンタリオ州やブリティッシュコロンビア州、ノバスコシア州、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド州、ラブラトル州でも類似の新築住宅還付制度が設けられ、一定額が消費者に還付されている。

HST に参加していないケベック州でも、類似の還付制度が運用されている。その他の州には連邦 **GST** 以外に州独自の消費税はない（売上税はあるが、不動産取引は非課税）。

連邦や州で住宅に対する消費税を還付する制度を設けているのは、従来は住宅には課税していなかったのに、消費税導入によって課税せざるを得なくなったため、消費者の負担を解消ないし緩和する必要性が生じたためである。以下では、オンタリオ州における住宅への消費税課税について説明する。

(1) 課税対象

課税対象は、カナダ（オンタリオ州）におけるほとんどの商品とサービスである。医療・教育・金融・住宅家賃、既存住宅は非課税である。輸出品・医薬品・農水産物などの基礎的食料にはゼロ税率が適用されている。

(2) 課税主体

連邦及びオンタリオ州（徴税は **HST** として連邦が州分を含めて行う）。

(3) 納税義務者

納税者は買主だが、売主が源泉徴収の上、申告・納付する義務を負う。

(4) 課税標準

取引価格、不動産の場合は **HST** を含まぬ取引価格である。

(5) 税額・税率

現在のオンタリオ州 **HST** の税率は 13% である（連邦分 5%、州分 8%）。

(6) 新築住宅還付制度

新築住宅あるいは実質的に更新・改築された既存住宅等に対する統合売上税（連邦分 5%、州分 8%）から、連邦分と州分のそれぞれにおいて、納税後一定額を還付し、住宅取得の負担を軽減する制度がある。この税額還付を受けることができる新築住宅とは、注文住宅の場

合は竣工日から 2 年以内、分譲住宅の場合は所有権の移転から 2 年以内の主たる住居となる住宅である。

賃貸住宅建設の場合も同様な還付制度が設けられている。

還付の要件

次の要件を満たす場合、新築持家住宅の税額還付が認められる。

- ① 新築もしくは実質的に更新された住宅（家屋と土地）をビルダーから購入したり、自分が既に所有している場合やリース済みである土地の上に自らもしくは第三者を雇って住宅を建設したりする場合。
- ② コーポラティブ会社（協同組合）から住宅持ち分を購入する場合。
- ③ 現在所有する住宅を自ら更新するか、誰かを雇って主要な更新を行う場合。
- ④ 非住宅資産を自分の住宅として用途変更する場合

主たる住居の要件

還付制度の対象となる住宅は、自己もしくは親族の主たる住居として用いる場合（複数の住宅に住んでも主たる住居のみが対象）で、「自分自身が主たる住宅をどれと考えるか」「当該物件に居住した期間」「居住者の住所と上下水道や電気代支払いのための公共登録の状況」などから、税務当局が判断する。

還付制度の価格等要件

（連邦分の要件）

注文住宅が完成した時点の公正市場価格、あるいはビルダーからの購入価格が CA\$450,000 未満の場合（課税前価格）、一定要件を満たせば、連邦課税分 5%からの税額還付が認められる。

（オンタリオ州の要件）

オンタリオ州に還付の対象となる住宅が立地していることが要件だが、連邦の場合とは異なり、当該住宅の公正市場価格が CA\$450,000 以上でも、納税額から一定額の還付が認められる。

還付制度の仕組みと還付税額の計算

税務当局に対する還付請求手続きは建設業者やデベロッパーを通じて行うことができる。これらの事業者が購入者のために還付手続きをしない場合、購入者は税務当局に直接還付請求を行うことができる。

還付税額の計算は次の通りである。

① 連邦納税額 5%からの還付額

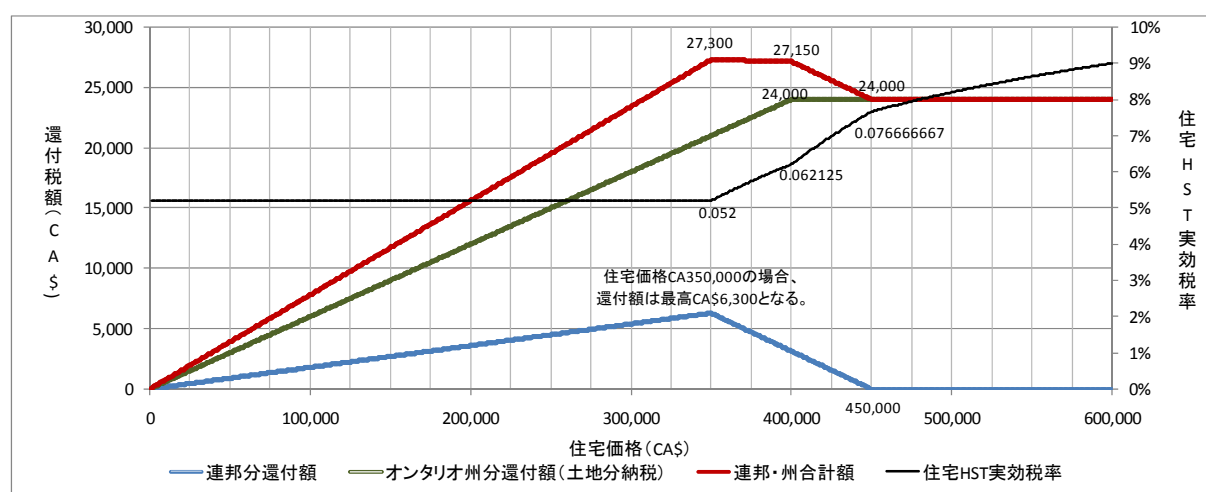
課税標準が CA\$350,000 の時に還付額は最大となり、それを超えると還付額は徐々に減り、CA\$450,000 でゼロになる。還付の限度額は $\text{CA\$350,000} \times \text{連邦税額 } 5\% \times 36\% = \text{CA\$6,300}$ である。

② オンタリオ州納税額 8%からの還付額

住宅価格×8%×75%が還付額となるが、家屋と土地の合計から納税している場合は最高CA\$24,000（住宅価格 CA\$400,000 相当）、家屋分しか納税していない場合は最高CA\$16,080（住宅価格 CA\$268,000 相当）が限度となる。

以上から、オンタリオ州に住宅がある場合、新築住宅取引への税率 13%に対し、還付額を考慮した実効税率は住宅価格が CA\$350,000（2,490 万円相当、CA\$1=84 円）迄の場合には 5.2%まで軽減される。それ以上になると実効税率は、CA\$400,000 で 6.2%、CA\$450,000 で 7.7%、CA\$600,000 では 9%となる。

HST（オンタリオ州）における住宅還付税額と実効税率の推移



(出所) Canada Revenue Agency “GST/HST New Housing Rebate”より作成。

カナダ

＜調査先＞

- ①カナダ連邦財務省 (Department of Finance Canada)
- ②オンタリオ州財務省 (Ministry of Finance Ontario)

＜還付制度により住宅取得を支援＞

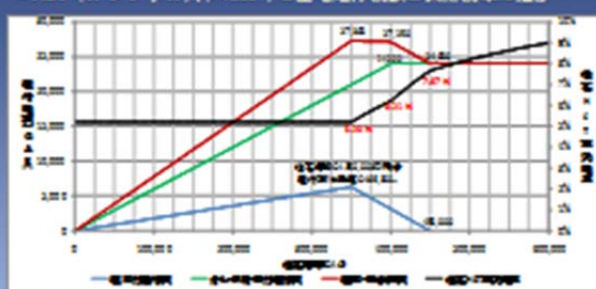
- ▶ 中低所得層の持家政策は重要な位置づけ
- ▶ 連邦と州税を統合した売上税制度があり、住宅は還付制度（賃貸住宅含）（州ごとに州税のみ、統合売上税適用のケースあり）
- ▶ オンタリオ州の場合、標準税率は13%（州税8%＋連邦税5%）であるが、還付制度により5.2% まで軽減される（35万カナドルまでの住宅）
- ▶ 約85%は事業者による直接還付であり、消費者の資金制約は少ない

■カナダの売上税における新築住宅リベート(還付)制度

（オンタリオ州の場合）



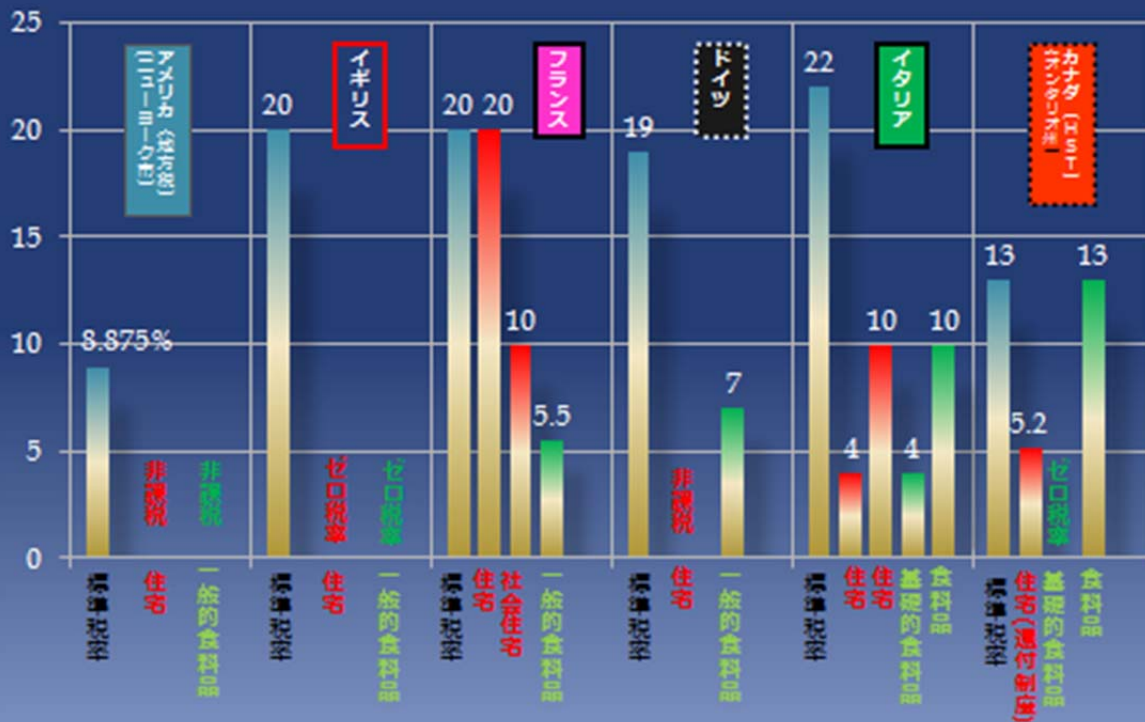
■HST（オンタリオ州）における住宅連付税額と実税率の推移



〔資料〕 Canada Revenue Agency "GST/HST New Housing Rebate"より作成。

（出所）ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

G7の住宅・食料品の軽減税率比較



(出所) ニッセイ基礎研究所にて現地調査に基づき作成。

各国とも住宅負担の軽減は重要政策課題

- 住宅取得や建設に対する消費税の取扱いは、十分議論され、既に確立された制度として法制化済み。
- 住宅政策は、経済的にも国民生活上も国家の基盤として最重要課題となっている。
- 社会保障制度の基盤として付加価値税の役割は大きいですが、住宅や食料等には最低限の生活基盤あるいは必需品として軽減措置が採られている。

III. EUのインボイス制度について

1. EUのインボイス制度とは

- EUにおける付加価値税制の合意：標準税率は15% 以上、仕入税額控除の要件は「タックスインボイスの保存」
- 商習慣であったインボイスを証憑として保存。
- タックスインボイスを発行できるのは課税業者のみ。
- 必須記載事項：当事者の氏名と住所、売り手の課税事業者番号、税率と税額の区分表示（非課税業者は税額を区分表示できない）、発行番号、非課税の場合の適用条文
- オーストリア法人からイギリスに事業所をもつ法人に会計業務を提供する場合には、イギリスでVATが課される。前者がイギリスに事業所をもたない場合、イギリスの顧客がVATに関する処理を行う。これをリバース・チャージと言うが、この場合は顧客の課税事業者番号も必須記載事項となる。
- メリットは益税の問題が生じないことと、価格転嫁できる事業者とできない事業者が区別され、消費者に分かりやすいこと。デメリットは、免税業者が取引から排除されること。

※明治学院大学、西山教授講演資料及びPwCの関口金子税理士使用より。

「インボイス」とは何か

☆EU(欧州連合)域内の消費税の特色

- ①標準税率は15%以上
- ②仕入税額控除の要件は「インボイス」の保存

☆EU域内の消費税の問題点

- ①制度の複雑化
- ②脱税の蔓延

もともと商習慣として商人間で授受されていたものを
消費課税における証憑として利用

正確には「タックス・インボイス」というべき
つまり

誰でも(免税事業者・個人含む)「インボイス」を発行で
きるが、「タックス・インボイス」を発行できるのは
課税事業者のみ！

6

「タックス・インボイス」の必須記載事項

＊日本の「請求書等」の必須記載事項以外の項目

- ①当事者の氏名と住所
- ②当事者の課税事業者番号
- ③税率と税額の区分表示
- ④非課税の場合、適用条文



免税事業者は「課税事業者番号」を持たず、
税額を区分表示してはならない！

7

課税事業者番号

メリット:

①税額転嫁できる事業者とできない事業者が区別されるので、最終消費者にとってわかりやすい。

②番号で取引がトレースできるので、電子商取引に対応しやすい。

デメリット:

免税事業者が取引から排除される？

8

2. 主要国のインボイス制度の概要

EU 各国のインボイス制度は EC 指令にほぼ従っており、各国とも同様である。日本の請求書保存方式と異なる点は、課税事業者登録番号や品目毎の適用税率・税額記載がある点である。

国 名	EC 指令	フランス	ドイツ	イギリス	日本 【請求書等 保存方式】
仕入税額 控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者に支払うべきまたは支払った付加価値税額は控除可（168条）	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存が要件。仕入れ等に係る税込価額から一括して割り戻す形（税込価額×国税4/105）で計算した消費税額を控除
発行資格 ・義務者	事業者（220条） ※免税事業者は税額記載不可（289条）	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	登録事業者 （登録番号が付与される） ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	・年月日 ・付加価値税登録番号 ・当事者の住所・氏名 ・発行番号（連続番号） ・財貨・サービスの内容 ・税抜対価 ・適用税率・税額 等 （226条）	・年月日 ・付加価値税登録番号 ・当事者の住所・氏名 ・発行番号（連続番号） ・財貨・サービスの内容 ・税抜対価 ・適用税率・税額 等	同左	同左	【請求書等の記載事項】 ・年月日 ・書類の作成者の氏名 又・は名称 ・書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ・資産又は役務の内容 ・税込対価 ※税額の記載は任意
免税事業者からの 仕入れ	—	・インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除はできない。 ・免税事業者が税額を区分記載した場合、当該免税事業者には、記載税額の納付義務が生じる	同左	同左	免税事業者が発行した請求書等の場合にも、税額控除を容認

（出所）財務省資料より。

3. インボイスの実際

(1) 英国のタックスインボイス例示 (課税及び免税業者の対比)

インボイスの事例 (イギリス)

Invoice					
To:			Your Name (In English, Company Name)		
Client Name			Company Name		
Company			Company Address Line 1		
Company Address Line 2			Company Address Line 2		
Company Address Line 3			Post Code		
Post Code			Country		
Country			Company Registration No. (if applicable)		
Invoice Details					
Invoice Number		Invoice Date		1/1/2011	
PO Number		Terms		30 Days	
Reference		Payment Due By		30/10/2011	
Description	Rate	Quantity	Net	VAT %	Gross
Sample Item 1	£ 10.00	1.00	£ 10.00	20.00	£ 12.00
Sample Item 2	£ 10.00	2.00	£ 20.00	20.00	£ 24.00
Sample Item 3	£ 20.00	1.00	£ 20.00	20.00	£ 24.00
Net Total				£ 54.00	
VAT Total				£ 10.80	
Gross Total				£ 64.80	
Registered Office Address (Full one line if possible) (Country, Post Code, Country)					

課税事業者のタックスインボイス

Invoice			
To:		Your Company Name	
Client Name		Company Address Line 1	
Company		Company Address Line 2	
Company Address Line 2		Company Address Line 3	
Company Address Line 3		Post Code	
Post Code		Country	
Country		Company Registration No. (if applicable)	
Invoice Details			
Invoice Number		Invoice Date	
PO Number		Terms	
Reference		Payment Due By	
Description	Rate	Quantity	Gross
Sample Item 1		£ 10.00	1.00
Sample Item 2		£ 10.00	2.00
Sample Item 3		£ 20.00	1.00
Gross Total		£ 100.00	
Registered Office Address (Full one line if possible) (Country, Post Code, Country)			

非課税事業者のタックスインボイス

(2) EUタックスインボイスに基づく日本のインボイスのイメージ

日本のインボイスのイメージ					
請求書					
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-6-3 全宅連合会 3 階			日付: 2014-02-26 請求書番号: NLI-1001		
公益財団法人 全宅地建物取引業協会連合会 部中 (事業部 ●● 税●●様) TEL 03-5821-8113			〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 株式会社 ニッセイ基礎研究所 代表取締役社長 ●●●●● TEL: 03-3512-1791 FAX: 03-5211-1084 課税事業者登録番号: 000000		
発注者名称	通 用	備 考	納品日	支払条件	支払期限
発注 二二五	消費税課税商品一式	-	2014 年 3 月 30 日	現金	納品後 1 ヶ月以内
品目番号	内 容	単 価	数 量	税別価格	消費税額
500-23	現地調査 航空写真撮影費	-	往復 4 日分	1,500,000	0
600-05	派遣員人件費(1000円/日)	¥150,000/日	6 日分	900,000	90,000
700-03	市内料理士料(1000円/人)	¥50,000/人	10 人分	500,000	25,000
800-01	材料費(600-05 の 50%)	-	50%	450,000	45,000
税別価格計				3,350,000	
消費税額計					160,000
税込価格計					3,510,000 円
三井物産銀行 東京支店 口座番号 23564799 ご利用ください。					

(3) 公明党案によるEUタックスインボイスを代替する日本の請求書案

EU のタックスインボイスと公明党案による請求書案と異なる点は、品目毎の税額の記載がなく、税込み価格を記載し、軽減税率が適用されている場合は（注）をつけている点である。これは EU のインボイスには税額の記載が必須であるのに対し、それを避けた形となっている。

公明党案による請求書イメージ

2019年 平成31年11月29日 第100号

軽減税率適用時に使用する請求書の例

請 求 書

〇〇〇商店 御中 〇〇〇産業株式会社

御座います。誠にありがとうございます。
下記の通り請求申し上げます。

ご請求金額: ¥ 21,800

日付	商品名	数量	単価	単価(税込)	金額(税込)
11月10日	商品 A W	10	税	1,000	10,000
11月20日	商品 B	10	税	1,100	11,000

注: W印は軽減税率(8%)適用商品

合計 21,800

(うち軽減8%対象)	(10,000)
(うち標準10%対象)	(11,000)
合計請求金額	21,800

IV. 消費税導入と増税に係る経緯

インボイス制度導入の課題・従来の議論	
平成2年度の税制改正に関する答申（平成元年12月）	帳簿方式の下では、非課税取引の範囲の拡大については自ら限度があることに留意する必要がある。
今後の税制のあり方についての答申—「公正で活力ある高齢化社会」を目指して—（平成5年11月19日）	仕入税額控除の方法については、これまでの制度の導入期において、現行の税率構造や非課税取引範囲の下で記帳方式を採用してきたことは適切な選択であり、今後とも基本的にはこれによることが望ましいが、事業者の事務負担の程度を見極めつつ、早期に請求書等の保存を仕入税額控除の要件に加える方向で検討を行うべきである。
税制改革についての答申（平成6年6月21日）	制度の信頼性や課税・非課税判定等の利便性、正確性の観点から、取引の実態を踏まえつつ、請求書、納品書、領収書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することをその要件に加えることが適当である。
わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—（平成12年7月14日）	今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要である。 その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題がある。
あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月14日）	消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる「インボイス方式」の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、複税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。
少子・高齢社会における税制のあり方（平成15年6月17日）	請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。
平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月25日）	将来、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」の採用が検討課題となる。これらについては、今後の消費税の水準に関する議論も踏まえ、高い税率水準の下で複税率を採用している欧州諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めていくべきである。

1. 消費税の導入

大平内閣（昭和 53 年～ 55 年）の「一般消費税」構想や、中曽根内閣（昭和 57 年～ 62 年）の「売上税」構想の見送りを経て、竹下内閣（昭和 62 年～平成元年）においては、消費税の導入が政権最大の政策課題となった。昭和 63 年 12 月には「消費税法」が「税制改革 6 法」のひとつとして成立（昭和 63 年法律第 108 号）し、平成元年 4 月には税率を 3% とする消費税が導入されることとなった（導入から現在までの動きは図表 1 を参照）。消費税は、ほぼ全ての国内取引（物品とサービス）と輸入財に課税される。比較的低率で導入することによって、広く薄く負担を求め、所得課税中心の戦後の税体系や税収構造（直間比率等）の見直しが始まった。

この趣旨から、平成元年の消費税導入時には、所得税、法人税等の大幅な減税が実施されたため、総税収は約 2.6 兆円の減税となった経緯がある（所得税 3.3 兆円、法人税 1.8 兆円、相続税 0.7 兆円、個別間接税の調整 3.4 兆円による減収合計は 9.2 兆円に及び、消費税の導入 5.4 兆円と課税の適正化 1.2 兆円の合計は 6.6 兆円足らずで、結果的に 2.6 兆円の減税）。しかし、食料品などの生活必需品に対しても一律に課税されたため、当時は低所得者層の負担が重い「逆進性」の存在が問われた。

さらに、消費税の導入にあたっては、事業者の納税事務負担を軽減するために、帳簿方式や事業者免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度の諸制度などが採用され、消費税という新税の導入に際しての混乱等の回避に役立ったものの、一方では、費税の一部が事業者の手元に残る「益税」が問われることとなった。

2. 平成3 年の見直し

(1) 消費税廃止・見直しの議論

平成元年の参議院選挙では、折しも露見したリクルート事件の影響もあり、消費税廃止を主張する日本社会党が議席を伸ばし、参議院で与野党が逆転した。このため参議院で多数派となった野党は、平成元年 12 月、消費税廃止法案等を参議院で可決したが、同法案は衆議院では審議されずに廃案となった。

費税の見直しの議論が展開され、平成 2 年 2 月の衆議院総選挙では、「消費税見直し」を公約として、自民党が過半数を確保した。総選挙後の第 118 回国会では、与党が主張する「消費税の見直し」と野党による「消費税廃止」が審議されたが、ねじれ現象のため、どちらの法案も結局成立しなかった。

(2) 見直しの議論

その後、「税制問題等に関する両院合同協議会」が与野党により開催され、税制全体や間接税についての議論を経て、消費税の運用益問題、益税問題、逆進性問題が議論され、日本共産党を除いて一定の合意に達し、平成 3 年 5 月、第 120 回国会で「消費税法の一部を改正する法律」（平成 3 年法律第 73 号、議員立法）が成立した経緯がある。

この改正は同年 10 月 1 日から施行され、非課税範囲、簡易課税制度、限界控除制度、申告納付制度の 4 点が見直された（図表 2 参照）。

非課税範囲は、逆進性緩和策のため、社会福祉や教育などの分野を中心に拡大された。食料品の扱いについては非課税あるいはゼロ税率の適用が逆進性対策として議論されたが、決着に至らず継続協議となった。批判が多かった益税問題への対処として、簡易課税制度や限界控除制度については縮減と制度の精緻化が行われた。これに伴い、一定規模以上の企業の申告納付は、年 2 回から 4 回に改正され、事業者による運用益の抑制が図られた。

図表1 消費税導入から現在までの歴史

年 月	主要項目	備 考
昭和 23 年 9 月	取引高税実施	中曽根議員、取引高税への反対演説
25 年 1 月	取引高税廃止	
35 年 7 月	池田内閣発足、所得倍増計画発表	
43 年 8 月	政府税調、「大型間接税の導入予定せず」を答申	
46 年 8 月	政府税調、「大型間接税導入の可能性検討」を答申	
52 年 10 月	政府税調、「大型間接税導入不可避」を答申	相次ぐ減税とオイルショックで財政赤字拡大
54 年 1 月	大平内閣、「一般消費税 55 年度中実施」を閣議決定	
10 月	衆院選で自民惨敗、第 2 次大平内閣	
12 月	「一般消費税」見送り	財政再建に関する決議（竹下草案）
57 年 11 月	中曽根内閣発足	
60 年 9 月	中曽根首相、税制抜本改革を表明	
61 年 7 月	衆院選で自民圧勝、304 議席	「大型間接税導入せず」を選挙公約に
7 月	政府税調、「日本型付加価値税」を答申	
12 月	自民税調、「売上税」構想を発表（非課税品目 44 項目）	公約違反の大合唱。流通業界猛反発
62 年 1 月	税制国民会議結成、3,500 団体、180 万社	
2 月	「売上税法案」国会提出（非課税品目 51 項目） 「所得税法一部改正法案」、「租特法一部改正法案」国会提出	住宅の新築・譲渡・賃貸すべて非課税
3 月	岩手参院選補選、自民候補大敗 「租特法一部改正法」成立	住宅取得促進税制の拡充
4 月	統一地方選でも、自民候補苦戦	
5 月	原衆議院議長調停。「売上税法案」審議未了廃案	
9 月	「所得税法一部改正法」成立	超短期重課創設
10 月	「緊急土地対策要綱」閣議決定	監視区域制度の機動的運用
11 月	竹下内閣発足	
12 月	自民党、「昭和 63 年度税制改正大綱」決定	
63 年 3 月	「昭和 63 年度税制改正法」成立	居住用財産の買換え特例の廃止
4 月	自民党、業界団体ヒアリング（約 400 団体） 政府税調、「税制改革についての中間答申」発表	税制の抜本的な改革の大きな柱の一つとして消費税を位置づけ
6 月	自民税調、「税制抜本改革大綱」決定 自民税調、「消費税」構想（山中試案）を発表 「総合土地対策要綱」閣議決定	法人土地取得借入金利子の損金算入制限
7 月	「消費税法案」を含む税制改革 6 法案国会提出 「昭和 63 年分所得税減税法」（議員立法）成立	3 兆 3,000 億円の減税先行
12 月	「税制改革法」、「消費税法」成立	
平成元年 4 月	「消費税法」導入	住宅の新築・譲渡・賃貸すべて課税
7 月	参院選、自民大敗、社会党圧勝	
8 月	海部内閣発足	
9 月	野党 4 会派、「消費税廃止 9 法案」提出	
12 月	自民党、「消費税見直しに関する基本方針」決定 参院、「消費税廃止 9 法案」修正可決 「消費税廃止 9 法案」廃案 「土地基本法」成立	
2 年 2 月	衆院選で自民圧勝、安定多数確保	

3月	「消費税見直し法案」国会提出	食料品小売段階非課税、生産段階 1.5%
4月	野党 4 会派、「消費税廃止関連 4 法案」提出	
6月	「消費税見直し法案」、「消費税廃止関連法案」 とも廃案	
10月	政府税調、「土地答申」公表	土地の取得・保有・譲渡の全段階で課税 強化
12月	自民税調大綱（土地税制全面強化、地価税創設）	
3年1月	「総合土地政策推進要綱」閣議決定	デベ業界、反消費税から反土地税制にシ フト
4月	「消費税改正法案」国会提出	
5月	「消費税改正法」成立	
10月	「消費税改正法」施行	住宅家賃非課税※
11月	宮澤内閣発足	
4年4月	地価税等、土地税制強化スタート	
5年6月	宮澤内閣不信任。衆院解散	
8月	衆院選で自民過半数割れ、細川連立内閣発足	
11月	政府税調、「今後の税制のあり方についての答 申」決定	中小特例措置の見直し、税率の引き上 げの方向、請求書等保存方式導入へ
6年2月	細川首相、「国民福祉税構想」発表、翌日撤回	
4月	羽田内閣発足	
6月	政府税調、「税制改革についての答申」決定	同上
	羽田退陣、村山内閣発足	
10月	「税制改革 3 法案（所得税特別減税法案・消費税 引上げ法案他）」国会提出	5 兆 5,000 億円の所得税・住民税減税 （制度減税＋特別減税）
11月	「税制改革 3 法案」可決、平成 9 年 4 月施行	税率 3%→4%（地方消費税とあわせ 5%）
7年7月	参院選、社会党凋落	
8年1月	村山退陣、橋本内閣発足	財政再建路線表明
6月	政府税調、「消費税率に関する意見」公表。「消 費税及び地方消費税の税率について」閣議決定	
9年4月	「税制改革法（消費税引上げ法）」施行	消費税率 5%に 仕入れ税額控除「請求 書等保存方式」
12月	平成 10 年度税制改正決定（地価税凍結）	
11年3月	平成 11 年度予算成立	
12年7月	政府税調、「わが国税制の現状と課題－21 世紀に 向けた国民の参加と選択－」決定	予算総則に「消費税の福祉目的化」を盛 込み
13年4月	小泉内閣発足	
15年3月	「消費税改正法」成立	
10月	小泉首相 「少なくとも 3 年間は消費税を上げな い」	
16年4月	「改正消費税」施行	中小特例措置の縮減（免税点 3,000 万 →1,000 万、簡易課税制度適用上限 2 億 →5,000 万） 総額表示義務づけ等
18年9月	安部内閣発足	
19年9月	福田内閣発足	
20年9月	麻生内閣発足	
10月	麻生首相 追加経済対策発表 政府の無駄排除を 前提に「3 年後の消費税引き上げ」明言	

21 年 1 月	麻生首相 「景気回復後に消費税増税」	
8 月	衆院選、民主党躍進 政権交代	
9 月	鳩山内閣発足（民主、社民、国民新党連立政権） 三党連立政権合意の中で、政権担当期間中において消費税率引き上げは行わない旨を合意	
12 月	鳩山首相 「この４年間で消費税増税を考えるとはない」 平成 22 年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～消費税のあり方について、「今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していく」	
22 年 2 月	菅財務相 消費税も含めた税制抜本改正議論を始める方針を示唆。「消費税を福祉目的にすることを念頭に置いている」と発言。 原口総務相 「地方消費税の議論も歳入構造の一体的な改革の中で議論したい」 福島瑞穂少子化・消費者担当相 消費税の引き上げは「慎重であるべき。財源確保は所得税の最高税率を 10 年前に戻すことなどでできる」	
3 月	鳩山首相 早期の消費税率引き上げは「国民の信頼がないと、増税の議論はなかなかできない」「法人税は減税の方向に導いていくのが筋だ」と発言	

※ 家賃から回収できない工事費に係る消費税分の不足を賃貸経営者が還付請求する状況が増加したことへの対応、明らかに免税事業者と思われる家主が外税で消費税相当額を要求することに対する批判への対応、逆進性の緩和措置といったことが背景にあるといわれている。

（資料）「税制調査会関係資料集 税制調査会」、「消費税について考える 大柿晏巳 Appraisal & Finance 2005.8～」などより作成。

3. 平成9年の増税

高齢化の進展に伴う社会保障費負担の拡大やバブル崩壊後の景気低迷による税収難による財政悪化を踏まえ、宮澤内閣以降、抜本的な税制改革の議論が始まった。平成5年の細川連立内閣、羽田内閣、村山内閣と、内閣は大きく変化する中で、超高齢化社会に備えて経済基盤を固め、維持可能な歳入構造を確保するために、いわゆる直間比率の見直しを含めた税制改革が必須との考え方が広まった。

平成6年の連立政権である村山内閣（平成6年～8年）は、所得減税と消費増税を行う「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」（平成6年法律第109号）を、平成6年11月の第130回国会で成立させた。所得税の累進構造は緩和され、人的控除の見直しにより課税最低限度が引き上げられた。消費税率は、地方消費税を含めて5%（国4%地方1%）に引き上げられることとなり、益税批判への対応として、①限界控除制度の廃止、②事業者免税点制度の範囲縮小、③簡易課税制度対象の縮小と精緻化が実施され、総じて中小事業者への特例措置が大きく縮減された。また、事業者の運用益の一層の抑制のために、年4回の申告納税を義務づけられる事業者の範囲を広げた。

所得減税が平成7年度から先行的に行われ、増税を含む消費税法改正は、橋本内閣により平成9年4月から施行となった。しかし、同改正では、結局、先行減税と社会保障支出の増加により、増収効果はほとんどなかった（所得税・個人住民税3.5兆円、相続税0.3兆円、社会保障費支出増0.5兆円、減税・支出増の合計4.3兆円、一方、税率引き上げによる増収4.1兆円、課税強化0.3兆円の合計4.4兆円）。

4. 平成15年の制度改正

小泉内閣（平成13年～18年）は、消費税に対する信頼や透明性を高めるために、平成15年度税制改正を実施した。中小事業者に対する特例は再び削減され、中間納付の回数は最大年12回に強化された（図表2）。

事業者免税点が1,000万円に引き下げられ、免税事業者は大幅に減少（免税事業者比率は62%から39%に減少）した。簡易課税制度の上限が5,000万円に引き下げられ、適用事業者数が半減（免税事業者比率は47%から22%に減少）した。零細・中小事業者の税負担や納税費用の増加が懸念されたが、「益税」を生む特例措置も縮減された。

また、消費者の便宜のために、価格の総額表示が義務付けられた。この内税化の効果として、税の負担感を薄め、将来の増税への布石となるとの見方もあった。

図表2 消費税制度改正の流れ

		創設	平成3年法改正	平成6年法改正	平成15年法改正
施行		平成元年4月	平成3年10月	平成9年4月	平成16年4月
税率		3%	→	5%（うち地方1%）	→
非課税範囲		金融・不動産取引 政策的配慮 医療・福祉・教育の一部	非課税範囲の拡大 社会福祉事業、助産、火葬・埋葬、身障者用物品、住宅家賃、入学金等、教科用図書	→	→
事業者免税点制度		課税売上高（基準期間） 3,000万円未満	→	免税点変更なし 資本金1,000万円以上の法人の設立 2年間の納税義務免除を廃止	課税売上高（基準期間） 1,000万円未満
簡易課税制度	適用上限	年間課税売上高 5億円	年間課税売上高 4億円	年間課税売上高 2億円	年間課税売上高 5,000万円
	みなし仕入れ率	2段階 卸売業者90% その他業者80%	4段階 第一種事業 90%（卸売業） 第二種事業 80%（小売業） 第三種事業 70%（製造業等…注） 第四種事業 60%（その他）	5段階 左記に追加 第5種事業 50%（不動産業等…注）	→
限界控除制度		年間課税売上高 6,000万円未満	年間課税売上高 5,000万円未満	廃止	→
申告納付 年当たり回数 （消費税額別）		60万円超 2回 60万円以下 1回	500万円超 4回 60万円超 2回 60万円以下 1回	400万円超 4回 48万円超 2回 48万円以下 1回 （実質変更なし）	4,800万円超 12回 400万円超 4回 48万円超 2回 48万円以下 1回
帳簿等保管		帳簿または請求書等のいずれかを保存	→	帳簿および請求書等のいずれも保存	→

（注）製造業等：農業、林業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、水道業等

不動産業等：不動産業、運輸通信業、サービス業

（資料）国会図書館財政金融課、小池託自（2008）「消費税を巡る議論」国立国会図書館 ISSUE BRIEF No. 609 から転載。

5. 税制調査会答申における消費税の考え方

(1) 非課税取引

1 非課税取引の範囲を拡大することは適当でない。

※制度の公平性・中立性・簡素性の観点から。

※課税の累積を生じて経済取引を歪める（非課税とされても、控除できない消費税相当額がコストの一部として価格に織り込まれることから、消費税率分だけ価格が低下するとは限らない）。

平成 2 年度の税制改正に関する答申（平成元年 12 月）	非課税取引等の問題については、消費税の持つ基本的性格を逸脱したり、経済取引を大きく攪乱するものであってはならない。 <u>非課税取引の範囲を拡大するとの考えがあるが、その対象や取引段階が極力限定されるならば、経済取引への攪乱的影響は限定されたものに止まるものと考えられる。仮に、非課税取引の拡大がこの範囲内におさまリ、また、基本的に、国民の要望に応え、消費税の一層の定着を図ることを目的とするものであれば、当調査会としては容認できる、あるいは、やむを得ないとする意見が多かった。</u>
今後の税制のあり方についての答申－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－（平成 5 年 11 月 19 日）	消費税において非課税の対象を拡げることは、そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反することとなるほか、前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等により、消費税の「中立性」や「簡素性」を大きく損なうことにつながる。 <u>他方、非課税取引の範囲については、消費税の所得に対する逆進性を緩和する等の観点から、その拡大を求める考え方がある。こうした政策的配慮に基づく非課税取引をどの程度設けるかは、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものであろうが、前述の問題点を踏まえれば、その範囲を拡大することは適当でない。</u>
税制改革についての答申（平成 6 年 6 月 21 日）	<u>消費税における非課税の対象については、そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反することとなるほか、前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等を踏まえれば、その範囲を拡大することは適当でない。</u>
わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－（平成 12 年 7 月 14 日）	消費税の所得に対する逆進性を緩和するために、食料品などを非課税とすべきではないかという指摘があります。 しかし、消費税制度においては、ヨーロッパ諸国の付加価値税制度と同様、財貨・サービスが非課税とされた場合、売上げに対しては消費税が課税されない一方で、その売上げに対応する課税仕入れについて仕入税額控除を行うこともできないこととされています。このため、財貨・サービスが非課税とされても、控除できない消費税相当額がコストの一部として価格に織り込まれることから、消費税率分だけ価格が低下するとは限りません。 また、仮に、食料品のように転々流通するものを非課税にすると、例えば、レストランなどが食料品（非課税）を仕入れて外食サービス（課税）を提供する場合には、その食料品の製造・流通などの段階で生じた機械設備、燃料、輸送サービスなどの仕入れコスト（仕入税額控除できない消費税相当額を含む。）の上に、外食サービスの提供の段階で重複して消費税が課税されるため、かえって外食サービスの価格が上昇しかねません。このように、転々流通するものを非課税にすることについては、税の累積が生じることを通じて経済活動に歪みをもたらすおそれがあります。 <u>今後とも、消費一般に対して広く公平に負担を求めることができる消費税の特長を維持することが必要であり、非課税範囲の拡大を行うことは適当でないと考えます。</u>
あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月 14 日）	<u>非課税範囲の拡大やゼロ税率の採用については、消費一般に対して広く公平に負担を求めるという消費税の特徴を大きく損なうなどの問題があることから適当でない。</u>

(2) 税率構造

1 単一税制が望ましいが、税率がEC諸国並みに高くなった場合には、逆進性に配慮して軽減税率を設けることも検討課題となる。

※制度の公平性・中立性・簡索性の観点から。

※納税義務者の事務負担をはじめとする社会的経済的コスト等。

※軽減税率を設ける場合には、これによる減収分を補うため標準税率の引上げ幅を大きくしなければならぬことにも留意する必要がある。

※何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、その上で、政策的配慮の必要性和制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題である。

今後の税制のあり方についての答申－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－（平成5年11月19日）	税率構造については、制度の簡素化を図り、経済活動への中立性を確保する観点からは、<u>単一税制を基本として検討が行われることが望ましい</u>。 他方、所得に対する消費税負担の逆進性を緩和する観点から、飲食料品に軽減税率を適用してはどうか、あるいは、一部のしゃし品等について割増税率を適用してはどうかという考え方がある。そもそも、<u>複数税率制度の導入は、非課税取引の設定と同様、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものと考えるが、公平・中立・簡素といった消費税導入の趣旨からすれば、基本的には、これを設けることは望ましくない</u>。 特に、軽減税率については、その設定に伴って生ずる納税義務者の事務負担をはじめとする社会的経済的コスト等をも考慮すれば、その設定は、<u>経済的合理性に反しており、適当でないと考えられる</u>。 これに対し、税率がEC諸国並みに高い場合には、<u>逆進性に配慮して軽減税率を設けることも検討課題となりうるという考え方もある</u>。ただし、その場合においても、税制の中立性を確保し、制度の複雑化を防ぐためには、極力、その対象範囲を限定しなければならない。また、基本となる税率に対する軽減税率の比率が小さいときには、売上げに係る税額に比して仕入れに係る税額が多くなることから、還付申告が多発するという問題が生ずることにも留意する必要がある。
税制改革についての答申（平成6年6月21日）	消費税の税率構造については税率の引上げ後においても、<u>単一税率を維持すべきである</u>。 すなわち複数税率制度の導入については、 ①国民の消費態様が多様化している今日、対象品目を客観的な基準により選択することは困難である ②対象品目とそれ以外の品目の価格に異なる影響を与えることとなる ③納税義務者の事務負担をはじめ、国民全体で膨大な社会的・経済的コストを払うこととなる 等の問題があり、一般的に公平・中立・簡素といった観点からみた消費税の特長を損なうおそれがあると考ええる。また、軽減税率を設ける場合には、これによる減収分を補うため標準税率の引上げ幅を大きくしなければならぬことにも留意する必要がある。
わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月14日）	わが国の消費税が、従来の物品税を中心とする個別間接税制度が有していた物品間の課税のアンバランスなどの諸問題を解消する観点から創設されたことに鑑みれば、消費者のライフスタイルや価値観がますます多様化している中で、税制が消費者の選択を左右することは基本的に望ましいことではなく、<u>できる限り中立的な制度を維持すべきであると考えます</u>。 また、消費税の納税義務を負っている多くの事業者の事務負担を考慮すれば、制度をできる限り簡素なものとする必要があります。財貨・サービスの品目によって異なる税率が設けられていると、事業者は、売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要がありますので、事務負担の増加が避けられなくなります。さらに、軽減税率と標準税率の水準にある程度以上の差があると、軽減税率の対象となるものの生産等を行う事業者にとっては、売上げに係る税額よりも仕入れに係る税額が恒常的に大きくなるという問題が生じます。このような場合、仕入れに係る税額と売上げに係る税額の差額分の還付を受けるためには、本来は納税義務が免除されるような小規模な事業者でも税務当局に還付申告を行わざるを得なくなり、そのために、日々の売上げ・仕入れの記帳などを行い、税額計算をする事務負担を負うこととなります。例えば食料品のように、個人事業者を含め、多くの小規模零細事業者が生産等に携わる場合には、このような問題がより大きなものとなります。

	複数税率の下では、軽減税率の対象範囲にもよりますが、基本的には、税額が記載された請求書等（ヨーロッパ諸国における「インボイス」）の保存を仕入税額控除の要件とすることが必要であり、また、簡易課税制度などの中小事業者に対する特例措置についても、単一税率の場合とは異なる観点からの検討を要することになると考えられます。 なお、仮に、食料品などに対して軽減税率を設ける場合、一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ません。 <u>軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における消費税率の水準の下で、個人所得課税などを含めた税制全体、ひいては社会保障制度などをはじめとする財政全体を通じて見てもなお、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、その上で、政策的配慮の必要性和制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題ですが、ヨーロッパ諸国並みとは言えない税率水準の下では、極力、単一税率の長所が維持されることが望ましいと考えます。</u>
あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月 14 日）	<u>消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性確保の観点から極力単一税率が望ましい。仮に、将来、消費税率の水準がヨーロッパ諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用が検討課題となる。その場合においても、事業者の事務負担をはじめとする社会経済的コスト等に配慮する観点から、その範囲は極力限定する必要がある。</u>
少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月 17 日）	<u>消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。</u>
平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月 25 日）	将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。しかしながら、消費税の税率構造のあり方については、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは極力単一税率が望ましい。低所得者層に対する配慮については、税制全体や歳出面を含めた財政全体の中で、近年の民間非営利活動の広がりをも踏まえつつ、十分な吟味が行われるべきであろう。

(3) ゼロ税率

1 ゼロ税率の採用は認めがたい。

- ※制度の公平性・中立性・簡索性の観点から。
- ※課税ベースを著しく浸食する（ゼロ税率による減収分だけ標準税率の引上げが必要）。
- ※納税コスト・徴税コストを膨大にする。
- ※恒常的に還付を受ける事業者が増え、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起する。

今後の税制のあり方についての答申－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－（平成 5 年 11 月 19 日）	いわゆるゼロ税率の設定については、消費税の負担を全く負わない分野を認めることにほかならず、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。
税制改革についての答申（平成 6 年 6 月 21 日）	いわゆるゼロ税率の設定については、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認めがたい。
わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－（平成 12 年 7 月 14 日）	ゼロ税率の設定は、消費税の負担をまったく負わない分野を作り出すことにほかならず、消費一般に広く公平に負担を求めるというこれまでの税制改革の流れに真っ向から反することになります。また、課税ベースが大幅に侵食されることから、一定の税収を確保するためには、ゼロ税率による減収分だけ標準税率の引上げが必要になります。さらに、恒常的に還付を受ける事業者が増え、事業者間の不公平感が生じかねないとともに、還付申告や事後調査に関連する事務負担やコストが発生するという問題もあります。 したがって、ゼロ税率の採用は認めがたいものと考えます。
あるべき税制の構築に	非課税範囲の拡大やゼロ税率の採用については、消費一般に対して広く

向けた基本方針（平成14年6月14日）	公平に負担を求めるといふ消費税の特徴を大きく損なうなどの問題があることから適当でない。
---------------------	---

(4) 逆進性

1 所得税をはじめとする税制全体の中で、さらには社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題である。

※我が国の税制は全体としてかなりの累進性を持つ

※社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきている

平成2年度の税制改正に関する答申（平成元年12月）	消費者の間には、消費税の持つ所得に対する逆進性やその仕組み等についてなお不満があることも事実である。こうした問題を解消し、消費税の一層の定着を図る観点からは、税制としての理論的整合性だけでなく、現実の社会経済情勢や国民心理により適合させていく努力が必要。
今後の税制のあり方についての答申－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－（平成5年11月19日）	税負担が所得に対し累進的か逆進的かといった問題は、所得税をはじめとする税制全体の中で、さらには社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題であり、我が国の税制が全体としてかなりの累進性を持つ一方、社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきていることに留意する必要がある。
税制改革についての答申（平成6年6月21日）	消費税が所得に対し逆進的ではないかといった問題については、一つの税目のみを取り上げて議論するものではなく、所得税をはじめとする税制全体の中で、更には社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題であり、我が国の税制が全体としてかなりの累進性を持つ一方、社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきていることに留意する必要がある。
あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月14日）	消費税の所得に対する逆進性の問題については、消費税だけでなく、税制全体、更には、歳出面を含めた財政全体で判断することが必要である。
少子・高齢社会における税制のあり方（平成15年6月17日）	所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。

(5) インボイス方式について

1 複数税率が採用される場合には、「インボイス方式」を採用する必要がある。

※現行の請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では特段の支障はない（複数税率が採用される場合には、インボイス方式の採用について具体的な検討を行うべき）。

※制度の信頼性・透明性や課税・非課税判定等の利便性、正確性の観点からは必要。

※事業者間における取引の実態への留意が必要。

※ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式では、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、事業者間取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題がある。

平成2年度の税制改正に関する答申（平成元年12月）	帳簿方式の下では、非課税取引の範囲の拡大については自ら限度があることに留意する必要がある。
今後の税制のあり方についての答申－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－（平成5年11月19日）	仕入税額控除の方法については、これまでの制度の導入期において、現行の税率構造や非課税取引範囲の下で記帳方式を採用してきたことは適切な選択であり、今後とも基本的にはこれによることが望ましいが、事業者の事務負担の程度を見極めつつ、早期に請求書等の保存を仕入税額控除の要件に加える方向で検討を行うべきである。
税制改革についての答申（平成6年6月21日）	制度の信頼性や課税・非課税判定等の利便性、正確性の観点から、取引の実態を踏まえつつ、請求書、納品書、領収書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することをその要件に加えることが適当である。
わが国税制の現状と課題	今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—（平成 12 年 7 月 14 日）	方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要です。 その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題があります。
あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月 14 日）	消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる「インボイス方式」の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、 <u>複数税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。</u>
少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月 17 日）	請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、 <u>複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。</u>
平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月 25 日）	将来、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」の採用が検討課題となる。これらについては、今後の消費税率の水準に関する議論も踏まえ、高い税率水準の下で複数税率を採用している欧州諸国の実態も参考にしつつ、 <u>引き続き検討を深めていくべきである。</u>

(6) 消費税の福祉目的税化

1 基本的に一般財源とすべきだが、税率を引き上げる際には、国民の理解を得るため、社会保障の給付水準との関係を明確に説明する必要がある。

※今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税である。

※目的税は資源の適正な配分を歪め財政の硬直化を招く。受益・負担の直接的な対応関係は見出し難い。社会保障給付の合理化や社会保障負担率の適正な上昇が損なわれる危険性あり。

消費税込の約 4 割が地方公共団体の一般財源。福祉が税収によって逆に制約を受ける。

※諸外国においても消費税を目的税としている例は見当たらない。

今後の税制のあり方についての答申—「公正で活力ある高齢化社会」を目指して—（平成 5 年 11 月 19 日）	高齢化社会への対応に関連し消費税を何らかの形で福祉目的的な税とすることを望む意見があった。他方、当調査会では、これまで、この問題に関し、①財政の一般論として、目的税は資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向を持つことから好ましくない、②既存の目的税に見られるような受益・負担の直接的な対応関係は見出し難い、③社会保険方式を修正することとなりかねず、社会保障給付の合理化や社会保障負担率の適正な上昇が損なわれる危険性がある、④消費税込の約 4 割が地方公共団体の一般財源とされており、この分を目的税とすることは困難である、⑤福祉が税収によって逆に制約を受けるのではないかという福祉関係団体の懸念がある、等の指摘が行われてきている。 なお、この点に関連し、消費税の税率が引き上げられる際には、それにより国民の福祉の充実に資するといった趣旨が何らかの形で明らかとなるよう検討してはどうかとの意見もあった。
税制改革についての答申（平成 6 年 6 月 21 日）	消費税を社会保障に関する目的税化するとの考え方については、①財政の一般論として、目的税は資源の適正な配分を歪め財政を硬直化させる傾向を持つ、②既存の目的税に見られるような受益・負担の直接的な対応関係を見出し難い、③福祉が税収によって逆に制約を受けるのではないかという福祉関係団体の懸念がある、等の指摘を踏まえて判断する必要がある。

わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—（平成12年7月14日）	少子・高齢化の進展に伴い、今後、急速に増加することが見込まれる社会保障給付の財源に充てるため、消費税をいわゆる「福祉目的税化」し、その用途を、年度ごとの予算総則によってではなく、制度的に福祉目的に特定すべきとの議論があります。 当調査会においては、消費税は、もともと物品税の廃止、所得課税の減税などと併せて一般財源として創設されたものであり、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であること、目的税化は財政の硬直化を招くおそれがあること、さらには、諸外国においても消費税を目的税としている例は見当たらないことなどから、<u>消費税を福祉目的税とすることについては、慎重に検討すべきであるとの意見が多数ありました。</u> 他方、将来の税財政のあり方を考える上で、社会保障給付の増大にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実が不可避であるとすれば、福祉目的税化も検討に値する考え方であるとの意見がありました。また、消費税の福祉目的税化は、将来の税財政のあり方に大きな影響を及ぼすものであることから、少なくとも社会保障経費については、将来世代に負担を先送りするのではなく、消費税の充実によって対応していくということではなければ、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、といった意見もありました。 <u>この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題であり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。</u>
少子・高齢社会における税制のあり方（平成15年6月17日）	平成11年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。 <u>税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。</u>
平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月25日）	<u>消費税は、わが国財政全体にとって重要な役割を果たすべき税であり、基本的に一般財源とすべきである。しかしながら、今後、税率を引き上げる際には、国民の理解を得るため、社会保障の給付水準との関係を明確に説明することが必要であろう。</u>

(7) 税調等の議論内容

①平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」税制調査会（抜粋）

三 消費税

1. 消費税の現状と課題 ～安定的な基幹税目とするために

消費税は、昭和63年の制度創設以来、その税収は安定的に推移し、国税収入の約2割を占めるなどわが国税制の基幹的な税目の一つとして定着してきた。しかし、その一方で、国民の間には、現行制度に対する不信感が依然として根強く残っていることも事実である。

今後、少子・高齢化、グローバル化の一層の進展に伴って、消費税の役割がますます重要となっていく中で、制度の信頼感を高めるとともに、その税率水準の見直しを図ることが大きな課題となっている。しばしば指摘される消費税の所得に対する逆進性の問題については、消費税だけでなく、税制全体、更には、歳出面を含めた財政全体で判断することが必要である。

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ～国民の信頼性の向上を図り消費税の役割を高める必要性

消費税は、少子・高齢化社会において、勤労世代に過度の負担を求めず、経済活動に対し中立的である等の性格から、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため極めて重要な税である。

社会保障支出の増大や財政構造改革を展望すれば、今後、税率を引き上げ、消費税の役割を高めていく必要がある。このためには、徹底した行財政改革を進めるとともに、消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要がある。

このような観点から、まずは、以下に述べるような中小事業者に対する特例制度や申告納付回数の見直しを行うとともに、消費税の滞納について、引き続きその未然防止、整理促進に取り組むべきである。また、消費者の便宜のため、価格の総額表示（含む税額明記）が促進されるよう関係機関において適切に対応していく必要がある。

(2) 信頼性、透明性の向上に向けた改革～中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等

① 中小事業者に対する特例措置

中小事業者に対する特例措置は、中小事業者の事務負担に配慮し、事務の簡素化を図るために設けられている措置であるが、制度創設から既に 13 年が経過しており、制度全体に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、早急に抜本的な改革に取り組むべきである。

イ. 事業者免税点制度

事業者免税点の水準（課税売上高が 3,000 万円以下）は、制度創設以来据え置かれ、依然として 6 割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかと疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景になっていると考えられる。

したがって、個人事業者と法人の相対的な事務処理能力の差異も念頭におきつつ、現行の免税点制度を大幅に縮小すべきである。

現行の高い免税点水準の下では、事業者間取引を行う免税事業者が多数存在することを踏まえ、免税事業者からの仕入税額控除が認められている。その結果、消費税制度の透明性が低くなっているという問題については、後述するインボイス制度の検討に先立ち、事業者免税点の水準を大幅に縮減することで対応が可能である。

ロ. 簡易課税制度

簡易課税制度は、これまでも見直しが行われてきており、その適用割合は低下してきている。しかしながら、消費税制度が定着し事業者が納税事務に習熟してきたと考えられること、また事務処理能力のある中小事業者が納税額の損得を計算した上で適用している実態が多数存在していると指摘されていることから、制度の廃止を含めた抜本的見直しを行うべきである。

② 申告納付制度

消費税の申告納付制度については、これまでも、消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮す

れば、更に申告納付の回数を増やす方向で検討すべきである。申告納付回数について検討を行う場合には、納税者の事務負担や税務行政コスト、更には消費税の滞納問題との関係にも留意しつつ、幅広い観点から検討を行う必要がある。

③ 総額表示方式（消費者に対する価格表示のあり方）

消費者に対し消費税を含めた価格の総額を表示すること（総額表示方式）は、消費者の便宜を図る観点から積極的に検討されるべきである。ヨーロッパ諸国と同様、今後、消費者保護行政等の中で早急に具体化が図られるよう、関係機関において適切に対応していく必要がある。

④ インボイス制度

消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる「インボイス方式」の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、複数税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。

(3) 税率構造等

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性確保の観点から極力単一税率が望ましい。仮に、将来、消費税率の水準がヨーロッパ諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用が検討課題となる。その場合においても、事業者の事務負担をはじめとする社会経済的コスト等に配慮する観点から、その範囲は極力限定する必要がある。

また、非課税範囲の拡大やゼロ税率の採用については、消費一般に対して広く公平に負担を求めるという消費税の特徴を大きく損なうなどの問題があることから適当でない。

(4) 地方消費税

地方消費税は、平成6年の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年度から実施されて以来、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

②平成14年11月「平成15年度における税制改革についての答申～あるべき税制の構築に向けて」税制調査会（抜粋）

三 消費税

1. 検討の方向

消費税は、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保の観点から、今後、その役割を高めていかざるを得ない。そのためには、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要があり、中小事業者に対する特例措置等について、以下の方向で抜本的な改革を行う。また、消費者の便宜のため、価格の総額表示（含む税額明記）が促進されるよう配慮していく必要がある。

２．中小特例制度等の抜本的改革

（１）事業者免税点制度

事業者免税点の水準（課税売上高が 3, 000 万円以下）は、消費税の創設当初から長期間にわたって据え置かれ、依然として 6 割強の事業者が免税事業者となっている。

このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかとの疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景となっている。また、わが国の免税点水準は諸外国と比べても極めて高くなっている。

こうしたことを踏まえ、免税事業者の割合を現在の 6 割強から相当程度縮小させるべく、現行の免税点制度を大幅に縮小する。その際、法人については、既に法人税法に基づき申告・記帳の事務を行っていることから、免税事業者から除外すべきであろう。

（２）簡易課税制度

簡易課税制度については、これまで二度にわたり適用上限の引下げやみなし仕入率の改正が行われてきた。しかしながら、基本的にはすべての事業者に対して本則の計算方法による対応を求めるべきである。また、中小事業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している実態が認められる。こうしたことから、免税点制度の改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮しつつ、簡易課税制度を原則廃止することが適当である。

（３）申告納付制度

申告納付制度については、これまでも消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮し、納税者の事務負担や税務行政コスト等にも留意しつつ、申告納付回数の増加を図ることとする。

【答申に含まれていない主な議論】

（消費税）

- イ 免税点制度については、法人は完全に廃止してもいいが、個人事業者はその事務処理能力を考えると 1,000 万円くらいの水準が適当ではないか。
- ロ 中小特例措置の廃止・縮減は企業取引に影響を与えることから直ちに実施するのではなく、十分な準備期間を置く、あるいは段階的に実施するといった考慮が必要ではないか。
- ハ 中小特例措置の廃止・縮減は増税のためではなく不公平是正という観点から行うべきものであり、できるだけ早急に実施すべきではないか。

- ニ 将来、消費税の役割を高めていく際には、消費税の持つ所得に対する逆進性についても配慮すべきではないか。
- ホ 消費税の所得に対する逆進性については、資産課税なども含めた税制全体で判断することが必要。また、消費税は消費に対して比例的に負担を求め、世代間の公平の確保に資する税である。逆進性という観点を殊更に意識する必要はないのではないか。

③平成 23 年 12 月「社会保障改革案に対する意見」税制調査会（抜粋）

1. 「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）に定める「成案」のとりまとめに向けて、税制調査会では、社会保障改革案の提示を受けて、
- (1) 社会保障改革案において示された社会保障の安定財源確保の基本的枠組みに関する議論
- (2) 主要税目の改革の基本的方向性の整理 について、審議を行った。

2. 1 (1)の議題に関し、社会保障改革案について、税制調査会の審議において各委員から提起された意見は別添 1 のとおりであり、このうち、主な意見の要点を下記に記載した。今後、「成案」のとりまとめに向けた政府・与党社会保障改革検討本部の審議、さらに、「成案」を踏まえた改革の具体化に向けた政府内での検討に当たり、当調査会の意見に十分配慮することを求める。

税制調査会においても、「成案」を踏まえた今後の税制抜本改革の具体化に向けた審議に当たり、今回の議論を十分踏まえて検討を進めるものとする。

- － 今般の社会保障・税一体改革の意義や考え方について、丁寧に説明し、国民の理解と協力を得て改革を進めること。
- － 社会保障・税一体改革にあたっては、社会保障の担い手である地方自治体の理解を得て進めるべきであり、「国と地方の協議の場」等で地方と真摯に協議や意見交換を行い、国と地方が協力して、改革の円滑かつ着実な推進を図ること。
- － 社会保障・税一体改革の着実な実施を通じて社会保障を充実するとともに財政健全化への道筋を明らかにし、国際社会と市場の信認に応え、国民生活の安定と向上を図ること。
- － 社会保険料負担と公費負担（租税負担）の全体像を踏まえて、幅広く社会保障制度及び税制の諸改革を進めること。また、厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること。
- － 「社会保障改革の必要財源の安定確保と財政健全化の同時達成」に当たっては、消費税だけでなく、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を進めること。
- － 消費税の逆進性対策や個別間接税との関係について、国民の納得を得るためにも、丁寧かつきめ細かな議論を尽くすこと。
- － 税制抜本改革の実施に当たっては、足下の経済動向等を十分踏まえるとともに、予想せざる経済変動に対して柔軟に対応できる仕組みとすること。

- － 社会保障・税一体改革の推進に当たっては成長戦略との緊密な連携を図り、セーフティネットの確立、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、財政健全化の好循環を促すこと。

【消費税】

《総論》

- 集中検討会議では、消費税率の引上げは特に景気後退にはつながらない、軽減税率は設けるべきではないという意見のみだった。税調で議論が深まることを願っている。
- 財政はマクロの視点で見るべき。財政の持続可能性の観点からは歳出削減か歳入増の二つの選択肢しかないが、今大事なのは歳入の部分であり、国民に負担をお願いしますというメッセージを出すことから始めるべき。今度こそ待ったなしという思いで、この問題に取り組むべき。
- 中長期的には保険料で賄われている制度の方が頑健。社会保障論としては、まずは保険料の世界でどのような改革を行うのかを議論し、その上で消費税の問題をどうするか、という順序ではないか。
- 22 年度・23 年度税制改正大綱では、消費税率を 10%とすることを前提にした議論とはなっていないはず。それにも関わらず、「これまでの大綱の方針を踏まえ、残された議論」というのはおかしいのではないか。税調では消費税 10%という「改革案」を無視しているということか。10%を前提に議論するかどうかをはっきりしないと意見の言いようがない。
- 今の日本の財政状況は、多少歳入を増やしても、サービスの拡充に回す財源はないというのが実態。国民に負担増をお願いするが、場合によってはサービスが下がる部分もあるというくらいの覚悟をもって政治決断するのが問われている。丁寧に議論して、その覚悟を皆で持とうということ。
- 一体改革については、社会保障の充実と財政健全化を同時に達成していくために、どれだけの財源が必要であり、そのうち保険料と税の役割分担はどうなるという枠組みを前提とした上で、ポイントを絞った議論をする必要がある。全部、白地から議論するものではない。
- 単に5%を上げることだけを決めて、あとは後からだというやり方で国民に理解を得られるか。逆進性や景気に対する影響を確かめた上で、納得してもらえるメッセージが出せるかどうかが重要であり、そのための議論を税調で重ね、最終的に政治判断しなければいけない。
- 震災が発生する前から、税と社会保障の一体改革を行い、財政健全化にきちんと道筋を付けることはやるべき課題だったし、震災によりむしろその必要性は強まっている。IMF のリサーチによると、今、一番日本に期待されていることは、財政の安定である。震災で大変だが、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかを今、世界は見ている。
- 負担増について議論するのであれば、社会保障制度全体のあり方について、国民から納得してもらう必要があり、そのためにも分かりやすく丁寧な議論をする必要がある。

- 党の抜本調査会「中間整理」においても、消費税は極めて重要だとしているが、社会保障財源として消費税を決め打ちするような書き方はおかしい。
- 附則 104 条を理由に、6 月までに消費税率の引上げを決めなければならないと主張されるが、104 条は消費税だけの話ではなく抜本改革の話であることや、経済状況を好転させることを前提としていることから、その考えは間違いではないか。
- 附則 104 条は、政府が、消費税を含む抜本改革に関する法案を、24 年 3 月までに国会に提出することを義務付けている。ただ、実施時期については税調で議論していく課題。
- 既に、今の社会保障の水準では穴が開いており、将来世代の負担となっている。基礎年金国庫負担 2 分の 1 についても、恒久財源を見つけなければ、永遠に後世代の負担となってしまう。来年度予算編成を考えれば、6 月末というのは漠然とおかれた期限というわけではないことが分かる。
- 社会保険料は段階的にずっと引き上げてきているが、公費部分は借金で穴埋めしている部分が大きい。
- 一体改革の背景にある根本の問題は、今の財政構造にある。財政問題としてストレートに捉えないと、なぜ消費税なのかにつながらない。財政が崩れてしまうと社会保障制度も崩れてしまうという認識をもって議論を進める必要。
- 社会保障との一体改革とした理由としては、税金を上げるためにはその使い方について国民からの信頼を得る必要があることと、高齢化により支出が増えるため、高齢者にも負担を求めて行かないといけないという二つが挙げられる。
- 国民新党の考えは「景気回復なくして財政再建なし」ということ。このことは連立政権を組むときに確認したことであり、ここは譲れない。
- 財源としての消費税ではなく、消費税そのものを議論する必要がある。その中には、税率、軽減税率を適用するのか、二重課税と言われている問題、国と地方の配分といった論点が含まれる。

《消費税収の使途・区分経理》

- 高齢者 3 経費に子ども・子育てを加えたことは、この政権として目指してきた社会保障改革の大きな姿。当然、そこを充実するには負担が必要になるが、きちんと説明をすれば国民に理解していただける。国民に理解いただくためにエネルギーを割くべき。
- 社会保障の財源としては消費税を軸とし、高齢者 3 経費を対象とするというのは、昨年 12 月にまとめられた民主党の税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」で示された考え方。
- 消費税収（国・地方）の全額の使途を「社会保障四経費」に充てるとされていることから、障害者経費には消費税収を充てられないことになる。これでは政治的にもたないのではないか。

《消費税率》

- 集中検討会議では有識者の方の人数が多く、税制についても税率について直接的に議論されたことはなかった。有識者達からは 10%との発言があったが、消費税率の話は国会議員が税調において議論すべき位置づけと考える。
- 「改革案」では、税率を 5%アップしても、3%は赤字削減で、2%だけが機能アップということになり、国民の期待（5%の機能アップ）と異なってしまうのではないか。また、これではデフレを加速することになるのではないか。
- 今回の 5%の引上げについて、本当に社会保障の拡充に向けられるのが 1%で、残りの 4%は借金返しになり、政治的に国民に十分説明しきれないといった話があった。これについては、これまで何らかの整理がなされたのか。
- まずは社会保障に必要な経費はいくらで、そのうち機能アップがどれだけあるのかという点を全面的に押し出していけないと政治的に持たないのではないか。
- いつから消費税率を上げるのかは別問題だが、10%という税率は、集中検討会議において、将来の社会保障経費と財源不足額に関する議論を経て出されたもの。
- 5%が最初でありきではなく、必要なものは何なのかを国民に率直に出していく必要がある。10%というのは重要な決断だが、キリがいい数字というのでは駄目だし、国・地方の配分比率によってはそれよりも多く必要になるかもしれないので、しっかりとした議論が必要。
- 消費税率を 5%引上げるならばこの位の社会保障サービス、より低い税率ならばこの位のサービスまで下げざるを得ないということを国民に判断してもらわざるを得ない。社会保障改革案では、5%の引上げでこの位の社会保障というコミットメントを中期的にしたということ。
- 政権与党に課せられている宿題は、社会保障制度の持続可能性を維持することと、2015 年にプライマリーバランスを半減し、2020 年にはバランスさせること。この二つに加え、子どもの問題や医療の充実をやっていくと、2015 年には 5%の消費税増税はどうしても必要。
- 金利が上昇し、利払費を払えなくなったら、デフォルトを起こしてしまうが、それは絶対に避けなければならない。その上で、社会保障を充実しなければいけないとすると、本当に 5%で足りるのだろうか。
- 震災があったため、当然財政支出は増えるが、これだけ財政が悪くなっている中で、更に財政支出が増えることを日本はどう考えているのだろうか、とマーケットは見ている。財政について、絶対発散させないというメッセージを政治の意思としてマーケットに示すと同時に、世界に示さないといけない。そのためのメッセージとして、消費税率の 5%引上げくらいは決められないと我々の政治意思が問われかねない。
- これだけの人口を抱え、高齢化を迎えている国で、税率を 5%で維持していくのには限界がある。ここは覚悟を決めて進めて行かないといけない。

- 社会保障の財源確保のために、消費税率の引上げを拙速に決定することについては、反対である。
- この問題は、一人一人の意見がまとまるものではなく、各々のお立場もあるが、様々な意見を踏まえて会長・会長代行などのリーダーが覚悟を決めて決断すべきもの。

《いわゆる逆進性対策》

- 消費税の低所得者対策に関しては、今回の社会保障改革における低所得者対策や、所得税の再分配機能の強化の合わせ技でいくのか、当初民主党で考えていた給付付き税額控除でいくのか、国民に納得してもらうための理論構築をしてくのが税調の役割。
- 逆進性への対策としては、中小企業者への事務負担が重い軽減税率の導入ではなく、社会保障給付や低所得者向けの特別な給付等の財政支出の枠組みで対応すべき。
- 消費税率の引上げに際しては、住宅や公共交通、宿泊サービスについて軽減税率を導入するなど、国民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな配慮が必要。
- 「消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には」とあるが、今回の社会保障改革案が前提となっているのか、更なる対応を前提としているのか、整理することが必要。

《課税の適正化等》

- タックス・オン・タックスといった技術的な事項については、成案とは別に工程表を作る中で、秋以降にやるといった整理を行った上で、ひとつひとつ丁寧に議論していくべき。
- 個別間接税である自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき。
- 消費税に関する詳細が分からないのに、税率だけ先に決めるというのは順序が逆ではないか。
- 昨年12月の閣議決定に基づき、社会保障の安定財源としてどのくらい必要で、それは何で対応するのかについては、この場で決めていきながら、タックス・オン・タックスやインボイス等の細かな問題は秋に向けて議論するということではないか。
- 成案決定後、消費税の引上げを法案化するときに税制調査会で議論しなければならない課題としては、いわゆるタックス・オン・タックスの問題、医療費非課税の問題、簡易課税、免税点の問題などがある。
- 消費税の納税事業者は直近統計では全国で約 333 万者であり、そのほとんどは中小企業者。消費税の見直しに際しては、主たる納税事業者である中小企業者の事務処理能力等を考慮し、その納税事務負担が中小企業者にとって過度なものとならないよう、引き続き、最大限の措置を講じることが必要。
- 自動車取得税やガソリン関係諸税について、消費税との二重課税の問題が指摘されている。消費税率引き上げの際には、消費者への過度な負担とならないよう、二重課税の問題についても検討していくことが必要。

《国・地方の配分》

- 現行の消費税（国分）は、予算総則において高齢者3経費に充てられているが、「改革後」の消費税と地方消費税、交付税部分の関係がどうなるのかが示されていないが、どう考えているのか。
- 年金を除く社会保障は、全て自治体が足腰を担っている。しかしながら、集中検討会議では、社会保障のあり方についても財源論のあり方についても、実質的に自治体の意見を聞いていない。自治体が単独で実施している事業でも、敬老祝い金のような自治体が自主的にやるべき事業もあれば、乳幼児医療の無料化、妊婦検診のように全国的に実施しているものもあり、これらを民主党政権としてもきちんと評価すべきである。したがって、先般、地方の意見をきちんと聞くべきと申し上げ、そういう方向になった。すぐに20日までとか期限を区切って、大事な問題を抜きにしてどんどん議論を進めていくというのではなく、意見を聞くべきところは聞いて進めないとうまくいかないのではないかと申し上げた。
- 国民の感覚からすれば、「制度として確立された社会保障」だけが社会保障ではない。それぞれの地域の実態や実情に応じて、場合によってはやむにやまれぬ現実によって給付をしている、あるいはいろんなサービスをやっていることも含めて社会保障というふうに国民は見ている。
- 地方の声をもっと聞くということをしていかなければいけない。
- 地方でも、近年は赤字地方債に相当する臨時財政対策債を発行できるようになっているが、原則は、確保された歳入の範囲でしか歳出を組めないことになっている。このように制度的に地方のプライマリーバランスは黒字の側にブレがちになるが、地方は苦勞しているとの意見が地方団体から出されている。

《改革の実施（経済との関係）》

- 集中検討会議では、消費税率の引上げは特に景気後退にはつながらない、軽減税率は設けるべきではないという意見のみだった。税調で議論が深まることを願っている（再掲）。
- 日本は、第二次大戦後はお金を刷って財政を賄ったのに、なぜ今、日本でそれができないのか。税率を上げれば景気が更におかしくなる。こういった素朴な質問に答えられなければならない。赤字国債を数十兆一気に出して復興のために使うというのが国民の声ではないか。
- なぜお金を刷って財政を賄うことが問題か、については第一次大戦後のドイツの例がその答となっている。
- 昨年12月の閣議決定で、今年度の中ごろまでに成案を得るとしたが、3月11日の大震災で状況が変わっている。今、税率を上げることが、本当に日本の将来にとって良いことなのか。税率引き上げへのコンセンサスもない。経済成長とのバランスは極めて重要。今、税率を上げて経済は失速しないのか、そこが見えない中、つじつま合わせを行うべきではない。
- 震災が発生する前から、税と社会保障の一体改革を行い、財政健全化にきちんと道筋を付けることはやるべき課題だったし、震災によりむしろその必要性は強まっている。IMFの

リサーチによると、今、一番日本に期待されていることは、財政の安定である。震災で大変だが、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかを今、世界は見ている。

(再掲)

- デフレで景気が悪いときに消費税を引上げていいのか。社会保障財源の税目として消費税というのを決めるにしても、タイミングの問題がある。
- 「改革案」では、「経済成長との好循環の実現」とあるが、経済成長戦略との連携が見えない。経済成長を実現していても、それでも税収が足りなくなるという議論であれば説得力があるが、経済成長の議論を尽くさないというのであれば疑問がある。

④平成 24 年度税制改正大綱

4. 消費課税

(1) 消費税・地方消費税

消費税・地方消費税については、社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けた一里塚として、「まずは、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」、また、「政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成 21 年度税制改正法附則 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じる」との方針が示されました。

今後、上記方針を含め一体改革成案に示された考え方にに基づき、具体化に向けた議論を加速してまいります。

⑤平成 25 年 11 月 12 日「軽減税率についての議論の中間報告」与党税制協議会、軽減税率制度調査委員会(全文)

はじめに

平成 25 年度与党税制改正大綱において、

「○消費税率の 10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。

○そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で結論を得るものとする。

○与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。

○協議すべき課題

・対象、品目

・軽減する消費税率

・財源の確保

- ・インボイス制度など区分経理のための制度の整備
- ・中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
- ・その他、軽減税率導入にあたって必要な事項」

とされた。

本年2月、同大綱に基づき与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会が設置され、これまで8回にわたり関係団体からのヒアリング等を行ってきたところである。

本中間報告は、今後の議論に資するため、同大綱に基づき、これまでの検討状況について、ヒアリング結果を中心に与党税制協議会に報告するためとりまとめたものである。

第一 これまでの委員会の開催状況

第一回 平成25年2月20日 体制及び今後のスケジュール、欧州における軽減税率の導入状況等

第二回 平成25年3月13日 軽減税率制度における検討項目の整理

第三回 平成25年4月3日 軽減税率制度について有識者ヒアリング

西山 由美 明治学院大学経済学部教授

片山 信子 国立国会図書館財政金融調査室主幹

佐藤 勝徳 伊藤忠商事株式会社経理部税務室税務室長

今井 亮 三井物産株式会社経理部税務統括室室長

第四回 平成25年4月11日 軽減税率制度について関係団体ヒアリング

経済団体連合会、日本税理士会連合会、全国農業協同組合中央会

第五回 平成25年5月9日 軽減税率制度について関係団体ヒアリング

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会

第六回 平成25年5月23日 軽減税率制度について関係団体ヒアリング

日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、新日本スーパーマーケット協会、日本フードサービス協会、TKC全国政経研究会

第七回 平成25年6月18日 軽減税率制度について関係団体ヒアリング

日本歯科医師会、日本薬剤師会、住宅生産団体連合会、全国宅地建物取引業協会連合会、日本医師会

第八回 平成25年10月30日 軽減税率制度について関係団体ヒアリング

全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本新聞協会

第二 ヒアリングにおいて出された主な意見

以下は、有識者、関係団体からのヒアリングにおける主な意見を、項目ごとに整理したものである。

一 対象、品目及び軽減する消費税率について

- ・対象、品目の線引きが困難であり、課税の中立性が損なわれる。また、なし崩し的に軽減対象が広がれば、国民の日常生活に大きな混乱を招くおそれがある。
- ・複数税率の導入は特定分野に恩典を与えることとなり、政治的恣意性の問題がある。また、特定分野への恩典が社会的不公平感を拡大させるおそれがある。
- ・複数税率の導入を議論するのであれば「公平、公正」の観点から、国民各層において徹底的に議論を行い、真に公平な制度を目指すべき。
- ・少なくとも消費税率が 10%の段階までは単一税率を維持するべき。軽減税率は税率が 10%を超えた段階における検討課題。
- ・複数税率対象商品に関して、解釈に疑義が生じないよう細かな部分まで補足する通達類が必要になる。
- ・税率区分がセット商品の種類や組み合わせ方法に制約を与えることになり、事業者による創意工夫、消費者が商品やサービスを選択できる範囲と利便性が損なわれるおそれがある。
- ・税率の振分けの問題の解決には、事業者と国の双方に、大変な時間と訴訟費用などのコストが生じる。
- ・消費者の食生活を守り、かつ、消費税を転嫁できない農業者の価格転嫁問題を解消するため、食料品、農産物等に対するゼロ税率を導入するべき。
- ・食料品等の軽減税率導入により、売上の減少に歯止めをかけたい。消費者にとっては複数税率のほうがよく、日本の食文化である商品群を選定し、一品でも二品からでも入れていくべき。
- ・軽減税率が導入される際には、住宅へも軽減税率を適用するべき。
- ・社会保険診療報酬等の非課税について仕入税額控除が可能な制度に改め、その際、ゼロ税率、軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度とするべき。
- ・新聞は公共財であるため、購読料については5%の軽減税率とし、書籍、雑誌、電子媒体についても同じ扱いとするべき。ただし、他の生活必需品が軽減税率の対象とならない場合には、新聞のみ軽減税率の対象とすることは難しい。

二 インボイス制度など区分経理のための制度の整備について

- ・軽減税率は、何を対象商品にするかで線引きをするので、税抜価格、税額、適用税率を明記したインボイスが必要になる。
- ・インボイス導入により、取引の都度インボイスを作成しなければならず、また、税額計算が現行の制度とは全く異なる。中小企業の事務負担を増大させるため、インボイス制度は導入するべきではない。加えて、徴税側にもインボイスの偽造防止を含め、税務調査等で過大な事務負担とコストが発生する。
- ・現行の帳簿方式の下で請求書に税率、税額を記載すれば、インボイス制度でなくてもよい。
- ・個別の品目や税額が書いてあるものがインボイスだとすると、軽減税率導入にはインボイスが必要。

- ・軽減税率の導入に伴い導入が求められるインボイスについては、事務負担の増加や免税事業者の排除等の懸念を払しょくするため、現行の請求書の様式や申告方法等を基本とし、農協による農家のインボイスの代理発行等も認めるべき。

三 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解について

- ・小規模な事業者ほど、日々の取引において、税率の判断、記帳、請求書の発行等、複雑な事務負担が大幅に増加する。転嫁問題に加えて、複数税率の導入により、事務や費用の負担が増えれば、小規模事業者の経営は成り立たない。
- ・インボイス導入に伴う請求書様式の変更や、請求書の発行についての一元管理が必要となる。また、会計システム、商品管理システムの整備も必要となる。
- ・中小企業庁の調査によれば、44%の中小企業が記帳の際にパソコンやレジスター等を利用しておらず、複数税率の導入は、小規模、零細事業者に大幅で複雑な負担増となる。
- ・インボイス導入により、事務処理能力のない 500 万にも及ぶ免税事業者が取引から排除されることになり、大変な問題。課税事業者にならざるを得ないとなれば、中小企業の実務処理負担の軽減を図るという免税点の制度趣旨はまったく失われてしまう。
- ・仕入税額の還付申告については、農業者の事務負担に配慮し、現行の簡易課税制度をベースとした簡易な還付申告制度等を導入すべき。また、農業者の税務申告に対する万全の支援措置を行うべき。

四 財源の確保について

- ・軽減税率の適用範囲と標準税率はトレードオフなので、将来の財政需要の増加を視野に、税率のイメージ（標準税率のみ、標準税率と軽減税率、軽減税率の適用範囲のバリエーション）を国民に共有することが重要。
- ・軽減税率の導入により歳入が減収すると、その補填のために標準税率を更に引き上げなければならない。標準税率がどの程度の水準になるかを示さずに軽減税率のみを喧伝することは、そもそも公平な議論ではない。
- ・軽減税率は、消費者にとって税負担の軽減を実感しやすいが、歳入の大幅な減少を招く。一体改革の前提を覆すものであり、税収を補うために標準税率を高くすることは、国民の理解を得られない。
- ・軽減税率を導入した場合、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策が同時に講じられなければならない。
- ・軽減税率制度の導入による税収の目減りが、社会保障の安定財源確保という一体改革の趣旨、目的を根底から揺るがすことにならないか、懸念される。
- ・軽減税率の適用による税収減に対しては、景気が回復し、経済が成長軌道に乗れば、経済の活性化による税収確保も期待できるのではないか。

五 その他

1 簡易課税制度について

- ・複数税率の下では、適正なみなし仕入率の設定が困難。計算が過度に複雑となり、もはや「簡易」とは名ばかりの、事実上使えない制度となる恐れがある。
- ・軽減税率を導入した上で、中小企業の事務負担軽減のため、簡易課税制度を継続すべき。

2 諸外国の軽減税率制度について

- ・ヨーロッパの付加価値税制度は、複数税率構造、非課税取引の拡大、国境を越えた取引に対しての管理の難しさ等の問題から、機能不全に陥っており、制度設計のお手本にならない。
- ・EU諸国等では贅沢品の選定、外食の取扱い、セット販売品の取扱い等、対象範囲の設定について大きな混乱が生じている。
- ・欧州における付加価値税の問題（裁判）事例は、複数税率制度の存在が原因となった事例が多く、租税制度への信頼を損ねている。

3 低所得者対策について

- ・複数税率は、高所得者ほど大きな負担軽減となるため、低所得者対策として非効率であり、真に支援が必要な者に対して、歳出面で、簡素な給付措置の実施や、きめ細やかな給付など、他の方策で対応した方が効果的。
- ・低所得者対策は、社会保障・税番号制導入による給付付き税額控除制度によって対処すべき。その際、番号制度の導入も考慮して、給付手続と給付方法が複雑にならないように配慮が必要。
- ・低所得者対策については、各施策のメリット、デメリットを国民に明確に示した上で検討すべき。また、逆進性の解消そのものの効果についても検証が必要。
- ・給付措置で低所得者対策を行う場合の地方自治体における低所得者の把握と事務的、財政的な負担等を勘案すれば、自治体にとって、軽減税率の導入の方がスムーズに対応しやすい。

V. 我が国の中小企業における消費税の取扱い

1. 仕入税額控除の改正経緯

○消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用していた。

○平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われることについて、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところであり、こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかの保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用した。

(注) この仕入税額控除方式とは、改正前から大部分の事業者間取引において、請求書等が交わされ保存されているという我が国の取引実態を尊重しつつ、取引の証拠書類保存に伴う制度への信頼性を確保することができるもの。

2. 仕入税額控除制度について (現行消費税制度)

消費税の基本的な仕組み

納税義務者は、事業者

各事業者の納税額 = 売上税額 - 仕入税額

仕入税額を控除
するためには・・・

仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、
請求書、領収書、納品書等の書類（取引の相手方が発行した書類）のいずれかの保存が必要
『請求書等保存方式』



+

3. 消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。
 具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ（税抜）}}{\text{課税売上げ（税抜）} + \text{非課税売上げ}}$$

- (1) 「課税売上割合が95%以上」かつ「課税売上高が5億円以下」の場合
 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）
 (2) 「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円超」の場合
 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

①個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額		控除できない消費税額

②一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

4. 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

- 「請求書等保存方式」では、帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。
- 単一税率の下では、請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はないが、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの（インボイス）がなければ適正な仕入税額の計算は困難。

【日本】

請求書

24年4月30日

No.

株式会社〇〇商事 様

株式会社 △△商事

千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ¥ 193,500-

税率 消費税率等

品名	数量	単価	金額(税抜・税込) 備考
4 1 食料品等			193,500
30			
合計			193,500

商品名等について包括的な記載可

一定の期間内の取引をまとめて記載可

税込価格のみの記載で可
(適用税率・税額の記載義務はない)

【イギリス】

A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174

○×△ TRADE LTD

From: Any Street, Any Town

To: M. Obody, 222 The High Street

London NE14 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

Sale: Time of supply 16/01/2012

Date of issue: 19/01/2012

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SM15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	20	67.72
		338.60		
				67.72
				406.32

Total (Net) 338.60 Total VAT 67.72

VAT 67.72

TOTAL 406.32

課税事業者の登録番号

適用税率・税額の記載を義務付け

○「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

- ・課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。
- ・「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。
- ・免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入について仕入税額控除ができない。

(注)「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

5. 消費税の中小事業者に対する特例措置の推移

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月施行	【平成23年度改正】	【社会保障・税一体改革】
①事業者免税点制度 適用上限 3,000 万円		資本金 1,000 万円以上の 新設法人は不適用 ※設立当初の2年間に限る。	1,000 万円	前年又は前事業年度上半期の課税売上高(給与支払額)が 1,000 万円を超える事業者は不適用 (注)法人は 25 年 12 月決算から、個人は 25 年分から適用。	課税売上高 5 億円超の事業者が設立する新設法人は不適用 (注)平成 26 年 4 月以後に設立される法人に適用。
②簡易課税制度： ○適用上限 5 億円 ○みなし仕入率 90%、80%の2区分	4 億円	2 億円	5,000 万円		今後更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行う。
③限界控除制度 適用上限 6,000 万円	5,000 万円	制度の廃止	(注)免税点制度と簡易課税制度の適用上限については、法人は 17 年 3 月決算から、個人は 17 年分から適用。		

6. 事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立 1 期目及び 2 期目の扱いは資本金の額のみで判定。

※資本金 1,000 万円未満の新設法人は、設立当初の 2 年間、免税事業者となる。資本金 1,000 万円以上の新設法人は、設立当初の 2 年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

（１）制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置。

（２）これまでの制度の見直し

【平成 9 年税率引上げ時】

資本金 1,000 万円以上の新設法人は不適用（設立後 2 年間に限る）

【平成 15 年度改正】

適用上限を課税売上高 3,000 万円から 1,000 万円へ引き下げ

【平成 23 年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は不適用

※ 1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

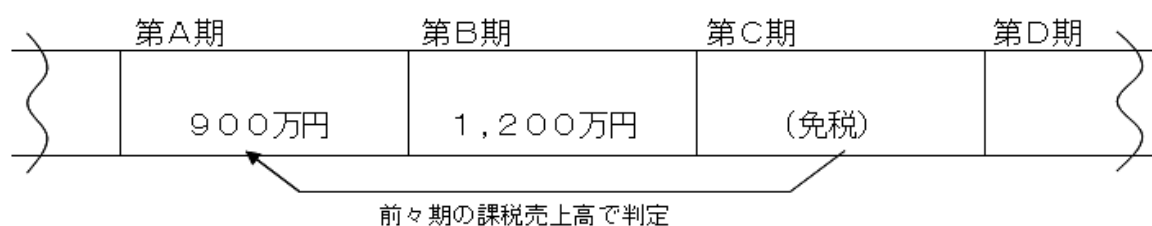
※ 2 平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度について適用

【社会保障・税一体改革】

資本金 1,000 万円未満の新設法人のうち、課税売上高 5 億円超の事業者等がグループで 50%超出資して設立された法人は不適用（設立 2 年間に限る）

※平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される法人について適用

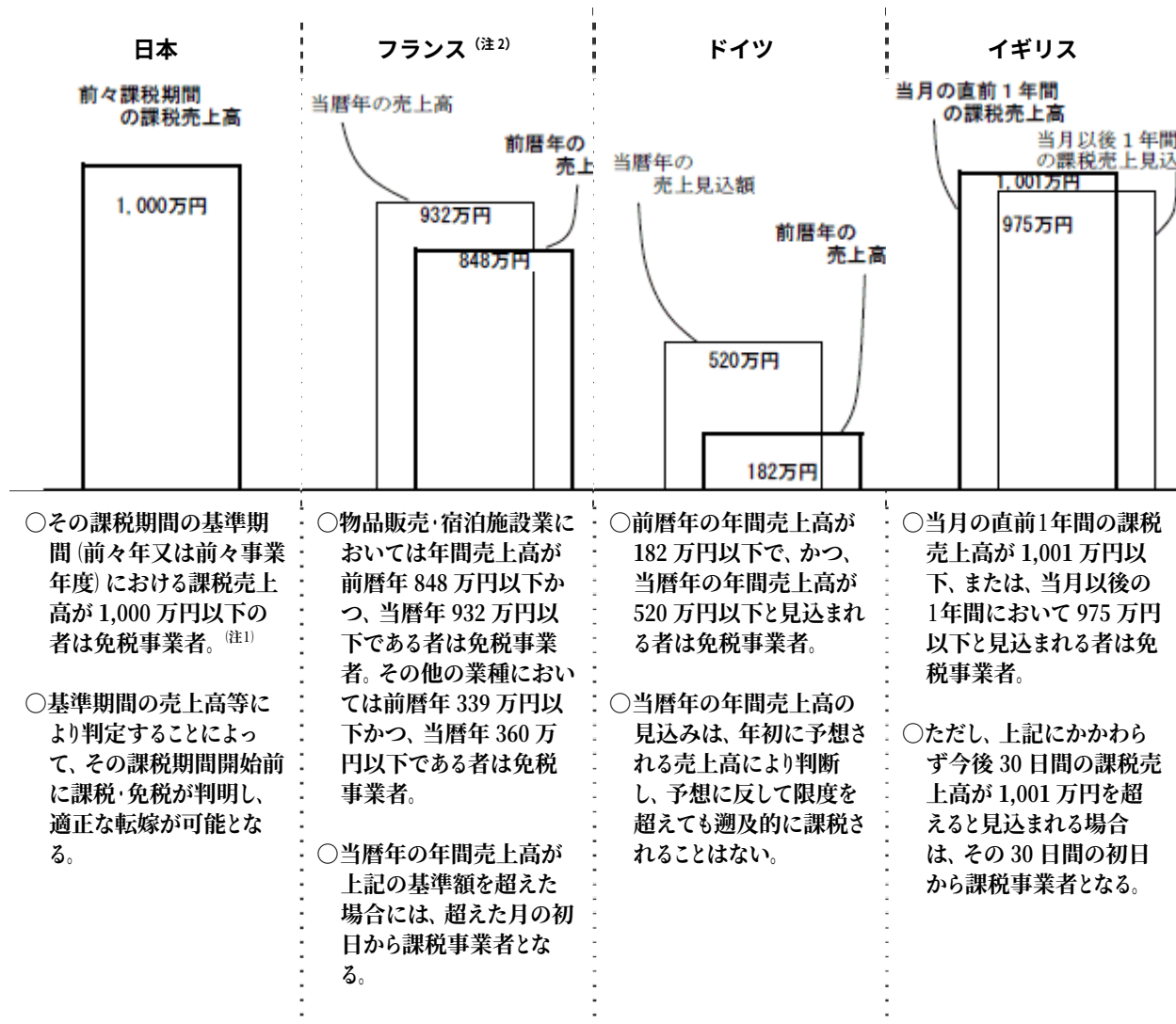
【事例】



○第 C 期 --- 免税（第 A 期の課税売上高が 1,000 万円以下）

(参考) 主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2013 年1月現在)

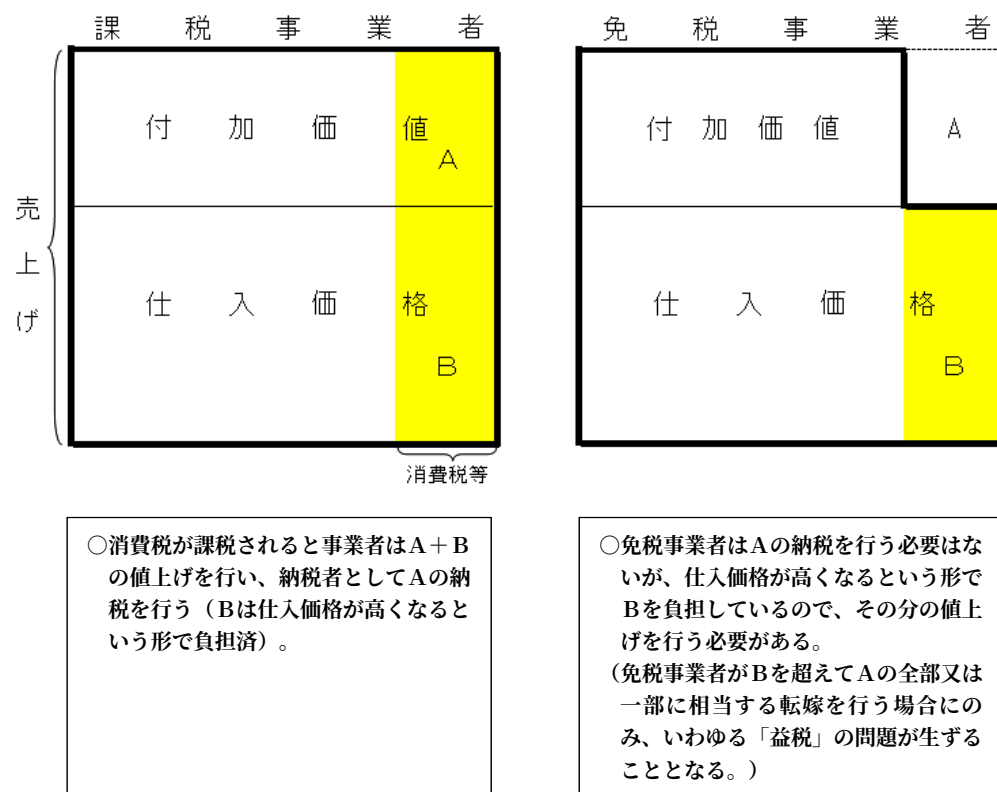


(注1) 資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。前年又は前事業年度上半期における課税売上高(給与支払額)が1,000万円超の者についても不適用(法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用)。上記に加え、課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人については不適用(26年4月以後に設立される法人について適用)。

(注2) 物品販売・宿泊施設業者においては、前々暦年の年間売上高が848万円以下(その他の業種においては339万円以下)の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は932万円(その他の業種においては360万円)に緩和される。

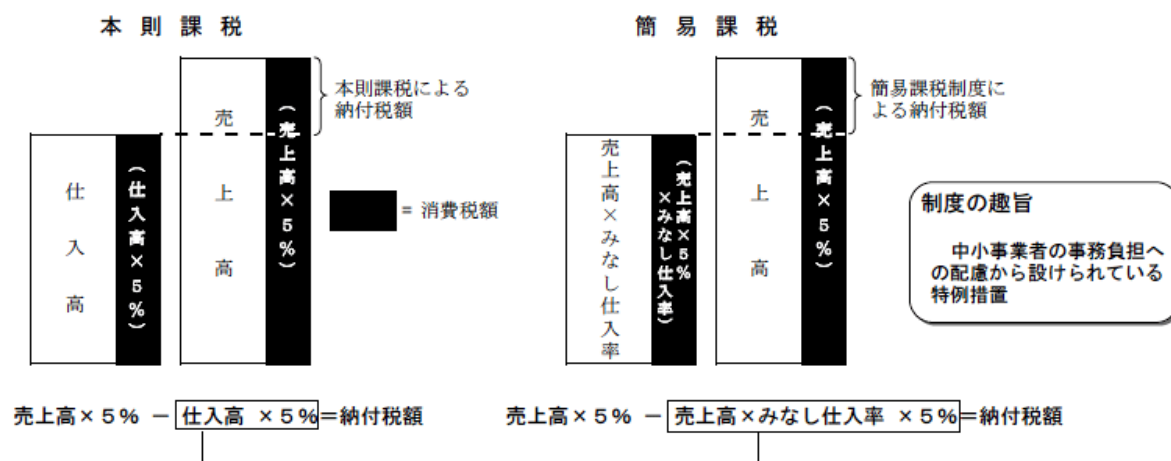
(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=130円、1ユーロ=104円(裁定外国為替相場:平成24年(2012年)11月における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

7. 消費税の転嫁のあり方



8. 簡易課税制度の概要

○簡易課税制度は、課税売上高が 5,000 万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。



○簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度

○適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること

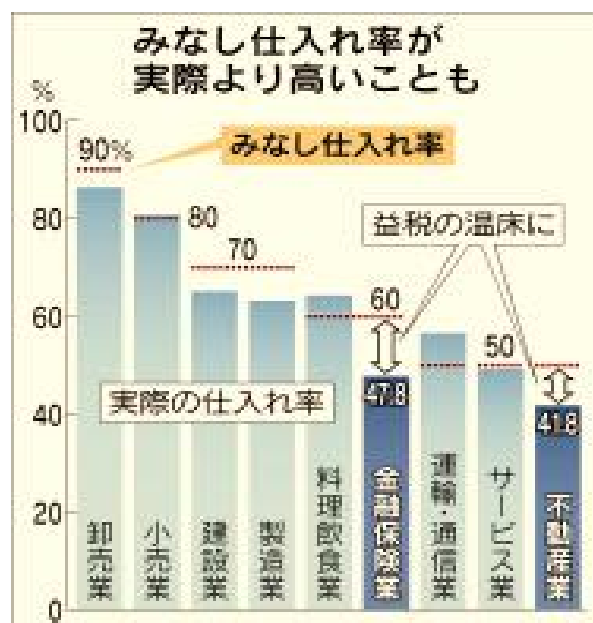
○みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注)サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

- 政府・与党は中小企業や商店の納税事務負担を軽くするための簡易課税制度を10年ぶりに見直す。4月の消費増税を控え、消費者が払った消費税が中小企業などの手元に残る「益税」を縮小する。保険代理店などの金融保険業や小規模な不動産業者の納税負担が増える。
- 財務省の実態調査では、建設業や製造業を含む多くの業種でみなし仕入れ率が実際よりも高く設定されていた。金融保険業と不動産業で実際との乖離が大きい。このため金融保険業のみなし仕入れ率を現在の60%から50%、不動産業は50%から40%に下げる。
- 消費税の納税申告件数は11年度で306万件。このうち簡易課税制度の利用が4割強の131万件に達する。会計検査院が12年10月にまとめた報告書によると、簡易課税制度を利用した4699事業者のうち、約8割の3742事業者で総額21億7647万円の益税が発生していたという。



簡易課税制度の改正は10年ぶり				
1989年	91年	97年	04年	14年
対象事業者の売上高				
5億円以下	4億円以下	2億円以下	5000万円以下	
みなし仕入れ率				
80、90%のみ	60、70%を追加	50%を追加		40%を追加

(参考) 主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要

(2013 年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
前々課税期間 の課税売上高 5,000万円	なし	前 暦 年 638万円	1 年間の 課税売上見込額 1,950万円
○その課税期間の基準期間 (前々年又は前々事業年 度)における課税売上高が 5,000 万円以下の課税期間 については、課税売上に 係る税額にみなし仕入率を 乗じて計算した金額を仕入 れに係る税額とすることがで きる。 ○みなし仕入率は、90% (卸売 業) ～50% (サービス業等) の5区分である。		○前暦年の年間売上高が 638 万円以下の者は平均率によ る簡易課税 (年間売上額に 平均率を乗じて仕入税額を 計算) を選択することができ る。 ○平均率は、1.6% (小売業 (燃料)) ～12.5% (建物・窓 清掃業) の 40 区分である。	○適用申請時から1年間の課 税売上見込額が 1,950 万円 以下の者は平均率による簡 易課税 (売上総額に平均率 を乗じて納付税額を計算) を 選択することができる。 ○平均率は、4% (小売業 (食 品等)) ～14.5% (法律サー ビス業等) の 17 区分であ る。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ポンド＝130 円、1 ユーロ＝104 円 (裁定外国為替相場：平成 24 年(2012 年)11 月における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

VI. インボイス制度導入に係る問題点・課題及び対処の方向性

EU が導入しているようなインボイス制度については、税率が 10%を超えない場合は軽減税率の必要はないという認識から、当面は考慮する必要はないということで、従来の税制改正では、特段、真摯な議論は行われてこなかった経緯がある。

しかし、今後、8%から 15%、あるいはそれ以上の増税が行われた場合には、増税の議論とともに軽減税率やインボイス制度導入への動きが強まることとなろう。

日本では、平成 5 年 11 月の税制調査会答申に基づき、我が国の経済社会や取引の実態に適しているとの総合的な判断から、平成 6 年度税制改正によって「請求書等保存方式」が導入されている。この方式は、仕入れ事業者は、取引の事実を帳簿に記し、仕入れ税額の計算を行うのと同時に、その要件として、請求書や領収書、その他取引に関する証憑書類の保存を義務付けたものである。

軽減税率の下では、果たしてこの請求書保存方式では対応できないのか、インボイス導入は必須なのかが、本調査の主たる課題であり、その点について検討する。

有識者に対するヒアリング及び既存文献によるインボイス制度導入に係る問題点や課題は次の通りである。

1. 2013.11.29 公明党提案

- 軽減税率の対象としては食料品（除く酒類・外食）等を提案。
- 提案では、EU のインボイス制度とは異なり、仕入事業者が適用税率毎に、一定期間の課税仕入高を集計し、そこから税率で割り戻して仕入税額を計算することとしている。軽減税率を導入した場合は、売上げ事業者が標準税率と軽減税率が適用される取引別に分けて請求書に記載し、仕入れ事業者はそれに基づき税率が異なる取引を区分して帳簿に記載する。
- 現行の「免税事業者からの仕入税額控除を認める仕組み」は維持するため、免税事業者が取引から排除されることはない。
- 44%の中小企業が経理事務を手計算で行っているとの指摘があるが、その実態等は明らかではなく、システム導入・改修の影響はそれほど大きくはない。

2. 平成25年12月5日 財務省主税局資料「複数税率における納税事務等に係る制度等について」

- 公明党提案は、免税事業者に係る制度・執行を中心に問題が生じる恐れがあると考えざるを得ないが、実際に制度を導入・適用するか否かは政策上の判断であり、法制上または技術上、不可能ではない。

- 公明党案は、売り手に請求書の交付を義務付けない（公明党案は義務付けている？）ようだが、これでは適切な請求書が交付されない恐れがある。
- 免税事業者は、自らの納税額と無関係に適応税率を判断し誤った請求書を発行しやすく、このため力関係から、通謀等による不正リスクが高まる。
- POS システム等を持たない事業者の場合は事後的な取引の検証は困難であるため、売り手と買い手の相互牽制が必要だが、免税事業者の場合はこれが働かないため、罰則規定を設ける必要がある。
- 免税事業者にもかかわらず新たな義務を課すことは法制上妥当と言えるのか。小規模・零細な事業者には、事務負担等の配慮から 1,000 万円以下の事業者に対し、納税義務を免除している。
- 税務執行上、免税事業者を含めて適切な指導・監督を行うことには限界があり、益税の温床になりかねない。

3. 平成25年12月5日 平川会計パートナーズ平川忠雄代表「軽減税率について」の見解

- 日本では帳簿精算方式に親しんできたため、実際問題として複数税率への制度変更はかなりの課題が存在する。
- 公明党は事務負担はそれほど大きく増えることはないとしている。これ自体は常識的な判断であるが、事業者のすべての取引において「標準税率なのか、軽減税率なのか」を判断する必要があり、その判断のための事務負担は急増するし、仕入先事業者等が多数の場合には、ミスが多発する懸念がある。
- 帳簿方式の活用による効率的効果を示していることは評価できる。
- 財務省が、公明党提案に対してここまで具体的で政治面までの配慮を行った文書を作成したことは、課題の整理とともに評価できる。免税事業者を含めて、帳簿方式を拡大した場合、事務負担に耐えられるのかという認識を示している。
- インボイス先進国の課題を解消するような日本型の方式の開発を行うべきではないか。ただし、諸外国のやり方を採用しなければ、国際的に孤立する懸念もある。

（同平川先生へのヒアリングより）

- 経済界の状況からみると、大企業や特定業種はインボイス制度、中小企業や下請け業種、取引段階の中間に属す業種は帳簿方式を支持している。後者は、インボイス方式が導入された場合に、ビジネスから外される可能性が高まることを懸念している。
- 公明党による 2013 年 11 月 29 日の「『軽減税率について』の指摘に対して」では、軽減税率導入に際しては、インボイス方式ではなく、軽減税率適用取引毎に一定の課税仕入高を集計し、そこから税率で割り戻して仕入税額を計算することで足り、現行の帳簿方式で対応可能であるとしている。これにより事務負担が容認できないほど拡大することはなく、帳簿方式自体が益税や転嫁問題にはつながらないとしている。

○平川税理士としては、そもそも軽減税率の導入自体に課題があるとしているが、インボイス方式か、帳簿方式で対応可能かという点については、帳簿方式では①複数税率となった場合には請求書への記載が複雑になること(経過措置による旧税率も存在する)、②事業者がすべての取引に際し「標準税率なのか軽減税率なのか」を判断する必要があり、その事務負担が増大すること、③取引先・仕入先が多数の場合にはシステムの導入・改修による事務負担が増大し、ミスが多発する可能性も増加すること、④免税事業者は零細事業者であり、税理士が関与しない場合には、謝った請求書が発行される可能性が出ること、⑤零細事業者の顧客のほとんどは最終消費者であり、請求書の発行が求められることは少ないとの公明党の見解が実態を反映しているかは疑問であること、⑥証憑書類から仕入税額控除について適用税率が適正であるかを確認するには大変な時間と労力が必要であること、⑦請求書の法定化により検証可能となると公明党は言うが、中～大企業は膨大な取扱件数を検証することは困難であること、⑧システム更新自体の出費は多額にはならない可能性があるが、事務職員や会計事務所等の費用負担は必ず増加することから、現行の帳簿方式の課題と、EUにおけるインボイス方式の課題を解消しうるような「事業取引関連税の計算機能」方式の開発を進めるべきとしている。

(追記)

○財務省は、公明党の提案は税務当局には受け入れがたいとしつつ、「法制上の妥当性・整合性及び税務執行上の課題を勘案するならば、公明党案を具体化し適用した場合には、免税事業者に係る制度・執行を中心として問題が生じるおそれがあるが、実際に制度を導入・適用するか否かはあくまでも政策上の判断であり、法制上または法技術上、不可能ということではない」と結論づけている。

4. 2013.12.9 明治学院大学 西山 由美 教授「不動産取引と消費課税」

- 不動産取引に対する消費課税の課題は、①土地取引が非課税であるため、仕入にかかる消費税が控除できない（仕入税額控除の遮断がある）。②取引の力関係から、下請け事業者が消費税を価格に転嫁できない。③税率引き上げに伴い、軽減税率をどうするのか、インボイスをどうするのかという課題。
- 税率が相対的に低く、現行制度のもとでは免税事業者からの仕入税額控除ができるが、本来は認められるべきではない。
- EU では本来の税収の 20%が失われていると言われるほど、巧妙に脱税が行われている。これは制度が複雑化したためであり、機能不全に落ちいつている。
- 複数税率の問題として次がある。①税率の振り分けが難しい。②軽減税率は富裕層も恩恵を受けるので必ずしも逆進性対策にはならない。③軽減税率を導入した場合、単一税率を前提としている簡易課税制度が維持できない（ドイツでは 54 種類もの職業毎の税率により仕入税額を計算）。

- 免税事業者が排斥される問題は、免税点を下げ、申告納税手続きを簡素化することで対処可能(ドイツは原則電子申告)。日本は前々年度の課税売上げで 1,000 万円なので、タイムラグが大きすぎる。
- 公明党案のように、複数税率を入れてインボイスを入れない場合は、世界でもユニークな税となり、電子取引のように国境を越える取引についての不整合が出る懸念はある。
- しかし、インボイスは、EU が付加価値税を導入した時に新たに導入されたわけではなく、商慣習をそのまま利用したものであり、日本でも新たなタックスインボイスを入れる必要はなく、請求書に必要な記載事項を加え、マイナンバー制を定着させ、課税事業者番号にしていく方法でもインボイスに変わるものは構築できる。

(同西山教授のヒアリングより)

- 複数税率構造の EU では、制度が複雑化したことによって、巧妙なスキームによる脱税が最大の問題となっており、これによって本来得られる税収の 20%が失われている。
- 複数税率下における問題は、単なる品目毎だけではなく、販売やサービスの提供の仕方によっても税率が異なり、税率の振り分けが難しいことである。
- 現行の簡易課税制度は、単一税率であることが前提なので、複数税率下では使えない。ドイツでは、54 種類の職業に分けて、簡易課税方式を適用している。
- 現在の EU の付加価値税制は機能不全の状態にあり、その理由は複数税率と広範な非課税範囲の導入にある。一度決めたことは、政治的に元には戻せない。
- EU のインボイスは単なる請求書ではなく、タックスインボイスであり、必須項目として、売り手と買い手の住所や付加価値税番号（EU 加盟国の略号 NL や DE から始まる 9 桁の番号）、税率毎に税額を表示するが免税事業者は税額を書けない（書いた場合は当該分につき納税義務が生じる）。タックスインボイスは仕入税額控除の必要書類であるが、発行した課税事業者の納税を促す両面チェック機能をもつ。
- タックスインボイスのメリットは、益税の問題が生じないことと、価格転嫁できる事業者とできない事業者が区別され、消費者に分かりやすいこと。デメリットは、免税事業者が取引から排除されること。後者については、免税点を下げることと同時に、申告納付手続きを簡素化することでよい。日本は前々年度の課税売上げで 1,000 万円なので、タイムラグが大きすぎる。EU のように前暦年と当該年でやればよい。
- 以上から、そもそも論として、軽減税率導入には反対の立場であるが、複数税率を入れてインボイスを入れない場合は、国際的な課税ルールが確立した場合には孤立してしまう懸念がある。
- タックスインボイスはそれまでの EU の商慣習を利用したものなので、日本で軽減税率を導入した場合に、EU 同様のタックスインボイスを考える必要はなく、通常の請求書に必要な事項を加える、たとえばマイナンバー制を定着させ課税事業者番号にすれば、現行の制度でもインボイスに変わるものは構築できるはずである。

5. 国際税務研究会「国際税務」2012年4月号掲載「欧州連合型インボイス方式の現状と課題」税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ、シニアマネジャー・ドイツ税理士 溝口 (天野) 史子氏の見解

- 平成 6 年度改正によって請求書保存方式が導入された。これは仕入事業者は、取引の事実を証する書類として、請求書、領収書、その他の取引の事実を証する書類のいずれかの保存を必要とするもの。この方式を越えて、インボイス方式の導入が必要かを検討。
- 現行インボイス制度は、取引要件の充足とは違う課税上のコンプライアンスリスクを負担させている。PWC が 2010 年に行った調査では、コンプライアンス確保のために必要な時間は付加価値税を有する各国の平均値は 125 時間であり、法人税の 74 時間を大きく上回る。内訳は準備行為で 82 時間、申告書作成提出で 24 時間、納税手続きが 19 時間。これに対し、日本の消費税は 35 時間足らずで 145 カ国の平均を大きく下回る。
- OECD 加盟国で付加価値税収比率（本来の課税ベース×標準税率に対する実際の付加価値税収の比率）をみると、2008 年の日本は 0.72 で 32 カ国平均 0.58 よりも高い。ルクセンブルクは金融サービスが主たる産業のため 0.93 で突出して高いが、イギリス 0.46、イタリア 0.41、スペイン 0.46という状態。
- この改善策として、EU では、電子帳票管理、電子記帳のためのルールづくり、簡素化があげられている。
- インボイス方式の問題は、課税事業者に対するコンプライアンス事務負担の増加とコンプライアンスリスクの増大であり、インボイス方式に関する欧州委員会の調査では、コンプライアンス事務が約 451 億ユーロの費用を課税事業者に発生させている結果となった。
- 日本の請求書保存方式はある種のおおらかさがあり、こうした状況と比べると評価すべき面がある。付加価値税収比率が国際的に高い日本では、インボイス方式で課税の透明性を追求するメリットと、日常的に消費税を管理する体制を整えることが負担となる中小企業を中心とする課税事業者の事情を考慮し、日本におけるインボイス方式のあり方を検討すべきである。

VII. むすび～望ましい軽減税率と税務の方向性

- 食料品に対する軽減税率の議論が先行しているが、住宅は G7 いずれにおいても国民生活にとって重要なサービスという位置づけがあり、付加価値税制上あるいは住宅政策上、一定の配慮が行われている。日本でも課税のしやすさから多重課税となっている住宅に対する消費課税の在り方は十分に考慮されるべきである。
- EU 等 G7 の課税当局は、軽減税率等の導入を必ずしも逆進性の緩和とは位置づけておらず、国民にとって最も重要な財やサービスは何かという観点から議論し、合意形成を行い、政治的に対象を定めている。
- EU のインボイス制度でも脱税が横行し、徴税効率化やコンプライアンスに問題があるのは確かであり、EU の制度をそのままコピーして我が国に持ち込むことには問題がある。むしろ、単一税率と帳簿方式の制度を持つ日本は、徴税効率でもコンプライアンスの面でも、市場の効率性という観点からも、世界で最も望ましい成果を得ている国のひとつである。
- こうした状況下において、住宅に対する負担軽減措置は、本来は、カナダ型の還付（リベート）制度（給付制度）による制度構築が第一に考えられる。カナダは EU 制度を徹底的に研究した上で、給付・還付制度をビルトインした付加価値税制を設けた。資産価格の変動に対しても適切なモニタリングを行っており、標準税率を上げた際には、住宅の買い控えが生じないように、微妙に還付額の調整を行っており、市場を極力乱さぬような税制の運営、徴税への心構えは非常に評価される場所である。
- しかしながら、我が国において、十分な検討もなく、徴税側に負担がかかりやすい還付制度を導入することが困難であるならば、軽減税率を導入し、消費者の負担を軽減することは業界として前向きに受け入れたい。
- 軽減税率を導入するにあたり、EU 方式のタックスインボイスの導入は避け、日本の帳簿保存方式を活用し、請求書等の記載事項を考慮した形での運用方式を採用することが望ましい。過去の議論とは異なり、EU の現状からすると、インボイス方式でなくても、日本の方式で対応できるという有識者の見解が増えている。公明党案に対する財務省の見解も、政治的な判断があれば、法技術的には可能としている。
- 大きな議論として、日本独自の方式を採用した場合には、国際的な取引における課題が生じるとの懸念が有識者から示されているが、現在の世界の付加価値税制からすると、EU 圏域と米国、カナダ、豪州、ニュージーランドなど、EU とは異なる制度を導入している各国の国際取引に支障が出ているわけではなく、いずれにしても対応可能な課題であると考えられる。
- 一方、財務省主税局や公明党案でも、課税事業者においては、さほどの問題はないにしても、免税事業者の取扱いについては十分な配慮が必要という点が強調されている。
- 付加価値税導入から 40 年ほどかけて現在の状況に至った EU と比べ、10 年程度でさらなる増税が必要と判断される我が国において、軽減税率導入とともに、免税事業者に対して

大きな負担をかけることは回避していくべきであり、できるだけ負担を軽減する特例措置を設けていく必要がある。

- ・具体的には、現行の簡易課税方式が継続されるべきであるし、ドイツのようにあまりに多くの業種別のみなし仕入れ率が導入されることも当面は避けるべきと考える。さらに、免税事業者が取引から排除されないように、当面は仕入税額控除ができる我が国の制度は維持されるべきであろう。さらに、簡便な電子申告の発展と普及を図る必要がある。このようにして、日本的な商慣習に則した制度の構築を進めるべきである。

参考資料

第1回 消費税軽減税率に係る検討会記録

日 時：平成 25 年 12 月 9 日（金）14：00～17：30

会 場：全宅連会館

次 第：1. 「消費税軽減税率導入に係る課題について」

税理士法人平川会計パートナーズ 代表税理士 平川 忠雄 先生

明治学院大学経済学部経営学科 西山 由美 教授

2. 意見交換

■ 講演1 平川 忠雄 先生

軽減税率については、税率が二桁になった時点で導入しなければいけないのではないかと
いう流れがある。政府が平成 26 年 4 月から 8%、27 年 10 月からは 10%という方向性を示
している以上、いろいろな意味から軽減税率が必要ではないかという方向にはなっている。
ただ、我が国は中小企業が大変多いので、そこに大きな負担が掛かる軽減税率等のツーウェ
イ方式は馴染まない。また、帳簿精算方式に親しんでいるので制度を変える（チェンジング）
はかなりの課題が存在するといった意見もある。

一方、大きな流れからすれば、諸外国が取っているやり方を日本に導入しなければ、日本
は国際的に孤立してしまうというような見方や意見もある。

いずれにしても、まず、公明党が要求した内容について財務省がどのような基本的考え方
を持っているかということを紹介したい。

経済界の各主体の大まかな立場としては、大手企業や特定業種はインボイス導入側、それ
に対して中小企業、下請けの業種、あるいは中間に位置する業種は帳簿方式側を支持してい
る。後者の立場は、インボイスが必要になると、ビジネスから外される可能性が出てくると
いう懸念による。その中で、公明党は中小企業の支持者が多いため、政治的な立場から資料
にある意見書を出したと考えられる。

1. 公明党 2013.11.29 資料 「軽減税率について」の指摘に対して

インボイス制度、事務負担については、現行の請求書保存並びに帳簿方式を維持しつつ、
適用税率毎の取引額を請求書に追加記載する方式を基本線として、提案としては、仕入れ税
額控除を事業者が計算するという現行制度をそのまま引き継ぐもので、個々に細かい計算を
求めているわけではない。さらに、公明党案は、あくまで帳簿方式であるといっている。ま
た、実際に公明党が行ったヒアリングなどを通じて、事務負担やシステム購入費用などは過
大に評価されているのではないかと主張している。

例えば事務負担については、日常的な事務負担の増加は考えにくいといっている。これは客観的にみても概ね的確なことではないかと思う。次に、システムの導入・改修については、軽減税率導入により納税環境の整備が一層進むとし、商工会議所を始めとする団体等の助けを借りることになるので混乱をきたすことはない、また、短期間でのシステム導入は難しいという指摘についても問題はないという立場をとっている。この辺りはごく常識的なことといえるだろう。

また、事業者 6 団体の意見は「ヨーロッパ型インボイス」導入を前提とした意見であるとしているが、現行制度を維持するため、納税事務負担の増大や免税事業者の取引からの排除にはつながらないとしている。免税業者の益税を制度的にオーソライズするという指摘に対しては、軽減税率導入とは別問題と主張している。さらに、複数税率ではどんなことが起きるかということに対して、請求書等への税額を記載要求とはしないことなどについて述べている。

最後に転嫁問題については、請求書等保存方式で十分解決でき、インボイス等を入れる方向性は不要であるとまとめ書きしている。

以上のように、この意見書は、それなりに自らの足元を客観的に示しながら、公明党としては全般的にインボイス制度の導入は受け入れられないという立場を位置づけたものではないかと判断する。少なくとも事実関係を承知し、反論があるのは承知の上で、零細事業者を含め中小事業者にはインボイスはプラスにならず、今の帳簿方式を維持し、請求書等保存方式の現在のやり方で十分通用するのではないかと問題提起をしていると思われる。

現在の帳簿方式で処理している内容について、POS システムを始めとして様々なことが対応しており、零細事業者もそれに対応していることは事実であるが、8%から 10%、15%となった時に、中小零細事業者はついていけないのではないかという懸念を示しているのではないかと私は認識している。

1.財源・対象品目について

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」第七条に、給付月額控除もしくは軽減税率制度の導入を行うまでの暫定的及び臨時的な措置として簡素な給付措置を行うと明記されている。従って、一帯改革の中での低所得者対策等のため、一定の財源確保が当社から想定されているものと認識している。
- なお、一帯改革フレームにおける消費税収の使途は、社会保障の充実分と年金の国保負担等法廷されている使途以外は、閣議等で正式に決定されたものではない、と承知している。
- 軽減税率の対象品目としては、食料品（除く酒類・外食）等の提案をしているが、その財源にあたっては、税率等を含め総合的に判断しなければならない。

2.インボイス制度、事務負担について

- 事業者番号や請求書番号を記載要件とし、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除を認めず、インボイスに記載された税額のみを仕入税額控除できるという、いわゆるヨーロッパ型の「インボイス」制度と、公明党が提案している現行の「請求書等保存・帳簿方式」を維持しつつ適用税率毎の取引額を請求書に追加記載を求める方式とは、納税事務の負担において全く異なることに留意すべきである。
- 公明党の提案は、仕入事業者が適用税率毎に一定期間の課税仕入高を集計し、そこから税率で割り戻して仕入税額を計算する方法である。これは、現行の一定期間の課税仕入合計に 105 分の 4 を乗じて仕入税額（国税分）を計算し、それに 25% を乗じて地方税分を計算する方法と同一である。決して請求書 1 枚 1 枚から消費税額を積み上げて計算することを求めている訳ではない。
- 軽減税率が導入されると、公明党案では、売上げ事業者が標準税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とに分けて請求書に記載し、また、仕入れ事業者は、それにもとづき税率が異なる取引を区分して帳簿に記載することになる。
- 「44%の中小企業が経理事務を手計算で行ってる」との指摘だが、その実態等は必ずしも明らかでない。

複数税率を記載した請求書を発行するための事務負担や、システム導入・改修などによる影響について、過大に評価していると思われる。その理由は以下のとおりである。

(1) 事務負担について

- 請求書の発行側の事務負担について、システムを導入している場合は、手間がかかるのはシステム改修時のみであり、事業者の日常的な事務負担の増加は考えにくい。

- 請求書の発行側がシステムを導入していない場合に、事務負担が増加するのは、手書きで請求書等を作成している場合であり、税率毎の取引額を計算して記載内容を一行追加する点と考えられる。

そもそも、軽減税率対象の食料品を扱い、かつ、システムを導入していない事業者は、種にB to C（顧客が最終消費者）の形態であり、請求書等の発行を求められる頻度事態が少ないと考えられる。

(2) システム導入・改修について

- 納税環境の整備の観点から、いわゆる白色申告から青色申告、コンピュータ会計への移行奨励は、軽減税率導入論議とは関係なく、これまでも行われており、むしろ軽減税率の導入によって環境整備が一層進むものと見込まれる。
 - 中小企業で使用するシステムは、既に汎用のものがあり、多額の出費を必ずしも伴うものではない。入力の手間に至っては、手計算で行うよりもはるかに効率的かつ正確である。当然ながら、商工会議所、商工会、青色申告会や税理士等による事務処理代行等もあることから、混乱をきたす事態に至るとは考えにくい。
 - 「短期間でのシステム導入は難しい」との指摘については、一定期間設ければ十分に可能である。「システム改修等には1年半といった相当な時間もかかる」との指摘も、軽減税率導入のためだけのシステム変更にそのような時間がかかるとは考えられない。
- 事業者6団体の意見は、「ヨーロッパ型インボイス」導入を前提としての意見と考えられる。現行の「請求書等保存・帳簿方式」を維持するため、事業者において納税事務の負担が多大になるとはいえない。また、現行の「免税事業者からの仕入税額控除を認める」仕組みは存続されるため、免税事業者が取引から排除されることはない。
- 「免税事業者に税額等を記載した請求書又は領収書を発行させることは、いわゆる益税を制度的にオーソライズすることになる」との指摘があるが、軽減税率制度の導入とは別問題であることについて、11月25日の与党税協軽減税率調査委員会の席上において、両党間で確認されたところである。
- 複数税率の下では、区分経理が必要であることはこれまでの議論から認識を共有している。
- 請求書に税率毎の取引額を記載することを義務付けることによって、不正は防止できる。売上側が課税業者か免税業者であるかどうかに関係なく、売上側が請求書を発行した場合に、請求書の複写又は取引記録の保存を義務付ける。これにより、適正な請求書を発行しているかどうかを事後に税務当局が検証することが可能となる（特に売上側が免税事業者の場合、仕入側からの要望により不正に請求書を発行するというリスクに対処できる）。よって、請求書等への税額を記載要求とはしない。

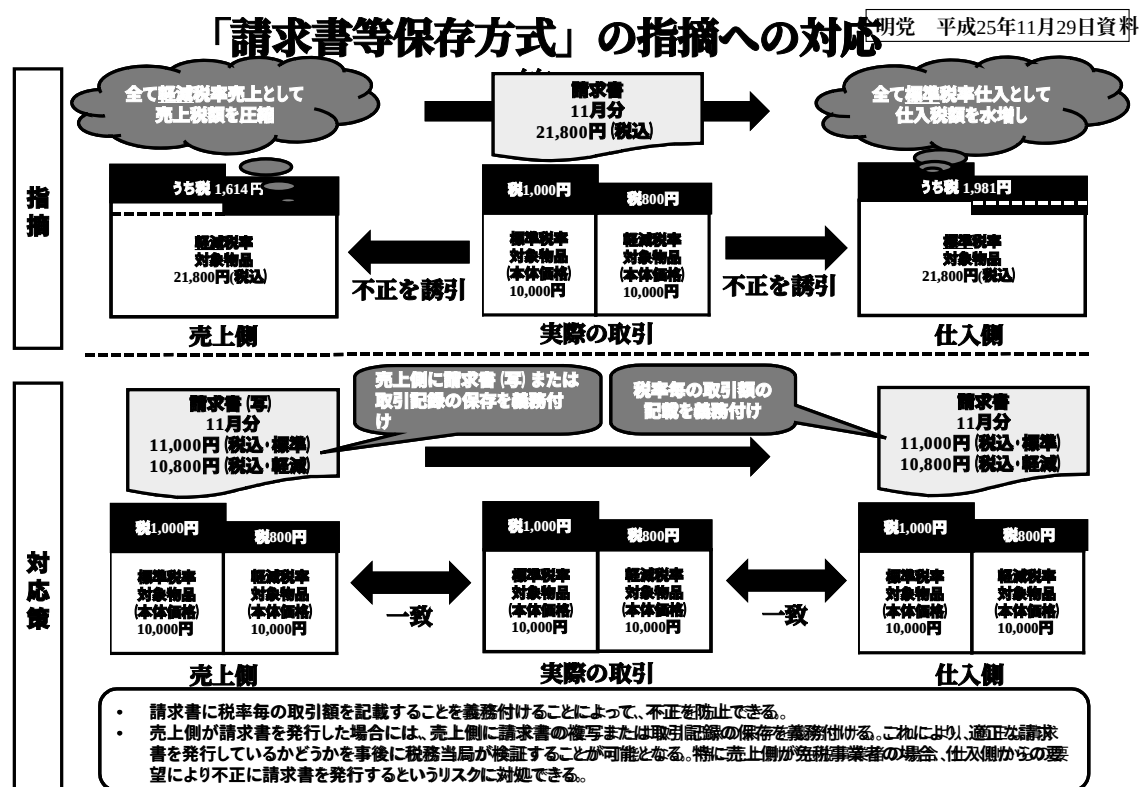
この公明党の提案は、透明性が高まるのでむしろ不正を抑制する効果がある（別紙参照）。

益税を共用する買手についての指摘は、そもそも納税義務を解していない悪徳業者の取締り問題である。

3. 転嫁問題との関連

- 転嫁問題と、軽減税率導入とは全く別の課題である。消費税の転嫁が円滑に行われるべきことは当然のことで、そのための法整備もなされたところであり、転嫁問題があるから軽減税率制度の導入ができないというのは、全く理由が無い。

<参考資料>



軽減税率適用時に使用する請求書の例

公明党 平成25年11月29日資料を修正

請 求 書					
○○○商店 御中			○○○産業株式会社		
毎度ありがとうございます。 下記の通り御請求申し上げます。					
ご請求金額: ¥ 21,800					
単位:円					
日付	商品名	数量	単位	単価(税込)	金額(税込)
11月10日	物品 A ※	10	組	1,080	10,800
11月20日	物品 B	10	組	1,100	11,000
合計					21,800
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品					
(うち軽減 8%対象)					(10,800)
(うち標準10%対象)					(11,000)
合計請求金額					21,800

(注) 公明党の資料の内容を「対応策事例を合致させて補正した請求書」である

2. 公明党案「請求書等保存方式」の検討事項

- 仕入事業者はその経理事務において、1社について適用税率毎に複数の集計及び記帳処理等を行う必要が生じるため、適用税率が複数存在することになった場合（10%、8%、0%など）、また、経過措置による旧税率（5%）も存在する場合には、請求書の記載がかなり複雑になる。例えば平成25年9月30日までに契約した土地建物、住宅の建築については、来年4月1日以降も8%ではなく、5%の経過措置となるため、税率が非常に複雑になり、帳簿で計算する方式で果たしてできるのかというような疑問がある。
- 事業者は、その全ての取引について、「標準税率なのか、軽減税率なのか」を判断する必要がある、その判断の事務負担が急増するので、公明党のこのようなインボイス等がないやり方で済むのかという懸念がある。例えば、仕入先が多数あるような場合には、システムの導入・改修によっても事務負担が重くなり、そのことにより当然ミスが生じる可能性も増加する。税金の世界はミスであっても加算税が付くので、納税者にとっては重荷になる。また、現状でも、一般的な納税者については、課税・非課税の判断が十分にできておらず、その上に標準税率・軽減税率の判断を行うことは困難で、経過措置を入れれば5%、8%、10%という多段階税率が存在し、果たしてこれを処理することができるのかと思う。
- 取引先・仕入先が多数（100事業者以上）の場合、かなりの事務負担になってくるわけで、ミスが多発する可能性もあるのではないか。
- 免税事業者である零細事業者は、税理士等の関与がない場合などは新消費税法が理解できないこともあり得るわけで、誤った請求書が発行される可能性が心配される。したがって、インボイスなし、帳簿方式の俯瞰的なやり方で大丈夫なのかという懸念がある。
- 軽減税率の対象となる商品を取り扱う零細事業者の顧客のほとんどは最終消費者であり、請求書等の発行は要求されない旨の記載があるが、こういった場合にどうするのかといった疑問もある。
- 税務調査の現場においては、仕入税額控除について請求書等から適用税率が適正であるかを確認することは大変な時間と労力を要する。税務職員にも負担が掛かるが、納税者にも負担が掛かり、税務当局が公に発行する請求書を法定化することで検証するというような方向を打ち出してくる可能性がある。帳簿方式だけでは当局が対応できないことに対して、別の負担が出る可能性があるということであるが、中企業・大企業の膨大な業務への適用は困難であり、実務上の検証は困難である。また、システム導入について多額の出費が必ずしも伴うものではないという記載があるが、実際には事務職員や税理士・会計事務所等の費用負担は増加するといえる。
- 公明党案については、現行の「帳簿方式」の活用による効率的効果を提示していることは評価できる。しかし、帳簿方式の適正な機能には、期間損益の確定と法人・個人所得の把握という本来の会計機能・目的があり、消費課税を関連させることで更なる複雑化による機能障害を生じさせる懸念がある。また、消費税先進国のインボイス方式の機能障害的なものは改良の余地もある。しかし、納税者・事業者間における事業取引に間接税が介入する以上、そのルーツを確認する個別の機能を開発する必要がある、損益計算・財務計算・

所得計算との混在には必ず課題が生じる。税率 3%、5%の時代に帳簿方式をつくり対応してきたわけだが、損益計算と消費税計算は実際には相容れないところを無理して調整しているという実情があるため、この機会にインボイス先進国の課題を解消するような「事業取引関連税の計算機能」方式の開発に知力・労力を投じるべきであるとする。

公明党案「請求書等保存方式」の検討事項

平成 25 年 12 月 5 日

税理士 平川忠雄

1. 仕入事業者はその経理事務において、1 社について適用税率毎に複数の集計及び記帳処理等を行う必要が生ずる。
 - (1) 適用税率が複数存在することになった場合(10%、8%、0%など)には、請求書の記載が複雑になる。
 - (2) 経過措置による旧税率(5%)も存在する。
2. 事業者は、その全ての取引について「標準税率なのか、軽減税率なのか」を判断する必要がある、その判断の事務負担が急増する。
 - (1) 例えば仕入先が多数(100 社以上)あるような場合には、システムの導入・改修によっても事務負担が増加することは確実であり、そのことによりミスが生ずる可能性も増加する。
 - (2) 現状でも、一般的な納税者の方は「課税取引・非課税取引」の判断ができていない、その上に「標準税率・軽減税率」の判断は困難である
3. 取引先・仕入先が多数(100 事業者以上)あるような場合にはシステムの導入・改修によって事務負担が増加することは確実であり、これによりミスが多発する可能性も増加する。
4. 免税事業者である零細事業者は、税理士等の関与がない場合など、新消費税法が理解できないこともあり得る。
したがって、誤った請求書が発行される可能性が生ずる。
5. 軽減税率の対象となる商品を取扱う零細事業者の顧客の殆どは最終消費者であって、請求書等の発行が求められない旨の記載があるが、実態に即しているか疑問が生ずる。
6. 税務調査の現場において、仕入税額控除について請求書等から適用税率が適正であるかを確認することは、大変な時間と労力を要すると思われる。
 - (1) 税務当局が「(公給)請求書」を法定化したりすることで検証することが可能となるが、中～大企業の膨大な適用は困難であり実務上の検証は困難であるといえる

- (2) システム導入について多額の出費が必ずしも伴うものでない記載があるが事務職員や税理士・会計事務所等の費用負担は増加するといえる

<検証>

公明党案については、現行の「帳簿方式」の活用による効率的効果を提示していることは評価できるといえる。しかし、適正な帳簿方式の機能は期間損益に確定と法人・個人所得の把握という本来の会計機能・目的があり、消費課税に関連することは更なる複雑化による機能障害が生じることが懸念される。また、消費税先進国のインボイス方式の機能障害的な面を避けるという認識についても評価する必要がある。しかし、納税者・事業者間における事業取引に間接税が介入する以上そのルーツを確認する個別に機能を開発する必要がある。損益計算・財務計算・所得計算との混在は必ず課題が生じるといえる。この機会にインボイス先進国の課題を解消するような「事業取引関連税の計算機能」方式の開発に知力・労力を投じるべきであるといえる。

3. 財務省主税局平成 25 年 12 月 5 日資料 複数税率における納税事務等に係る制度等について

まだ公表されていないようだが、12 月 5 日に財務省が公明党案に対する意見を出している。資料 5 ページに述べられているが、「法制上の妥当性・整合性及び税務執行上の課題を勘案すれば、ご提案の制度を前提として、必要な法制上の手当てを加えて具体的に制度化し、適用した場合には、免税事業者に係る制度・執行を中心として問題が生じるおそれもあると考えざるを得ない」と、公明党の提案は、免税事業者に係ることを考えると非常に大きな問題があるとしている。ただ、「実際に制度を導入・適用するか否かはあくまでも政策上の判断であり、法制上または法技術上、不可能ということではない」ということで、ここで反論していることは制度上の問題で、決定するのは国民が選んだ国会であり、財務省はあくまで意見を述べたに過ぎないというスタンスを取っている。

この資料は、11 月の与党税制協議会で公明党から提案のあった複数税率導入後の納税事務について、法制上及び実務上の観点から検討を行った結果の報告である。

○まず、公明党が 11 月 25 日に出した提案を要約すると、「(イ)仕入側(買手)の税額控除の要件として、軽減品目に印を付した上で、適用税率毎に取引額が記載された請求書の保存を義務付ける。(ロ)課税事業者か免税事業者かにかかわらず、納入側(売手)が税率毎に取引額を記載した請求書を発行した場合には、その写しまたは取引記録の保存を義務付ける。ただし、税率の軽減対象は、食料品(酒類、外食を除く)等とする」というものと整理している。(イ)は買手の立場でどうなるか、(ロ)は売手の立場でどうなるかを示したものである。現在の消費税は買手の事業者負担で納税額を出しているが、公明党のやり方はインボイスに変わるもので、インボイス的なものを発行する立場にチェンジしなければいけないというジレンマがあるのだろう。これが果たして帳簿方式に馴染むかどうかは大きな問題になるわけだが、いずれにしても、このようなスタンスを示して、現在の帳簿方式を維持しようとしたものと考ええる。

○次に、この提案に係る法制上の手当てについては、「①仕入側(買手)における仕入税額控除の適用要件である請求書等の記載事項に「譲渡する品目毎の適用税率の区分及び適用税率毎の取引額」を加える。②一般的な帳簿の保存規定に、新たに、納入側(売手)における請求書の写し等の保存を義務付ける規定を設ける」としている。公明党案は、買手と売手の両方に税を意識させ、現在の納品書・請求書をインボイス的なものにするから、税額票のようなインボイスは入れないで欲しいという意味合いのもので、あくまで帳簿の上で処理する事業所得の計算、会社の法人所得の計算の中から消費税の税額を派生させていく、この制度を維持したいというものになっている。

○公明党案については、納入側(売手)に請求書の交付を義務付けない場合、次のような課題があり、財務省としては実務の専門的立場から検討し、最低限、以下に掲げる手当てを行う必要があるとしている。

①適切な請求書が交付されないおそれ

- ・ 現行の請求書等保存方式は、仕入側（買手）に一定の請求書等の保存を求めているが、取引事実のみが記載された請求書で足りるため、請求書を交付する納入側（売手）に税法上の義務を課するまでの必要はない。しかし、適用税率の区分（提案では、軽減品目に「※」を付する）を事業者自ら付けるということで公明党案は成り立っており、それ自体が不当であると暗に示しているのかと思う。取引事実とは異なる、あくまで税務上の区分を納税者が判断する、すなわち、取引自体の必要性から記載されるものではなく、税制度の適正な執行に対して必要なもの、取引には関係のない問題を納税者が自分で決めていくということに対して、税務当局とのトラブルを懸念しているという書き方である。
- ・ 資本関係や通常の取引における力関係などによっては、双方から事実と異なる記載を行う誘因が働くとともに、買手の力が強ければ売手は買手の言い分を聞かざるを得ないといったことが生じることがある。したがって、その適正性を法的に担保するためには、現行制度とは異なり、納入側（売手）に対して消費税法上の義務付けを行う必要があるとしている。これは同時に保存義務が働いてくるわけで、事業者にとってはかえって負担が重くなるのではないかと暗にいつているのではないかと思う。
- ・ この提案では、免税事業者にも課税事業者と同様に適用税率の判断を含む請求書を出させることになるが、免税事業者は消費税と関係ない品物、サービスの売り方をしているので、この辺りにはかなり難しい問題があるといっている。
- ・ 以上から、免税事業者を含む納入側（売手）に対して、「事業者は、取引の相手方から求められた場合には、譲渡する品目毎の適用税率の区分及び適用税率毎の取引額を記載した請求書等を交付しなければならない」という義務規定を新たに設けなければならないとしている。

②通謀等による不正のリスク

- ・ 公明党の提案は悪意の事業者はいないという立場に立っているが、実際には利害関係から、税の負担を少なくするという動きが出るのではないか。すなわち、免税事業者である納入側（売手）は、自らの納税額とは無関係に適用税率の区分を判断し請求書を交付することになるため、仕入側（買手）の求めに応じて、偽って標準税率に基づく請求書を交付する誘因を持つことになる。つまり免税事業者は消費税納入に関係ないので、相手方のいうことには抵抗なく不正に協調してしまうのではないかという懸念である。

③適用税率の事後検証の困難性

- ・ このような制度が導入された場合に、標準税率と軽減税率の区分けの仕方などの判断の過程を税務調査ですべてチェックすることは難しい。公明党案では、請求書の写し等の保存の義務付けで対処できるとしているが、この措置では請求書に記載された金額の取引があった事実は確認できても、POS システムを持たない事業者については（実際には POS システムを入れている事業者は多いが）、個別の商品の出入りを事後的に検証することは困難で、税務調査はなお困難になると主張している。実際、売手と買手の相互牽制に頼らざ

るを得ないといっても、売手と買手の利害が一致すれば相互牽制は働かないわけで、売手が免税事業者の場合、買手の意向に合わせてしまうので、罰則が必要であるとしている。

- ・以上②、③への手当として、消費税法の罰則規定（第 65 条）の中に、法定の要件を満たす請求書の不交付及び偽りの税率区分が記載された請求書の交付行為を対象とした罰則を新たに設けることが必要だとしている。これは税務当局の懸念であると同時に、苛立ちが入っているのかと思う。

○上記の手当てを行うと、免税事業者がどのような動きをしてしまうか、また、どのような役割を果たし、税の公正な執行にどのような阻害が出てくるのかということについて以下のように述べている。

(1) 免税事業者に新たな義務を課すことについての法制上の妥当性について

- ・現在の規定では、基準期間における課税売上高 1,000 万円以下の事業者の納税義務を免除しており、この層に新たな義務を課すことは、納税義務を免除している趣旨との整合性がなくなってしまう。新たな義務を課すことの必要性、あるいは負担の比較考量において提案の内容が合理性を持つのか否かを総合的に勘案する必要がある。

- ・免税事業者に新たな義務を課すことについての法制上の妥当性を検討すれば、

①適用税率の区分が記載された請求書の交付を義務付けることは、自らの税額計算とは無関係に、仕入側（買手）の仕入控除税額を左右する適用税率の区分について判断を求めるものとなる。

②こうした制度を適正に機能させる観点から、免税事業者にも、納税者有利な書き方に変えてしまうということについては一定の罰則が必要になる。

③これらの新たに課される重い負担と罰則は、そもそも事務負担能力が低いとして納税義務が免除されている免税事業者の受忍限度を超える恐れがある。同時に、税務当局が受忍限度を超えるような税務調査の機能を持つようなことになるということもあると思われる。

- ・これらを総合的に勘案すれば、免税事業者に新たな義務を課すことについての消費税法における法制上の妥当性・整合性には相当の疑問があるとしている。

- ・EU 型付加価値税においては、免税事業者はインボイスの発行ができないため、制度上の問題は回避されている。つまり仕入税額控除の対象にはならず、先進国の消費税はそのような対応をとっているということで、時代的にみても逆行するような提案であるといっているのではないかと思う。

(2) 税務執行面における課題について

- ・以下、このような制度が入った時に、税務執行面からどのような課題があるかということである。

①税当局における現行の執行体制では、課税事業者に加え、食料品等を扱う免税事業者に対して新たな制度に関する適切な指導・監督を行うことには自ずと限界がある。

- ②数税率の下での税務調査では、例えば、その商品が食料品か否かを把握するために、実際に取引された商品の確認を行うなど、物の性質に着目したこれまでとは異なる調査が必要となる。米を使って書類を付けるノリを作ると、売った方は食料品だが、買った方は食料品ではないということになり、こういった場合にどんなことが起きるのかということである。
- ③免税事業者も、課税選択をした場合と同じような税務調査を受けることとなるため、相応の負担が生じる。免税事業者であっても消費税の一役を担うということになれば、それなりの義務や責任が生じるということである。
- ④適正な執行が担保されなければ、複数税率における税率差を利用した新たな「益税」問題の温床になりかねない。

(3) 法制上の可否

- ・以上、公明党の提案は税務当局には受け入れがたいといいつつ、冒頭に述べたとおり、最後に法制上の可否として、「法制上の妥当性・整合性及び税務執行上の課題を勘案すれば、ご提案の制度を前提として、必要な法制上の手当てを加えて具体的に制度化し、適用した場合には、免税事業者に係る制度・執行を中心として問題が生じるおそれもあると考えざるを得ないが、実際に制度を導入・適用するか否かはあくまでも政策上の判断であり、法制上または法技術上、不可能ということではない」と結論付けている。
- 財務省の文書で、ここまで政治面に対してきちんとした言葉を入れた文書は初めてみる。公明党案は実際には実現不可能であるということを前提に置きつつ、何が問題なのかきちんと整理している。
- 帳簿方式の限界に関する意見は、公明党の提案を待つまでもなく財務省にはあった。免税事業者を巻き込んでまでこの帳簿方式を拡大していくことは、時代の流れで消費税率が増加する時に、納税者の事務負担を含めて、耐えられるのかといったことも考えている。免税事業者のあり方については課題があり、公明党案には無理があるのではないかといいっており、消費税が 8%、10%、それ以上になった時に十分考えていかなければならない問題である。外国のようにインボイスを発行できないのが免税事業者であると割り切りができればいいが、日本の事情に対応して、日本型の新しい概念を取り入れることも必要ではないか。
- 現状からすれば、日本商工会議所をはじめ多くの団体が複数税率あるいはインボイス方式には反対しており、今後与党がこれらを踏まえて答えを出すだろうが、今年 12 日に発表になる税制改正大綱でどこまで踏み込むか。5%が 8%になる当面の問題ではなく、8%が 10%になる時の問題で、平成 26 年度の税制改正大綱にこの辺りのことを明記すると来年の大綱をしばることになるので、おそらく避けて出してくると予測しているが、何等かの形で触れざるを得ないであろう。いずれにしても、全宅連の会員ビジネスは、土地建物という大きな金額が動くものなので、それが時代の流れとどうマッチングしていくかということを考える 1つの材料としていただければ幸いに思う。

複数税率における納税事務等に係る制度等について

平成 25 年 12 月 5 日
財 務 省 主 税 局

11 月の与党税制協議会において公明党からご提案のあった複数税率導入後の納税事務について、法制上及び実務上の観点から検討を行った結果を以下のとおり報告する。

1. 公明党のご提案について

(1) 公明党のご提案（11 月 25 日、29 日与党税制協議会配布資料より）

- (イ) 仕入側（買手）の税額控除の要件として、軽減品目に印を付した上で、適用税率毎に取引額が記載された請求書の保存を義務付ける。

(ロ) 課税事業者か免税事業者にかかわらず、納入側（売手）が税率毎に取引額を記載した請求書を発行した場合には、当該請求書の写し又は取引記録の保存を義務付ける。

※税率の軽減対象は、食料品（除く酒類及び外食）等とする。

(2) 上記ご提案に係る法制上の手当ては、以下のとおり。

- ① 仕入側（買手）における仕入税額控除の適用要件である請求書等の記載事項（消費税法第 30 条第 9 項）に「譲渡する品目毎の適用税率の区分及び適用税率毎の取引額」を加える。
- ② 一般的な帳簿の保存規定（消費税法第 58 条）に、新たに、納入側（売手）における請求書の写し等の保存を義務付ける規定を設ける。

2. ご提案の課題と対応について

ご提案は、上記（イ）（ロ）からみて、納入側（売手）に請求書の交付を義務付けない制度と推察される。これを前提とすると、ご提案には、以下のような課題があり、これらの課題に対応するためには、最低限、以下に掲げる手当てを行う必要があると考えられる。

- ① 適切な請求書が交付されないおそれ
現行の請求書等保存方式は、仕入側（買手）に一定の請求書等の保存を求めているが、取引事実（売手と買手の名前、取引年月日、取引の内

容、取引金額)のみが記載された請求書で足りるため、請求書を交付する納入側(売手)に税法上の義務を課するまでの必要はない。

しかしながら、適用税率の区分(ご提案では、軽減品目に「※」を付す)は、上記の取引事実とは異なり、取引それ自体の必要性から記載されるものではなく、税制度の適正な執行のためだけに必要となるものである。このため、資本関係や通常の取引における力関係などによっては、納入側(売手)・仕入側(買手)の双方から、請求書に事実と異なる記載を行う誘因が働くとともに、善意の仕入側(買手)においては適切な請求書の交付を受けられないリスクが生じる。

したがって、その適正性を法的に担保するため、現行方式とは異なり、納入側(売手)に対して消費税法上の義務付けを行う必要がある。これは、仕入側(買手)に、適用税率毎の取引額が記載された請求書の保存を義務付け、かつ、これを仕入税額控除を認める要件とする以上必須である。

なお、ご提案では、免税事業者にも課税事業者と同様に適用税率の判断を含む請求書を出させることになるため、上記義務を課税事業者と同様に、免税事業者にも課す必要がある。

上記①への手当てとして



免税事業者を含む納入側(売手)に対して、「事業者は、取引の相手方から求められた場合には、譲渡する品目毎の適用税率の区分及び適用税率毎の取引額を記載した請求書等を交付しなければならない。」旨の義務規定を新たに設ける。

② 通謀等による不正のリスク

納入側(売手)が課税事業者であれば、納入側(売手)・仕入側(買手)の相互牽制が働くのに対し、免税事業者である納入側(売手)は、自らの納税額とは無関係に適用税率の区分を判断し請求書を交付することになるため、仕入側(買手)の求めに応じて、偽って標準税率に基づく請求書を交付する誘因を持つことになる。また、売手と買手の間に資本関係(売手が買手の子会社である場合など)が存在すると、通謀等による不正のリスクがさらに増大することになる。

③ 適用税率の事後検証の困難性

したがって、免税事業者による不正請求書交付のリスクへの対処が必要

となる。ご提案では、(ロ) (請求書の写し等の保存の義務付け) の措置により対処できるとしているが、この措置では、請求書に記載された金額の取引があった事実は確認できるものの、POSシステム等を持たない事業者については、個別の商品の出入りを事後的に検証することが困難である(注)。したがって、税務調査によって適用税率区分の誤りを発見することは容易でない。このため、適用税率区分の適正性の担保は、納入側(売手)・仕入側(買手)の相互牽制に頼らざるを得ない。しかしながら、納入側(売手)が免税事業者の場合は、この相互牽制が働かないため、適正性を担保するための措置として、最低限、罰則が必要となる。

(注) POSシステム等を導入していない事業者は、通常、仕入、売上及び在庫を品目ベースではなく金額ベースで管理しており、事後的に品目と金額を結びつける帳票類は残らない。

上記②③への手当てとして



消費税法の罰則規定(消費税法第65条)の中に、法定の要件を満たす請求書の不交付及び偽りの税率区分が記載された請求書の交付行為を対象とした罰則を新たに設ける。

3. 上記2.の手当てを行うことについて

上記2.のとおり、ご提案に対応するためには、納入側(売手)である免税事業者にも一定の法的義務を課す必要があると考えられる。しかしながら、消費税法上納税義務が免除されている事業者に対して、当該法的義務を課すことが法制上妥当なのか、また当該法的義務を課せばご提案について適正な執行が可能となるのか、という点について以下のとおり検討する。

(1) 免税事業者に新たな義務を課すことについての法制上の妥当性について

消費税法は、小規模・零細な事業者の事務負担等への配慮から、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者の納税義務を免除している。

(参考) 基準期間：個人事業者の場合は前々暦年、法人の場合は前々事業年度。

そうした免税事業者に対して新たな義務を課すことについては、納税義務を免除している趣旨との整合性、新たな義務を課すことの必要性及び当該必要性と義務者に課される負担の比較考量において合理性があるか否かを総合的に勘案する必要がある。

こうした点を踏まえ、免税事業者に新たな義務を課すことについての法制上の妥当性について検討すれば、

- ① 免税事業者に対して、適用税率の区分が記載された請求書の交付を義務付けることは、自らの税額計算とは無関係に、仕入側（買手）の仕入控除税額を左右する適用税率の区分についての判断を求めるものとなる。
- ② こうした制度を適正に機能させる観点から、一定の罰則が必要となり、免税事業者にも適用となる。
- ③ これらの新たに課される重い負担及び罰則は、そもそも事務負担能力が低いとして納税義務が免除されている免税事業者の受忍限度を超えるおそれがある。

これらを総合的に勘案すれば、免税事業者に新たに義務を課すことについての消費税法における法制上の妥当性・整合性には相当の疑問がある。

（注）E U型付加価値税においては、免税事業者はインボイスの発行ができない。このため、上述のような免税事業者に係る制度上の問題は回避されている。

（2）税務執行面における課題について

上記2.の手当てを行い、免税事業者を含む納入側（売手）に一定の義務を課す新たな制度を導入する以上、その適正な執行が担保されなければ、制度に対する国民の信頼を損なうこととなる。そうした観点から上記2.の手当てを含め、ご提案の制度についての執行可能性を検討した結果、以下に掲げる課題があると考えられる。

- ① 国税当局における現在の執行体制では、課税事業者に加え、食料品等を扱う免税事業者に対して新たな制度に関する適切な指導・監督を行うことには自ずと限界がある。
- ② 複数税率の下での税務調査では、例えば、その商品が食料品か否かを把握するために、実際に取引された商品の確認を行うなど、物の性質に着目したこれまでとは異なる調査が必要となる。なお、納入側（売手）・仕入側（買手）の相互牽制が働かない制度とした場合には、適正な課税を実現するための執行上の負担はさらに重いものとなる。
- ③ 免税事業者も、課税選択をした場合と同じような税務調査を受けることとなるため、相応の負担が生じる。
- ④ 適正な執行が担保されなければ、複数税率における税率差を利用した新たな「益税」問題の温床になりかねない。

(3) 法制上の可否

以上述べた、法制上の妥当性・整合性及び税務執行上の課題を勘案すれば、ご提案の制度を前提として、必要な法制上の手当てを加えて具体的に制度化し、適用した場合には、免税事業者に係る制度・執行を中心として問題が生じるおそれがあると考えざるを得ないが、実際に制度を導入・適用するか否かはあくまでも政策上の判断であり、法制上または法技術上、不可能ということではない。

(以上)

参照条文

○ 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）（抄）

（仕入れに係る消費税額の控除）

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

一～三 省略

2～6 省略

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 省略

9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

二・三 省略

10 省略

(帳簿の備付け等)

第五十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行った資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第六十条において同じ。）の保税地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

■ 講演2 西山 由美 教授

- 第一次世界大戦の戦費調達のために売上税としてヨーロッパに導入されてから、消費税は100年の歴史をもつ。その歴史を踏まえ、今日は特に軽減税率の問題点と、実際にヨーロッパではどのようなインボイスが使われているかについてお話をしたい。
- 不動産取引に対する消費課税の課題は次の3点あるが、今日は3番を中心に話を進めていく。
 - ①土地の取引が非課税取引のため、仕入にかかる消費税が控除できない。つまり仕入税額控除の遮断の問題がある。
 - ②取引の力関係において下請け事業者が消費税を価格に転嫁できないという転嫁の問題がある。
 - ③税率の引き上げに伴う問題で、軽減税率をどうするのか、インボイスをどうするのかということである。今は税率が相対的に低いこともあり、免税事業者からの仕入についても仕入税額控除ができるが、本来、免税事業者は消費税を払っていないので、免税事業者からの仕入は、本来、仕入税額控除が認められるべきではない。
- 現在の日本の消費税を巡る問題としては、税率の引き上げに伴う逆進税の対策としての軽減税率導入、及びインボイス導入が挙げられる。一方、ヨーロッパ諸国で一番問題になっているのは脱税である。巧妙なスキームが組まれている。当初単発的にあったものが現在は組織犯罪化しており、EU全体で本来取れるはずの税収の約20%が失われていると言われている。その原因は、制度が複雑になりすぎたためである。制度が複雑になると隙間を縫ってスキームを組んでくる犯罪者がいる。複雑になりすぎた制度の一番の要因は複数税率であり、現在EUの中では複数税率が大きな問題になっているが、一旦導入された複数税率を廃止することは困難である。政治家が政治生命をかけて複数税率を廃止するということとはあり得ず、一度導入してしまった複数税率、軽減税率を廃止することはできないと考えなければいけない。
- 複数税率構造で用いられる軽減税率の問題点として、以下の点が指摘される。
 - ①税率の振り分けが難しいということである。何を軽減税率にして何を標準税率にするか。食料品を軽減税率にするといいっても、デパ地下で売っている調理済みのものはどうなのか、屋台や移動自動車での販売はどうなのか、学校給食や病院の食事はどうかなど、振り分けの困難さがある。
 - ②逆進性の対策として軽減税率を入れるわけであるが、当然富裕層も軽減税率で物・サービスを購入するので、富裕層にも恩恵が及ぶ。経済的弱者に対して集中的に効果が及ぶべきである。
 - ③現在の簡易課税制度は単一税率であることを前提とするので、今のままでの簡易課税制度が維持できなくなる。

- 複数税率を採用している国の簡易課税類似の制度としては、例えばドイツでは、54 種類程度に職業を分け職業毎に税率が決まっており、その率を掛けて仕入税額を計算する。職業区分が難しい場合もあり、かえって複雑な制度になってしまう。
- 軽減税率で押さえておかなければいけない点は、消費課税に伴う逆進性の軽減を目的に導入するのであって、特定の業界を優遇するものではないということである。例えば、現在、新聞購読料に対する軽減税率がメディアでアピールされている。新聞が社会にとって重要であるということは疑いないが、それが生活必需品なのかどうかというと、情報収集の手法が多様化している現在では必ずしも是ではない。あらゆるメディアの中で新聞購読料だけに軽減税率を適用するのは、新聞業界に対する優遇になってしまう。
- 多くの国が軽減税率を導入しているが、高い税率でありながら単一税率を維持している国がいくつかある。ヨーロッパで消費税率が最も高いのはハンガリーの 27%で、相対的に北欧諸国の税率が高いが、デンマークは 25%でありながら単一税率を維持している。デンマークは伝統的に国民の知る権利を重視しているという歴史的背景があり、新聞に対してはゼロ税率となっているが、一般的には単一税率国とされている。
- シンプルな消費税制度を組んでいるのがニュージーランドで、ヨーロッパ諸国もその制度に注目している。ニュージーランドはほとんどの資産譲渡及びサービスを課税対象にしており、医療サービスや教育サービスも課税対象になる。ニュージーランドの税率は単一税率 15%である。単一税率を採用しているデンマークとニュージーランドに共通しているのは、いずれも社会保障制度が充実しているということで、安心した社会保障制度の下で、このような単一税率が維持されているといえる。ニュージーランドが注目されている点として、制度がシンプルであるということの他に、導入準備に時間をかけたということがある。国が導入の 2 年前からいろいろな調査を行って国民に報告書を提示したうえで導入したように、十分な説明によるスムーズな導入が特徴的な制度である。また、ニュージーランドでは導入した時に、事業者が新しい税システムをこなしていけるかどうかを最大のポイントとしていた。日本では、最終負担者である消費者の負担に議論が偏りがちであるが、ニュージーランドの成功の秘訣として、事業者が納得して制度が始動したことが指摘されている。
- 今の EU の付加価値税は機能不全に落ちいつている。その理由は複数税率と広範な非課税範囲にあり、一旦広めた非課税範囲を狭めるわけにはいかないし、一旦導入してしまった複数税率を廃止するわけにもいかないというジレンマに陥っている。したがって、複数税率について EU の制度は、よき模範というよりも反面教師と捉えられるが、ヨーロッパの制度のたくましさは、いろいろな問題を常に克服していくというところにあり、その意味で EU から学ぶことはあると思う。
- 資料 3 はオランダのインボイスの例である。そもそもインボイスはこのようなものというのではなく、その国、その政府が決めればよいことである。官製インボイスを発行しているところもあるし、ヨーロッパのように必須記載項目だけを決めて、各事業者の自由フォームで作っているところもある。

- インボイスは消費税のためにわざわざ作られたものではなく、商慣習として品物と一緒に付ける送り状とを利用したものである。1950 年後半から 1960 年代にヨーロッパの主要国で消費税を導入したときに、この送り状、インボイスを仕入税額控除に必要な書類として利用したということである。したがって、本来はタックスインボイスというべきで、先ほど免税事業者はインボイスを発行できないという話があったが、正確にはタックスインボイスを発行できないということになる。
- 普通のインボイスとタックスインボイスはどこが違うかというと、タックスインボイスには必須記載項目がある。日本の請求書と必須記載項目がやや違い、EU のタックスインボイスでは、発行者と宛名、すなわち売手と買手の氏名の他に、住所を記載させる。日本の請求書は、消費税法 30 条 8 項の規定によると氏名だけになるが、インボイスでは実在を確認するために住所の記載もある。
- 資料 3 には、付加価値税番号として NL で始まる 9 ケタの数字があるが、これが課税事業者番号になる。課税事業者として付番してもらうもので、この番号を持っていなければ仕入税額控除を請求できない。これはオランダなので NL、ドイツの場合は DE になり、付加価値税番号をみると発行者の事業者登録地国がわかる。
- 資料 3 の中央に税率と税額があるが、税率ごとに税率とそれに乗じた税額を表示し、課税事業者番号を持っていない免税事業者はここに税額を書いてはいけないということになっている。税額を誤って書くと、免税事業者でもその税額について納税義務が生じる。先ほど非課税の場合の可否判断が難しいという話があったが、最近是非課税を使った脱税が多いので、非課税の場合どの条文を適用して非課税になるのか非課税の内容も記載することになる。
- インボイスはヨーロッパでは仕入税額控除の必要書類であると同時に、これを発行した課税事業者の納税も促すという両面のチェック機能を持っていることになる。
- 課税事業者番号のメリットとしては、日本のように免税事業者が消費税を請求するというような益税の問題が生じず、税額転嫁できる事業者とできない事業者が区別されるので、少なくとも最終消費者にとってはわかりやすい。また、番号で管理できるので電子的に取引が可視化できる。一方、デメリットとしては、免税事業者が取引から排除されるということがある。
- 免税事業者が排斥されるという課題に対してどういう対応が必要になるかということであるが、1 つは免税点を下げること、もう 1 つは申告納税の手続きを簡素化することにより本則課税を促す方法である。例えば、ドイツは原則 3 ヶ月に 1 回仮申告納税があり、その時の申告納税は電子申告を義務付けている。大変だと思われるかもしれないが、ルーティンな手続きになるのでそれほど大変ではないということである。国が作った無償のソフトが提供され、そのソフトを使って電子申告をする。技術サポートはないが、事業所にごく初歩のコンピューターができる人がいれば、簡単に電子申告ができるということだった。また、インボイスの発行もルーティンな作業なので、それほど大変ではないという話を聞いた。これらの話は、ドイツの商工会議所で行ったヒアリングによる。

- 資料 1 だが、日本の免税事業者の問題点としてあげられるのは、前々年度の課税売上で 1,000 万円ということで、2 年前の状況で課税年度に免税事業者になるかどうかを選択するので、タイムラグが大きすぎるということがある。これは、景気や時代が早く変わっていく中でうまく機能していないのではないか。例えば EU では、前暦年の売り上げと当該課税暦年の見込み売り上げで、免税事業者になるかどうかを選択でき、免税事業者の選択のハードルが低くなっている。ドイツでは免税点が低く、イギリスは相対的に高いが、ドイツでは免税事業者としてストリートビジネスをやっているような人達を対象にしており、店を構えているような人には納税をしてもらうという考え方である。そのかわり申告納税の手続きをできるだけ簡素化し、それは電子化に繋がっている。
- このように、軽減税率に問題があると強調しているので、私は財務省側と思われるかもしれないが、客観的にみてもヨーロッパの実務では複数税率は望ましい選択ではなかったと評価している。ちなみに、軽減税率を導入しないで単一税率にしたら、通常の標準税率が国によって 1.9%から 7.5%下がるだろうといわれており、当然、軽減税率を入れるとその分標準税率が高まるということになる。このように軽減税率にはいろいろと問題があると思っている。
- 日本の消費税が、公明党案のように複数税率を入れてインボイスを入れないとなると、世界でもユニークな税になる。ある意味、日本の消費税がガラパゴス化してしまい、今後国境を超える取引に関して課税がなされる場合に不整合が生じてしまうという懸念はある。例えば電子商取引に対する国際的課税ルールが確立した場合、あまりに孤立した制度を組んでしまうと、国際ルールに対応していけなくなってしまうと思う。
- インボイスは付加価値税を導入した際に、全く新しいものを入れたわけではなく、それまで使っていた商習慣を利用したものである。日本でも新しい制度であるタックスインボイスなるものを入れる必要はなく、例えば、請求書に必要な記載事項を加えていく、場合によってはマイナンバー制を定着させ課税事業者番号にしていけば、現行の制度でもインボイスに変わるものは構築できるのではないかと思う。

「不動産取引と消費課税」



2013.12.9 (全宅連会館)
西山由美(明治学院大学)
yumin@eco.meijigakuin.ac.jp

1

不動産取引に対する消費課税の課題

- ①非課税取引のための仕入れにかかる消費税が控除されない。(仕入税額控除の遮断)
- ②下請け事業者が、消費税を価格に転嫁できないことがある。
- ③税率引き上げに伴う問題
軽減税率？ インボイス？
免税事業者からの仕入れは税額控除できない？

2

軽減税率の問題点

- ①税率振り分けの困難さ
 - ②逆進性対策でありながら富裕層にも恩恵あり
 - ③現在の簡易課税制度が維持できない
 - * 高税率で単一税率を維持している国
 - ➡ ニュージーランド(15%) デンマーク(25%)
- ただし、いずれも社会保障制度が充実している！

3

「ニュージーランドの消費税の導入が円滑に進んだのは、簡素な制度としたことで事業者に納得してもらえたからである。」

(ニュージーランドの元財務大臣)

「複数税率と広範な非課税ゆえに、欧州の消費税は老化し、機能不全に陥っている。」

(英国の税制報告書)

4

「インボイス」とは何か

☆EU(欧州連合)域内の消費税の特色

- ①標準税率は15%以上
- ②仕入税額控除の要件は「インボイス」の保存

☆EU域内の消費税の問題点

- ①制度の複雑化
- ②脱税の蔓延

5

もともと商習慣として商人間で授受されていたものを
消費課税における証憑として利用

正確には「タックス・インボイス」というべき
つまり

誰でも(免税事業者・個人含む)「インボイス」を発行で
きるが、「タックス・インボイス」を発行できるのは
課税事業者のみ！

6

「タックス・インボイス」の必須記載事項

* 日本の「請求書等」の必須記載事項以外の項目

- ①当事者の氏名と住所
- ②当事者の課税事業者番号
- ③税率と税額の区分表示
- ④非課税の場合、適用条文



免税事業者は「課税事業者番号」を持たず、
税額を区分表示してはならない！

7

課税事業者番号

メリット:

- ①税額転嫁できる事業者とできない事業者が区別されるので、最終消費者にとってわかりやすい。
- ②番号で取引がトレースできるので、電子商取引に対応しやすい。

デメリット:

免税事業者が取引から排除される？

8

☆「免税事業者」制度の今後の方向性

方法1

免税点を下げる

方法2

申告納税手続を簡素化する

*ドイツでは、原則、電子申告

9

課題①の対応

EU諸国で導入されている

「課税選択制度」(オプション)

一定の金融取引

一定の不動産取引



非課税を放棄し、課税を選択することを認める

10

課題②の対応

タックス・インボイスの活用

「本体価格」と「税額」が明確に区分され、
本体価格を変更するためには、記載修正が必要



税額転嫁の透明性を確保

11

最後に・・・

中古物件への消費課税は二重課税か？

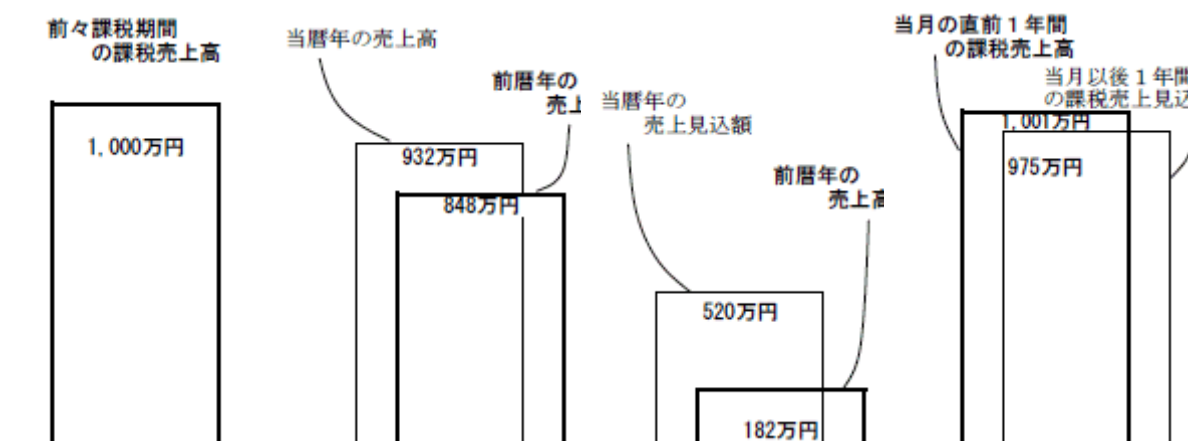


「消費税は、形式的には流通税であるが、その
本質は最終消費者の消費に対する課税」

消費税の制度に対する丁寧な説明が必要！

12

資料―1 【主要国の付加価値税における免税点制度の概要】



- その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。^{（注1）}
- 基準期間の売上高等により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。
- 物品販売・宿泊施設業においては年間売上高が前暦年848万円以下かつ、当暦年932万円以下である者は免税事業者。その他の業種においては前暦年339万円以下かつ、当暦年360万円以下である者は免税事業者。
- 前暦年の年間売上高が182万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が520万円以下と見込まれる者は免税事業者。
- 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遡及的に課税されることはない。
- 当月の直前1年間の課税売上高が1,001万円以下、または、当月以後の1年間に於いて975万円以下と見込まれる者は免税事業者。
- ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が1,001万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。
- 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合には、超えた月の初日から課税事業者となる。

（注1）資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。

前年又は前事業年度上半期における課税売上高（給与支払額）が1,000万円超の者についても不適用（法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用）。

上記に加え、課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人については不適用（26年4月以後に設立される法人について適用）。

（注2）物品販売・宿泊施設業者においては、前々暦年の年間売上高が848万円以下（その他の業種においては339万円以下）の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は932万円（その他の業種においては360万円）に緩和される。

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝130円、1ユーロ＝104円（裁定外国為替相場：平成24年（2012年）11月における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

出典：財務省 http://www.nikkei.com/paper/print-article/?R_FLG=0&b=20131130&bf=0&c=DM1&d=0&ng=DGKDASFS29050_Z21C13A1EE8000&ue=DEE8000

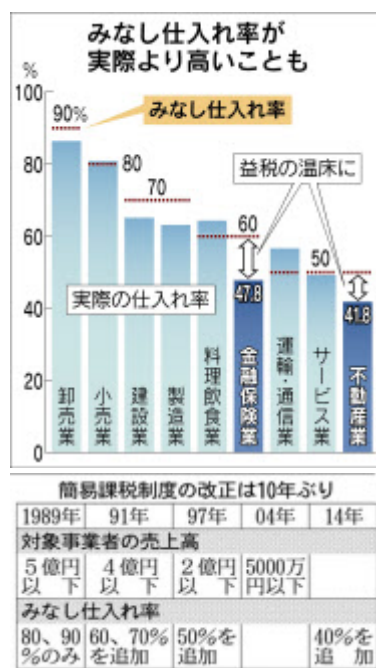
資料—2 【簡易課税制度—新聞報道より】

消費税、簡易課税見直し

保険代理店や不動産、負担増 中小企業の益税縮小

2013/11/30 付 日本経済新聞 朝刊

政府・与党は中小企業や商店の納税事務負担を軽くするための簡易課税制度を 10 年ぶりに見直す。来年 4 月の消費増税を控え、消費者が払った消費税が中小企業などの手元に残る「益税」を縮小するねらいだ。保険代理店などの金融保険業や小規模な不動産業者の納税負担が来年度から増えることになる。



政府・与党は 29 日、検討に着手した。制度の詳細を詰め、12 月中旬にまとめる 2014 年度の与党の税制改正大綱に盛り込む方向だ。

事業者は売り上げにかかる消費税額から仕入れにかかった消費税額を差し引いて、消費税を納めている。ただ、中小企業や商店では、仕入れ額の正確な把握や領収書などの保存が難しい場合もある。このため、売り上げにかかる消費税額に一定の比率（みなし仕入れ率）を掛け合わせて納税額を計算する簡易課税制度が広がっている。

ただし、みなし仕入れ率が実際の仕入れ率よりも高ければ、本来は国に納めるべき消費税が企業の手元にとどまってしまうという問題がある。

財務省が実態を調査したところ、建設業や製造業を含む多くの業種でみなし仕入れ率が実際よりも高く設定されていることが分かった。特に金融保険業と不動産業で実際との乖離（かいり）が大きく、政府・与党はこの 2 業種の仕入れ率を見直す検討を始めた。具体的には、金融保険業のみなし仕入れ率を現在の 60%から 50%に下げる。不動産業は 50%から 40%に下げる。みなし仕入れ率はこれまで 50%が最も低い水準だったが、初めて 40%という水準を設定する。

消費税の納税申告件数は 11 年度で 306 万件。このうち簡易課税制度の利用が4割強の 131 万件に達する。会計検査院が 12 年 10 月にまとめた報告書によると、簡易課税制度を利用した 4699 事業者のうち、約 8 割の 3742 事業者で総額 21 億 7647 万円の益税が発生していた。簡易課税制度による益税の総額は、年間で 1 千億円規模になるとの試算もある。

政府が制度を見直すのは、来年 4 月に消費増税を控えていることが大きい。益税が発生する仕組みを残したまま消費税率を 5 %から 8 %に引き上げれば、国が取り漏らす税金の規模はさらに大きくなる。消費者が払った消費税が国に届いていないとすれば、国民の消費税への不信感が高まりかねないためだ。

益税

消費者が払った消費税が納税されずに事業者の手元に残ってしまうこと。中小事業者の納税事務負担を軽くするための簡易課税制度では、実際の仕入れ額よりも大きな金額を仕入れ額とみなせる場合がある。事業者の消費税納税額は本来納めるべき金額より小さくなり、結果として事業者が利益を得ることになる。

課税売上高が1千万円以下の事業者の課税が免除される免税点制度でも、消費者が支払った消費税相当分が事業者の手元に残ることがある。益税は消費税への不信を高めかねないため、政府は縮小に努めている。

■ 質疑応答 (敬称略)

- 質 疑 西山教授の資料の最後のページだが、これは二重課税になるという意味か。
- 西山教授 消費税は形式的には流通税であり、ものが流通していくことに課税されるが、実質は消費者の最終的な消費能力に対して課税するので、その意味では二重課税にはならない。ただ、二重負担にはなっているし、印紙税との二重課税は明らかにあると思う。ドイツでも消費税が始まった時に印紙税を廃止しているし、イギリスでは残っているが、廃止論も含めた見直しの議論がある。印紙税は合理的な存在根拠があやしく、デジタルで取引すると発行されないので、二重負担の恐れがある。
- 質 疑 新築の場合、超耐久消費税と考えれば 30 年、20 年もつが、新築時に 1 回で消費税を払い、その後消費しているのに中古で出たときにまた価値があるというのはおかしいと思う。外国にはそういう議論はないのか。35 年分あるなら 35 分の 1 だけ支払い、残りの価値がある分だけの消費税を払うならわかる。
- 西山教授 消費税は物税でなく、形式的には取引税である。対価を得て取引が行われれば、そこに課税がなされる。
- 質 疑 単一課税が一番いいのか。
- 西山教授 私自身は、EU 域内の付加価値税の経験から、複数税率は導入するべきではないと考える。
- 質 疑 ドイツは土地建物で一括非課税ということだが、他の国はどうか。
- 西山教授 イギリスは原則として建物は消費財として課税、土地は非課税となっている。ただし、土地の非課税も仕入税額控除ができないという問題があり、ヨーロッパの中では不動産取引と金融取引に限り、非課税を放棄し、課税を選択できるという制度がある。
- 質 疑 業者が売主とか一般が売主とかに関係なくそうなのか。
- 西山教授 B to B の場合、本来非課税である不動産取引、金融サービスについては取引ごとに非課税を放棄するという制度があり、EU 加盟 28 ヶ国中 26 か国が非課税放棄の制度、課税選択制度をとっている。ただ、この制度は租税回避スキームに使われることも多く、日本で導入する場合には、慎重な検討が必要である。
- 質 疑 例えば、新築で消費税が掛かり 30 年経ったものと、2 年に 1 度売買され、その都度合計 15 回消費税が掛かったものがあるとしたら、これは理屈に合わないと思う。
- 西山教授 最初に消費税を導入した時に、消費税はどのようなものかという説明をきちんとすべきだった。消費税は物に掛けるものではなく、形式的には流通税であり、実質的には消費税としてそれを購入した人の消費能力に課税されるのである。
- 質 疑 1,000 万円なら 1,000 万円分の消費税を先にとっている。それなのに 800 万円になったらまた消費税を取り、600 万円になったらまた消費税を取るのはおかしくないか。

- 西山教授 最終的な負担は最終消費者なので、最終消費者に転嫁できなくて事業者が負担しているというような状況が生じているようであれば、それは過大な負担になっているといえる。法律の構造は流通税であるが、流通税の衣を着た消費税である。消費税は物税ではない、という説明に尽きる。消費税導入時に、十分な説明がなされなかったことが残念である。
- 質 疑 ゼロ税率にすればいいのではないか。
- 西山教授 ゼロ税率なら仕入税額控除ができるのでそれはそれでいいが、ゼロ税率を導入すると、不動産も金融サービスも教育サービスもと、どこまでがゼロパーセントにするにふさわしいエリアなのかという議論が出る。比較的大きなお金が動くところがゼロ税率だとすると、税金は入ってこないが仕入税額控除をするので、一定の税収確保のためには、標準税率を上げなければいけないことになる。
- 質 疑 多品目にしないで、本当の生活必需品に絞り込んでゼロ税率にすればいいのではないか。
- 西山教授 本当の必需品とは何かという調査研究がドイツであったが、結論としては食料品だけだった。
- 質 疑 帳簿方式もだめ、インボイスもだめとなると単一税率となり難しい。
- 質 疑 ニュージーランドの例のように、事業者が納得できるような説明がうまく日本で出来るか。日本では消費者にしか発信していない。
- 西山教授 1989 年に消費税を導入した時にボタンの掛け違いがあったと思う。仕入税額控除という仕組みをほとんどの人が理解しておらず、当初、生活必需品は非課税にしまえというようなとんでもない議論が出ていた。ヨーロッパでも第一次世界大戦の混乱の中で導入された税金で、消費税はそういう運命にあり、走りながらきちんと説明して理解させていく必要がある。どちらにしても、複数税率の取扱いは大変である。
- 質 疑 将来的にシステムさえ確立できれば複数税率を入れられる可能性はあるか。
- 西山教授 対象項目の絞り込みができ、税率を振り分けるタックスインボイスを導入し、うまく管理できるかどうかである。
- 事務局 大手の不動産業者は、消費増税にあたり、軽減税率でも、カナダのような住宅給付でもよく、住宅の需要が落ち込まなければよいと考えて対応している。彼らにとっては問題ではないが、中小の不動産会社や工務店がメンバーである全宅連としては、軽減税率等を導入するのはよいとしても、導入に伴いインボイス制度などが設けられると、メンバーに不利益がでるのではないか、コストアップにつながるのではないか、ビジネスから排除されるのではないかという懸念をお持ちである。この点について調査することが今回の課題であり、事務局としても、もう少しいろいろ調べてみたい。例えば、ヨーロッパでも同様な状況があったのか、日本で軽減税率を政治的に導入できたとしても不利益な面が出るのではないかといったことについて、最終的には先生方のご意見を聞きな

がらまとめていきたい。経済学者にお話を聞くと、本来、消費税は消費行為である住宅サービスに対してかけるものなので、新築住宅の購入時に一括でかけるのはいかがなものか、住宅サービスへの課税とし、家賃に課税するような方法の方が合理的とのご意見が多く、何が最も適切なのかは立場や見方によって随分違う。念のため申し上げますと、ドイツでは住宅取引は不動産として付加価値税（消費税）は非課税扱いとなるが、住宅ができるまでの建築工事には課税される。デベロッパーが仕入れる土地には課税されないが、工事には課税される。最後に分譲住宅として不動産一体として売る際には非課税になるということである（課税分は売値に転嫁する）。ただし、不動産の付加価値税が非課税であっても、不動産取得税（流通税）の課税は受ける。流通税がかかる不動産取引には、付加価値税はかからない。この税率は地域によって異なり、3.5～5%の範囲で課税されている。ドイツでは不動産に対して、流通税と付加価値税が重複することはなく、二重課税がないように法律で定められている。今後こうしたことも含め、もう少し丁寧にみていきたい。

平川先生 補足であるが、かつて消費税導入の際に日本橋の織物問屋が、衣食住に消費税は入れないでくれと自分達の商売を非課税にしようとしたことがあった。その時に、非課税は損なことで、将来決していいことにはならないと説明し、撤回してもらったことがある。非課税は絶対に得ではないので、衣食住という言葉に惑わされず、業界として最もいい方法を検討していただきたい。軽減税率やインボイス制度についても、よく考える必要がある。

質 疑 資料2だが、簡易課税の見直しに絡み、益税もかなり見直されるのか。

西山教授 11月30日の段階ではこのような報道だった。

事務局 本日はこれにて平川先生と西山教授のご講演と質疑を終了する。

(完)

第2回 消費税軽減税率に係る検討会記録

日 時：平成 26 年 3 月 6 日（木）14：30～15：30

会 場：全宅連会館

次 第：1. 消費税軽減税率導入に係る検討報告案について

（事務局）ニッセイ基礎研究所(株) 土地・住宅政策室室長

上席研究員 篠原 二三夫

2. 意見交換

■ 消費税軽減税率導入に係る検討報告案について

1. G7における消費税と住宅取引に対する軽減税率等の取扱い

①アメリカ

- アメリカには売上税がある。これは日本のように多段階で課税される消費税とは違い、最終消費者に対してのみ課税される小売税である。
- ニューヨークの例をあげると標準税率は現在 8.875%であるが、州別（都市圏では市別や課税単位地区別）に独自の料率や課税対象品目が決まっている。ある程度統一的な原則はあるが、基本的には州が課税地区と調整して決めるもので、ニューヨークの場合、8.875%のうち 4%が州税で残りの 4.875%がニューヨーク市税である。
- 不動産については基本的に課税対象外あるいは非課税となっており、住宅を取引する際に小売税はかからない。新築の場合でも、開発や建設の場合、デベやビルダーが最終的消費者となり、それまでの建設行為には課税されるが、それは上乗せ転化されて最終的にビルダーやデベにいき、注文住宅であっても分譲住宅であってもそれを売買する時には非課税、課税対象外という扱いになる。アメリカでは不動産には小売税が掛からず、日本の不動産取得税にあたる取引税が別途かかるという区分けができています。50 州を調べたが物品税である小売税を不動産に課しているところはなかった。
- ニューヨークの場合、建設行為を行うものには免税ライセンスが与えられることになっており、これをもって非課税で仕入れできることが多い。
- こうしたライセンス制度などの存在もあると判断されるが、全米ホームビルダーズ協会（NAHB）によると、全米平均でみて、住宅に課せられている仕入れ段階の税転嫁分（Hidden Tax）は、消費者からみて 2%程度とのことであった。

②イギリス

- イギリスの場合は、付加価値税として VAT、Value Added Tax というものがある。これは日本の消費税と同じ多段階仕入税であり、標準税率は現在 20%である。
- 軽減税率があり、住宅取引に関しては、新築の取引あるいは建設行為に対してはゼロ%課税、課税されるが税率はゼロという扱いになっている。非課税の場合は仕入税額控除ができないが、ゼロ%税率の場合にはそれまでかかった建設資材等に乗っている税を仕入控除できるので、事業者にとっては恵まれた制度になっている。
- 中古住宅の取引は基本的に非課税であるが、買い取ってリフォーム後売却するといった買取再販の場合には、マージンについてのみ課税するという制度もある。新築住宅取引は、ゼロ%課税となっているが、リフォームなどには標準課税で課税される。ただし、オートバイレースで有名なマン島では塩害がひどいということで、リフォームに 5%の軽減税率が適用されているといったこともある。また、空き家の建物修復や転用についてはゼロ%課税が適用

されている。

③フランス

- フランスは付加価値税の先駆的な国であるが、VAT と同じように TVA という制度があり、標準税率は現在 20%である。
- 住宅取引に対しても新築の場合には 20%で課税されるが、戸建住宅を自分で建設するために土地を仕入れる場合は非課税扱いになる。フランスでは土地取引にも課税するのが標準的な扱いであるが、戸建を建てるため先行的に土地を取得する場合のみ特例として非課税扱いとなるということである。
- フランスでは、40 年前に付加価値税を導入した時から税率が高く（16.66%で導入）、現在も 20%と高い水準が続いているため、不動産取引にはかつては 20%近い不動産取得税がかかったことがあり（現行は 5.09%）の税が掛かり、それが市場価格に含まれているというのが長期にわたり一般的な認識となっている。内税であるため、新築住宅を取引する消費者は負担を感じていないし、むしろ中古住宅の方がかつて新築時に TVA を支払い、中古では新たに課税を受けるので税負担が重たいと感じているようである。フランスでは不動産取引に高額の税率が 40 年前から課されているため、日本のように短期に増税される場合の消費者の感じ方とは全く違うとみた方がよい。
- 軽減税率があり、住宅に対しては 10%が適用される例がある。その対象は「社会住宅」と呼ばれるもので、日本でいえば公団住宅のようなものだが、フランスでは政府の土地を借りて民間が住宅を建設しており、公営とはいかないまでも所得水準が中位から低位の階層に供給されている。その場合は軽減税率が適用され、従来は 5.5%、最近増税されて 10%が適用されている。現在は 5.5%と 10%が併存する状況となっている。
- イギリスと同様に、リフォームの部分や取扱い業者のマージンに課税するという制度を持っている。住宅のリフォームだけの場合には、工事内容にもよるが、中小企業対策、雇用対策として、10%の軽減税率が認められている。

④ドイツ

- ドイツは売上税という名前の制度であるが、これは付加価値税で、多段階仕入控除がある。アメリカの売上税と名前は似ているが違うもので、現在、標準税率は 19%、軽減税率は 7%である。
- 基本的に不動産取引については売上税が掛からず、その代りに不動産の取引税、移転税（3.5～5%）が掛かる。住宅をビルダーやデベが建設する場合、建設工事には標準税率がかかるが、最終段階で売る場合には非課税になり、それまでの税分は価格に転嫁して回収する形になる。
- 日本のように住宅取得の際に不動産取得税も登録免許税も掛かり、新築の場合には消費税も掛かるというようなことはなく、流通税がかかる取引には消費税がかからないことが法で明記され、完全に二重課税が回避されている。

⑤イタリア

- イタリアは 22%という標準税率であるが、長年に渡って住宅に対しては 10%と 4%の軽減税率が適用されている。
- 4%の軽減税率が適用されるのは「主たる住宅」で、定義が難しいが、日本でいえば一次取得でかつ主たる住宅と考えればいい。ただし、非常に豪華な住宅や別荘は除かれ、10%の付加価値税がかかる。豪華というのはかなり高い水準で、プールが付いていても 4%の軽減税率という場合がある。プールの大きさが定義されており、ある一定以上のものは 10%、そうでなければ 4%となる。
- 中古住宅は非課税であるが流通税が掛かる。

⑥カナダ

- カナダは先進的な取扱いをしており、還付制度を設けている。食品などかなり広範囲にゼロ税率が適用され、住宅については還付制度、英語で rebate というが、完全な戻し税を導入している。
- 歳入から税務署が返すというシステムであり、住宅でみると、35 万カナダドルまでの土地・住宅一体取引では 5.2%の軽減税率相当となっている。住宅価格が増すと連邦分の還付がなくなるが、いくら住宅が高くて州分は最大 2 万 4 千カナダドルまで戻してくれるという制度になっている。

2. G7 の住宅・食料品の軽減税率比較

- アメリカは、全ての州で住宅取引は非課税となっている。一般的な食料品も非課税となっており、「一般的な」という定義は各国いろいろあるので一律には扱えないが、アメリカの場合、キャンディは非課税だが、キャンディにチョコレートを巻くと課税というような定義がある。一般的に加工品、熱を加えると課税対象になるという場合もある。ハンバーガーなどを持って帰る場合は非課税だが、そこで食べると課税というような制度が各国それぞれある。
- イギリスでは住宅はゼロ税率で、中古の場合は非課税である。一般的な食料品もゼロ税率が適用されており、消費者にとって負担が少ない形になっている。
- フランスの場合、一般的な食料品は 5.5%の軽減税率である。社会住宅は現行 10%、普通の住宅取引は 20%で、流通税も 20%近いという制度が長年続いてきた。ただし、流通税は最近下がっており 5.09%になっている。
- ドイツの場合、一般的食料品には軽減税率 7%が適用される。住宅は非課税で、建設工事には 19%の標準税率が掛かる。
- イタリアの場合、基礎的食料品、食料品と定義が分かれているが、各々4%、10%の軽減税率であり、住宅も同じ範疇に入っている。
- カナダの場合、食料品は 13%の課税を受けるが、農産品や一時産品などの基礎的食料品にはゼロ税率が適用される。住宅の場合、価格によって計算しなければならないが、最大還付の場合 5.2%の軽減課税を受けた形になり、13%と 5.2%の差額を戻してくれるという制度になっている。

3. G7 の住宅政策と消費税等 -- 各国とも住宅負担の軽減は重要な政策課題

①アメリカ

- 基本的に持家政策を取っている国である。様々な民族の定着を目指し、住宅政策として持家政策を進めるというのが最重要政策である。これはバブル以前も崩壊後も何ら変わらない。
- 1930 年に売上税を導入した時から住宅は非課税である。住宅は投資であり、不動産であるので売上税の対象ではないというのが原則で、固定資産税や取引税は掛かるが売上税の対象ではない。
- 建設行為の段階で課税分が積み上がっていくが、ニューヨーク州には、非課税ライセンスを持っている場合には、材料の取扱いが非課税になるというような仕組みがある。そうした制度を背景にあると思うが、全米において、住宅価格に含まれる税分は 2%程度だといわれている。
- 売上税率は、ニューヨーク州で 8.875%、オレゴン州はなく、ハワイ州は 4.35%などとなっており、小売課税ということである。

②イギリス

- イギリスは、住宅は社会政策であると明言している。EU は、社会政策でなければ軽減税率を認めないといっているので、EU に対する建前もあるだろうが、住宅は優遇しなければいけな

いということは彼らにとっては当然のことで、新築はゼロ税率、中古も非課税としている。

- 財務省の話であるが、EU に対しては社会政策の一環であるということ、EU 加盟以前から課税していないこと、最終消費者の利益確保や経済の影響を重視し、ゼロ税率は維持するとしている。これは EU から圧力があっても徹頭徹尾維持するというのがイギリスの立場である（少なくとも税制統合が行われるまで、イギリスはこの権利を EU から確保している）。

③フランス

- フランスは、実は軽減税率を最大限に使っている国で、最近住宅においても軽減税率を導入し、供給を拡大させている。社会住宅に対して軽減税率 5.5%を適用し（現在は 10%）、そうした住宅は 2011 年の実績で着工全体の 25%を占め、2012 年には 30%を占めることになるだろうといわれている。税率が高いところでの軽減税率なのでかなり効いており、軽減税率のために大きく着工が伸びたといわれている。民間事業者が社会住宅を供給させることで公共の負担が減っているということを一つの理由にしているところもある。リフォーム工事でも軽減税率で増えた経緯がある。

④ドイツ

- ドイツは、建築行為には標準税率で掛かるが、徹底して二重課税の回避策を取っている。元々賃貸住宅が 6 割という国なので、我々の感覚とは異なるところがあり、住宅投資という持家ではなく、賃貸住宅という収益的不動産への投資という考え方になる。

⑤イタリア

- イタリアの場合は、「憲法に書いてある」という言い方をする。ローマ帝政時代まで遡るとまでいわれたが、日本では戦いに勝てば土地を与えたが、ローマ帝政時代では住宅を分け与えたという流れがあり、憲法にも国民による持家取得を奨励するということが規定されている。財務省は、4%の軽減税率と 10%の軽減税率は今後も増税しないといっており、増税圧力により標準税率が上がった際も、住宅の軽減税率は 4%と 10%で変わらなかった。持家率も現在は 80%と高い国である。

⑥カナダ

- カナダは消費者にとって便利な制度になっており、自己建築せず、住宅を購入する場合は事業者が間に立って相殺してくれる。したがって、購入者からみれば、最初から軽減税率が適用されたような感じで住宅を購入できる。もちろん自己建築しても申告し還付請求すれば消費税は戻ってくる。
- 概ね全州で還付制度が設けられており、連邦としてもあるし、州としても独自の制度を持っている。2,800 万円の住宅の場合 364 万円の課税を受けるが、5.2%まで軽減され 218 万円が還付される。

4. EU のインボイス制度とは？

- 軽減税率を導入するにはインボイス制度を導入しなければいけないというのが従来の日本の税調や財務省の立場だった。これに対し、前回の西山先生の話では、EU における付加価値税制の合意として標準税率は 15%以上でなければいけないこと、また、仕入税額控除の要件は「タックスインボイスの保存」だということが指摘された。日本では請求書といっているが、EU ではインボイスといっており、税額を加えたタックスインボイスが必要ということであった。ただし、EU ではもともとインボイスを証憑として保存することが商習慣としてあり、無理をして導入したわけではない。また、税額を記載したタックスインボイスを発行できるのは課税業者のみで、免税業者はできないということから、免税業者がビジネスから排除されるという懸念があるということが指摘された。
- 必須記載事項としては、請求書としての体裁の他に、課税事業者番号があり、これは売り手

が書かなければならない。しかし、例えば、オーストリアの法人からイギリスに事業所をもつ法人に会計業務を提供する場合には、イギリスで付加価値税が課される。オーストリア法人がイギリスに事業所をもたない場合、イギリスの顧客が VAT に関する処理を行う。これをリバース・チャージと言うが、この場合は顧客の課税事業者番号もインボイスに必須記載事項となる。これを踏まえ、西山先生は売り手も買い手も課税事業者番号を記載する必要があると指摘されていたが、詳しくは、リバース・チャージが必要な場合に、買い手も納税番号を記載する必要があるということである。他に、税率と税額の区分表示、発行の通し番号や非課税の場合の適用条文を記載しなければならない。

- インボイスのメリットは益税の問題が生じないこと、価格転嫁できる事業者とできない事業者が区別され消費者に分かりやすいことで、デメリットは、免税業者が取引から排除されることである。免税業者と取引した場合、その分の仕入れ控除ができないため、そこでビジネスから排除されることがあり得るということである。

5. 主要国のインボイス制度の概要

- EC 指令により、EU が基本原則を定めた形である。フランス、ドイツ、イギリスも EU に右に倣えとなっており、基本的にはほとんど同じ条件である。実際の取扱いの細目で違いはあるかもしれないが、インボイス自体の取り決めは全く同じである。そうでなければ統合した意味がない。
- 日本の請求書とどう違うかであるが、基本は税額を記載しているかどうかである。軽減税率が適用されているかどうかに関わらず、税額を記載し、事業者の付加価値税の登録番号を必ず書かなければならない。また、当事者の住所、氏名も必要である。

6. インボイスの事例（イギリス）

- 14 ページの左が課税事業者のタックスインボイスで、右が非課税事業者のタックスインボイスである。違いは赤い点線で囲んだところである。課税事業者については、請求項目それぞれに税率と税額が記載されている。また、VAT Registration No とあるが登録番号を書かなければならない。
- 非課税事業者にはそういった義務はなく、会社の商法上の登記番号は記載するが、非課税業者なので、当然 VAT の登録番号は記載しない。

7. 日本のインボイスのイメージ

- 日本のインボイスの例を作ってみたが、課税事業者番号は記載しなければならないだろう。特殊な取引の場合は買い手の課税事業者番号も記載しなければならないだろうが、ここでは省いている。その下に適用があり、品目の明細がある。例えば、現地調査、航空券・宿泊費は海外でのことなので非課税扱いになり、人件費等についてはサービスとして消費税 10% が掛かる。国内税理士相談費用はプロフェッショナルに対して軽減税率が適用されたと想定すると 5% が適用され、これらを合計して、税抜価格合計に消費税合計が加算され税込価格になるといったイメージになるのではないか。このようなものが作れるかどうかが今後のポイントになる。

8. 公明党案による請求書イメージ

- 公明党案による請求書のイメージであるが、もう少し簡単である。物品 A と物品 B をそれぞれ分け、軽減税率 8% が適用されたものとして物品 A に※を付け、それぞれに単価と金額（どちらも税込）を記載している。マークを付けて区分しているが、いずれにしても何が軽減税

率の対象なのかについて判断しなければならないというところがポイントになる。

9. インボイス制度導入の課題・従来の議論

- 平成 2 年度の税制改正に関する答申では、帳簿方式の下では、非課税取引の範囲の拡大については自ら限度があるといっている。当時は非課税の範囲のことをいっていたが、軽減税率の場合に帳簿方式でできないかというのが論点である。
- 平成 5 年の今後の税制のあり方についての答申では、事業者の事務負担の程度を見極めつつ、早期に請求書等の保存を仕入税額控除の要件に加える方向で検討するべきであるとされている。請求書の保存義務を犯したときだと思うが、それについても負担になるのではないかと懸念が持たれていた。
- 平成 6 年の税制改革についての答申では、請求書、納品書、領収書、その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することを要件に加えることが適当であるといわれていた。
- 平成 12 年の 7 月には、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、中小事業者の特例措置などとの関係を踏まえ、信頼性・透明性の観点から検討を行うことが重要であるとされ、ヨーロッパのようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資するといっている一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができないために事業者間取引から排除されることを懸念していた。
- 平成 14 年でも、「インボイス方式」の採用が検討課題で、複数税率が採用される場合には、検討していくべきだというようなことがいわれている。
- 平成 15 年では、複数税率が採用される場合には、「インボイス方式」を採用する必要があるともいわれたことがある。
- 平成 17 年の税制改正では、「インボイス方式」の採用が検討課題であるといわれている。
- 徴税側の立場からすると、軽減税率導入が現実的な問題になった段階から、「インボイス方式」を導入したいといい続けてきたというのが一つの流れである。

10. H23 年 12 月「社会保障改革案に対する意見」税制調査会（抜粋）

- 民主党政権の時の話であり参考的なものだが、納税事業者は全国で約 333 万人おり、多くは中小企業なので、事務処理能力を考えるとその負担に対する措置を検討した方がいいとされていた。
- 逆進性への対策としては、中小企業者には事務負担が重い軽減税率の導入ではなく、給付の方がいいとされていた。当時は住宅についてもカナダ式の給付制度がいいと提言していたが、公明党が軽減税率を言い出したので業界としてその流れになってきた。財務省としては、一旦取った税を戻すという考え方はできるだけ避けたいということが感じられたが、給付制度は市場機能からみても問題が一番少ないため、業界としては当時それを提言したという経緯がある。
- 自動車取得税などについて消費税の二重課税の問題が指摘され、住宅に関しても不動産流通課税の廃止を含めた抜本的な見直しの話が当時は出ていたが、相手にされていない。自動車がケアされ、不動産の多重課税が相手にされないのは不思議である。

11. 消費税改正の経緯

- 論点のひとつは事業者免税点制度の水準。現在は基準期間において 1,000 万円未満となっている。
- 簡易課税制度は次第に細目化され、平成 15 年税制改正では 5 段階であったものが、今回の改

正で 40%というみなし仕入れ率が導入され 6 段階になる。軽減税率が導入された場合、おそらく、これが維持されることが、多くの中小企業が産業を支える日本としては、最大の課題ではないか。

- 限界控除制度は、免税点制度の基準が課税売上高 3,000 万円未満だった時に、その周辺の業者に対する経過措置として採られたもので既に廃止された。
- 申告納付回数は直前の課税期間の確定消費税額 4,800 万円超では確定申告を含めて年 12 回となっており、益税を避けるということや、キャッシュフローへの対応が高まってきたということがある。

12. 簡易課税見直し：保険代理店や不動産負担増、中小企業益税縮小

- 消費税増税を控えて実際には平成 27 年 4 月からだと思うが、40%というみなし仕入れ率が追加され、不動産業はこれに該当する。中小企業に対する取扱いが次第に厳しくなってきたという経緯がある。軽減税率導入時には、そもそもこれが本来どうあるべきかが試算できていないと思われるので、この制度を維持するか、軽減税率導入を遅らせるかという議論が出るかもしれない。

13. 主要国付加価値税の免税点制度の概要

- 日本は課税売上高が 1,000 万円ということであるが、フランス、ドイツ、イギリスは当該年の売上高も 1 つの指標になっており、より迅速に課税業者へ移行できるという仕組みになっている。
- ドイツなどは免税点が低く、業者はすべて納税せよという感じである。西山先生も益税の問題にはそういった対処ができるということだったが、中小企業にとってはそれなりの締め付けになってくる。ただし、現在のところ 1,000 万円をさらに下げるといった議論にはなっていない。

14. インボイス制度の課題・最近の議論

①公明党提案

- 軽減税率の対象としては食料品等を提案しており、住宅の話はなかなか出てこない。提案では、EU のインボイス制度とは異なり、仕入事業者が適用税率毎に一定期間の課税仕入高を集計し、そこから税率で割り戻して仕入税額を計算する形になっている。軽減税率を導入した場合は、売上げ事業者が標準税率と軽減税率に取引を分けて請求書に記載し、仕入れ事業者はそれに基づき税率が異なる取引を区分して帳簿に記載する。基本的に現行の「免税事業者からの仕入税額控除を認める仕組み」は維持するため、免税事業者が取引から排除されることはない。
- システム導入・改修の影響はそれほど大きくはなく、44%の中小企業が経理事務を手計算で行っているとの指摘があるという認識のもと、それでも大丈夫だろうとしている。

②財務省主税局の見解

- 財務省がこの公明党案に論評しており、それ自体異例のことである。公明党案のような制度を導入するかどうかは政策上の判断であると、最終的に責任を転嫁しているが、やれといわれれば法制上、法技術上不可能ではないとしている。
- ただ、公明党案に対しては、売り手に請求書の交付を義務付けないというのは困るとしている（ただし、公明党案をみると義務付けていると受け取れる）。
- 免税業者は自分の納税額と無関係に適用税率を判断するが、免税業者であるがゆえに、ある意味無責任になるとし、力関係による通謀等による不正リスクが高まることを懸念している。

○POS システム等を持たない事業者の場合は、税務署として事後的な取引の検証が難しいということで、懲罰規定を設ける必要があるとっている。

○免税業者に新たな義務を課すことはおかしいのではないか、すなわち、小規模・零細な事業者の事務負担等の配慮から納税を免除しているにも関わらず、それに対して責任を課すことはおかしいとしている。

③平川先生の意見

○実務上帳簿精算方式に親しんできたため制度変更は簡単ではなく、手間は相当かかる。

○公明党案については常識的な判断なのでいいと思うが、事務負担の急増は避けられない。それはシステム上の問題よりも、標準税率なのか軽減税率なのかを区分するのにかかる手間である。

○帳簿方式をうまく使っていこうということは評価できる。

○インボイス先進国の課題を踏まえ、日本型の方式をうまく作っていくことはいいと思うが、懸念材料として国際的取引で日本式が通用するかどうかということがある。

④西山先生の意見

○不動産取引に対する消費課税の課題として、税率引き上げに伴い、軽減税率をどうするのか、インボイスをどうするのかということがある。

○税率が相対的に低い現在がいいが、免税業者からの仕入税額控除は本来認められるべきではなく、特に税率が上がった場合は問題である。

○インボイス制度が本当にいいのかというと、EU では最悪な状況で、機能不全に陥っているといってもいい。インボイス制度がありながら本来の税収の 20%が失われているという調査があり、インボイスを導入したからといって日本でうまくいくとは言い切れない。

○懸念されることとして、単一税率を前提として導入されている中小企業等に対する簡易課税制度が、軽減税率を導入した時に維持されるかということがある。ドイツでは 54 種類もの税率があり、職業毎にみなし税率を適用しているので、適用できないということはないだろうが、そもそも簡易課税の税率そのものに実績がないのでハードルはありそうである。

○免税事業者がビジネスから除外されるという問題は、免税点を下げ、申告納税手続きを簡素化することで対処可能だが、全体としてそれでいいのかという課題はある。

○複数税率を入れてタックスインボイスを入れない場合は、世界でもユニークな税になるが、国際的な整合性が取れるか懸念はある。ただし、EU の状況をみる限り、商習慣をもとにインボイスを導入したという経緯もあり、日本でも日本の商習慣に従って、請求書に必要な記載事項を加えたような日本独自の制度を定着させていくという方法でもいい。必ずしもインボイスに固執する必要はない。

⑤溝口氏（プライスウォーターハウスのドイツ税理士）の論文

○日本でインボイス方式の導入が必要かどうかということについて、結論からいえば、日本の請求書保存方式はかなり徴税効率が高く、単一税率が一番のポイントであると思うが、非常におおらかな制度で評価できる。インボイス方式のメリットを取りながら、そういう制度を日本で適用させていけばいいのではないかとっている。

○プライスウォーターハウスが行った調査では、コンプライアンス確保のために必要な時間は、付加価値税を有する各国の平均値で 125 時間であり、法人税の 74 時間を大きく上回る。内訳は準備行為で 82 時間、申告書作成提出で 24 時間、納税手続きが 19 時間となっている。これに対し、日本の消費税は 35 時間で済んでおり、はるかに事業者の負担が少ない。特に準備行為で 82 時間もかかっているという結果からすると、軽減税率を導入した場合には、どれが軽減税率かを確かめるために事務的時間が膨大にかかることを示している。EU としては今さら変えられないということもあり大変な課題になっている。

- OECD 加盟国の付加価値税収比率（本来の課税ベース×標準税率に対する実際の付加価値税収の比率）をみると、ルクセンブルクは金融サービスが主たる産業のため 0.93 と突出して高いが、2008 年の日本は 0.72 で 32 カ国平均 0.58 よりも高い。これは単一税率だからということではあるが、EU は機能不全に陥ったという説もあり、付加価値税制維持のために、電子帳票管理、電子記帳のルールづくりや簡素化を進めようとしている。ただ、なかなか思うようにはいっていない。
- EU の調査ではコンプライアンス事務のために年間 451 億ユーロ、単純にみても 4.5 兆円以上の費用が掛かっている。
- 溝口氏は、日本の制度としては請求書をうまく活用し、おおらかな制度を作ればいいのではないかとされている。

15. まとめ～不動産業等への課税の方向性

- G7 では、住宅は食品同様重要なサービスであると位置づけており、日本でも当然配慮されるべきである。
- EU のインボイス制度自体は脱税が横行しており、コンプライアンスに問題がある。むしろ、日本の単一税率と帳簿方式は、世界でも望ましいという世界的な評価である。
- 日本の帳簿保存方式を活用しつつ、請求書等の記載事項を考慮した形での複数税率方式を採用することが望ましいというのが、平川先生、西山先生、溝口先生の見解である。過去においてあったインボイス絶対であるという雰囲気、ここに来てもう一つ選択肢があるという流れに変わってきたと思う。
- 財務省主税局も、法技術的には公明党方式でも対応可能としており、歴史的にだいぶ軟化していると思われる。
- 全宅連として協会メンバーの意見もモニターした方がよく、その結果次第ということもあるが、軽減税率を導入するのであれば、インボイス方式を EU の通りにやる必要はなく、日本にあった形で導入すればいいと思う。その際忘れてはいけないのが、中小企業に対する特例で、そういったものは維持していく必要がある。簡易課税方式は特に重要で、これを構築してもらうことは欠かせない主張点であろう。
- 免税業者からの仕入れ控除ができるという現行制度を維持していくことが中小企業の商売を守ることに当面は繋がるだろう。徴税側の問題や国際的な関係もあるが、当面の策として免税業者からの仕入控除は認めてもらうのが適切で、複数税率が市場に馴染まないうちに仕入控除を認めないで、EU の制度のようなものを導入することは問題が大きすぎる。EU が 40 年かかってやってきたものを、日本が数年でやるというのはとんでもない話であると主張したらいいいのではないか。

■ 質疑応答（敬称略）

- 質 疑 免税事業者が事業者間取引から排除されかねないということをもう少し具体的に説明して欲しい。また、公明党方式についてもう一度説明して欲しい。
- 篠 原 免税事業者が事業から排除されるということは日本でもいわれていたことであるが、実際には特例で仕入れ控除できるので、現段階では問題ではない。ただし、EU のインボイス制度をそのまま導入した場合には、免税業者から仕入れた側は仕入控除ができないと決められているので、控除できる業者から仕入れた方がいいという考えで、免税業者がビジネスから排除されるということが出てくる。EU の制度の場合、軽減税率の場合も標準税率の場合もインボイスに税額を書かなければいけないが、免税業者は税額を書けない。したがって免税業者がわかってしまうので、取引

に使わないというようなことが起こり得るだろう。EU の場合は、免税業者が請求書に税額を書き忘れたら課税業者扱いになり納税しなければならない。ただ、事業者が必用と判断すれば、非課税であっても課税選択ができるようになっている。また、財務省が懸念しているのは、免税業者と課税業者が結託して不正行為をするのではないかということである。EU でも相当な不正行為をやっているのだから、それは制度上の問題だけではなく、国民性の問題、商習慣の問題も多々あると思う。

EU のタックスインボイスとは異なり、よくみると、公明党案には税額が書いてない。そういう方法もあると思うが、EU 的なタックスインボイスとは一線を画すものとなっている。公明党案は軽減税率が単一であればいいが、複数になったり物品により難しい適用があったりする場合は、いずれにしても実務負担が相当増えることは避けられない。インボイスを作る、作らないに関係なく、軽減税率を導入すれば中小企業の実務負担は相当大きくなる。

質疑 日本版を作る可能性はあるか。

篠原 あると思うし、逆にできない理由がわからない。この請求書を実際の商取引で作れるかということと、これに徴税側が納得するかということだと思うが、徴税側としては、公明党方式は税額や税率が書いてないので面倒だと思う。業者としてはこの方が簡単かもしれないが。

質疑 納税する時にこちらは手間がかかる。

篠原 そうである。ただ、現在の方式と同じように、みなし税率で対応できるようにしてもらえばそれほどの手間はかからない。ただ、特例を維持しないと中小業者は納税業務が大変になると思う。どちらにしても税率の判定業務の時間はどうしても増えてしまうので、いろいろな物品の取引をしている場合は大変である。不動産業の場合は仲介取引であればそれ程負担はないが、工務店は材の取扱いがあるので大変だと思う。

質疑 軽減するアイテム数を減らしておけばいい。

篠原 誰が最初のチャンスを得るかということである。住宅なのか食料品なのか医療業界なのか。結局は俺も俺もとなり、収拾がつかなくなる。それがいまの EU の姿である。EU に行って批判めいた言い方をすると、「それは致し方ない。税は政治である。複雑と思うが一つ一つ考えて、時間をかけて議論をして、納得してそうしてきた」と言われる。いきなりみるとおかしいことがあるかもしれないが、いろいろな政治判断の中で解消してきたものである。日本で細かな制度を性急につくるのは無理で、やや試験的なアプローチで、時間をかけ、政治的に対応してもらう必要がある。

質疑 全宅連は住宅だけを考えればよく、住宅だけを考えれば意外と単純かもしれない。

篠原 ただし、政府の動きが取りあえず食料品という雰囲気になっており、住宅の話が消えてきたようなので懸念している。

質疑 賃貸の駐車場が面倒である。20 世帯で 18 台だとすべて課税で、20 世帯で 25 台ある場合は、20 台までは非課税、5 台は課税というように、複雑で分離が面倒である。住宅に付随した駐車場は非課税にするなど単純化してもらいたい。

篠原 ドイツは借家国なのでそれが発展しており、賃貸経営者には課税選択のオプションがある。

質疑 どのようにしたらいいと思うか。軽減税率には反対か。

篠原 私はもともと軽減税率よりリベート制度の方がいいと思うが、初めてこれを論じた際、当時の大蔵官僚からそれは補助金であろうと言ってきた。つまり財務省を含め、いったんとった税は簡単には戻せないという感覚があるのではないか。

中古住宅でも、リフォーム再販の場合は給付制度をとった。

篠原 あれは予算措置なので、形としてはやれないことはない。予算でとるか、税収の中でうまくできるのかということである。私は本来還付すべきと思うが、日本は縦割りの世界なので、徴税が住宅政策をやっているという立場はとりたくないのかもしれない。

質疑 還付にかかる費用は大きい。

篠原 徴税側とすれば費用面から還付制度はやりにくいということはあるだろう。

質疑 国の方もそうで、還付に係る人件費を考えれば非課税にした方がいい。

篠原 カナダの新築の場合は事業者が入って手続をする形になっている。それが徴税側の一つの負担軽減策になっている。

質疑 給付でやってくれれば一番いい。

篠原 カナダの財務省の話だが、「我々は EU の制度をとことん調べ、あれは使えないものだとわかったので、今の給付制度を考え、自信を持って導入した」とのことである。カナダは住宅に関して非常に気を使っている国で、税率を 1%下げたことで買い控えが生じるのではないかと、リベート制度も少しいじっている。資産価値に対する課税は、昨今、世界でも非常に懸念される材料になっており、住宅バブルが崩壊し、これは考え物だというスタンスに変わってきた。不動産は課税しやすい対象であったが、世界を動く投資資金のため、資産価格の変動を助長しかねないため、これでいいのかという議論がある。

質疑 非課税というのはあり得ないか。

篠原 住宅を非課税にした時に何がいいのかという議論になる。ほとんどの人は非課税でいいのだろうが、市場が変わり転嫁できなかった時に事業者としては困るということだろう。売り手市場が続いておればよいが、そうでなく、買い手市場になると事業者は転嫁できなくなって困る。

質疑 価格に転嫁していけばいいのか。

篠原 ドイツの場合も、建設行為はすべて乗ってくるが、最終的に分譲住宅として売る時にどのくらい乗っているかというと、当時標準税率が 19%だった際に、実際に転嫁された税は 5%程度であったという。アメリカの場合は 2%程度だが、そういう形がいいのかどうかを皆さんでご検討いただかないといけない。

質疑 それはデベロッパー系で、仲介は個人間なので非課税である。

篠原 細かいことをいうと事業所間の取扱いというものもある。ニュージーランドは単一税率で EU に注目されているところであるが、確か不動産関係において、事業者間取引でゼロ税率が適用されることがあり、これは非常にいい制度になっているようである。結局、最終消費者の負担となって総需要を落とし、景気が悪くなって不動産業が困るということ避けたいのか、事業者が負担になるから困るのか。そういう考え方をもち制度考える必要がある。

質疑 消費者の負担のことを言っているつもりである。買取再販は取得税を含めて 2 回、3 回取られるので大きい。

篠原 買取再販のことであれば、フランスやイギリスの制度には注目する部分がある。本当のマージンの部分に対してのみ新たに課税し、新築で課税されて中古になった物件については、2 回目の課税はあり得ないという発想である。

質疑 それはいいと思う。買取再販の場合、中古なので建物の価格がある程度抑えられるが、地方にいくと土地より建物の金額が大きいというところもあり、そこに消費税が乗ってくると非常に大きい。原材料が上がり、消費税が上がるとなると、

価格に転嫁できるかといったらできない。消費者の負担軽減という観点からいくとフランス方式になるのか。

篠原 買取仲介や再販の話であればそういう選択はある。ただし、日本の場合は、個人は非課税なので課税されていないだけで、基本的には中古も課税対象であるが、フランスやイギリスの考え方は異なり、フランス、イギリスはいったん課税されたものの再販時には再課税しないという考え方がある。再販されたものに消費税を掛けることはないというのが一つの認識である。

質疑 日本では消費税は流通税と理解していいか。

篠原 流通税と叫ぶのも資産課税的な面もあり、何とも言い難い。徴税上はいいとこ取りされている。

質疑 リフォームした部分に課税があっても、トータルの価格にはあり得ないということか。

篠原 そうである。そういうことをサポートする学者も多い。経済や財政学の先生などは、消費税は中立的な良い税なので活用すべきだというのが、二つの点だけ合意してくれる。一つは重複課税の問題で、何回も課税されるのはおかしいという考えである。もう一つは、消費税は本来住宅に対する資産課税ではなく、サービス課税であるという考え方である。家賃に対して課税しているという考え方の方が正しく、それができないので、アップフロントで新築の時点でかける。仮に、税率が 10%になった時に 40 年の耐用年数として、住宅サービスに対して課税されたとして現在価格に直すと、最初にかかる税率は 5%で十分だという計算結果になる。住宅に対する軽減税率が意味を持つと思ったのは、本来アップフロントで 10%課税してはいけない、住宅に対しては 5%で理論的にも整合しているということがあったからである。この点は多くの財政学者や税調の先生も支持してくれている。現在は取られ過ぎなので、軽減税率という主張には理由があり、住宅はもう少し軽減されるべきであるという論点は十分あると思う。

質疑 我々としてもターゲットを絞って 5%の据え置きがいいのではないか。

篠原 G7 をみても住宅に対しては数パーセント前後の水準でやっているような気がする。それ以上住宅という資産に税をかけるということはどこか限度がある。実証はできていないが注目されている点である。

質疑 登録免許税は二重課税である。

篠原 消費税の効果は中立的で、消費税は駆け込みと反動の影響が大きい。住宅着工で試算すると流通税を変化させた方が効果は大きく、消費税をいじっても、駆け込みと反動は非常に大きい。それが終わると消費税の影響は次第になくなっていく。流通税をいじった方が業界としてはメリットがある。流通取引量を増やすということであれば、あるいは価格がどうなるかということを考えるのであれば、流通税を下げるのかなりの効果が出てくるはずである。

(以上)

平成 25 年度 「消費税軽減税率に係る検討会」報告書
2014 年 3 月

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-6-3
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会